

近代イギリス財政史的＝国制史的研究  
と  
財政民主主義

佐藤芳彦著

第1編：近代イギリス及び日本における中央・地方選挙法(代議制)史研究 9

第1章 近代イギリスにおける中央・地方選挙法(代議制)の展開 11

序：考察の対象＝限定 11

第1節 中央＝国家レベルでの選挙法(代議制)の展開 13

(1) 選挙権に関して

- (1) 第1次選挙法改正＝1832年「国民代表法」における選挙権
- (2) 第2次選挙法改正＝1867年「国民代表法」における選挙権
- (3) 第3次選挙法改正＝1884年「国民代表法」における選挙権
- (4) 第4次選挙法改正＝1918年「国民代表法」における議会選挙権

(2) 選挙区等に関して

- ＜1885年「議席再配分法」＞
- ＜1910年『選挙制度調査勅命委員会報告書』＞
- ＜小選挙区制のもつ意味＞

第2節 地方レベルでの選挙法(代議制)の展開 23

(1) 選挙権に関して

- (1) 1834年「救貧法修正法」等における地方救貧委員会等の選挙権
- (2) 1835年「都市団体法」等におけるバラ議会等の選挙権
- (3) 1870年「初等教育法」における「学務委員会」の選挙権
- (4) 1888年「地方政府法」におけるカウンティ議会の選挙権
- (5) 1894年「地方政府法」等における教区議会，地方救貧委員会，  
地区議会等の選挙権
- (6) 1918年「国民代表法」における地方政府選挙権

(2) 選挙区等に関して

- (1) 1834年「救貧法修正法」等における「地方救貧委員会」等の選挙
- (2) 1835年「都市団体法」等におけるバラ議員等の選挙
- (3) 1870年「初等教育法」における「学務委員会」の選挙
- (4) 1888年「地方政府法」におけるカウンティ議員の選挙
- (5) 1894年「地方政府法」等における教区議員，地方救貧委員，  
地区議員等の選挙
- (6) 1902年「教育法」における選挙
- (7) 1933年「地方政府法」における地方政府選挙

第3節 小括：中央＝国家レベルと地方レベル間での選挙法(代議制)展開の関連と  
その意義 36

- (1) 選挙権に関して
- (2) 選挙区等について
- (3) 選挙法(代議制) 史的意義

## 第2章 近代日本における地方・中央選挙法(代議制)の展開 39

序 39

<考察の対象=限定>

<選挙法(代議制)展開の政策的意図と税制面での前提>

- (1) 選挙法(代議制)展開の政策的意図
- (2) 選挙法(代議制)展開の税制面での前提

### 第1節 地方レベルでの選挙法(代議制)の展開 42

(1) 選挙権について

- (1) 1878年「府県会規則」における府県会議員の選挙
- (2) 1888年「市制及町村制」における市会及び町村会議員の選挙権
- (3) 1890年の「府県制」及び「郡制」における府県会及び郡会議員の選挙権
- (4) 1899年の「府県制」及び「郡制」改正における府県会及び郡会議員の選挙権
- (5) 1911年の「市制」及び「町村制」改正における市会及び町村会議員の選挙権
- (6) 1921年の「市制」及び「町村制」改正における市会及び町村会議員の選挙権
- (7) 1922年の「府県制」改正における府県会議員の選挙権
- (8) 1926年の普通選挙制下における選挙権

(2) 選挙区等について

- (1) 1878年「府県会規則」における府県会議員の選挙
- (2) 1888年「市制及町村制」における市会及び町村会議員の選挙
- (3) 1890年の「府県制」及び「郡制」における府県会及び郡会議員の選挙
- (4) 1899年の「府県制」及び「郡制」改正における府県会及び郡会議員の選挙
- (5) 1911年の「市制」及び「町村制」改正における市会及び町村会議員の選挙
- (6) 1921年の「市制」及び「町村制」改正における市会及び町村会議員の選挙
- (7) 1926年の普通選挙制下における選挙

### 第2節 中央=国家レベルでの選挙法(代議制)の展開 57

(1) 選挙権について

- (1) 1889年「衆議院議員選挙法」における選挙権
- (2) 1900年「衆議院議員選挙法」における選挙権
- (3) 1919年「衆議院議員選挙法」改正における選挙権
- (4) 1925年「衆議院議員選挙法」における選挙権

(2) 選挙区等について

- (1) 1889年「衆議院議員選挙法」における選挙

- (2) 1900年「衆議院議員選挙法」における選挙
- (3) 1919年「衆議院議員選挙法」改正における選挙
- (4) 1925年「衆議院議員選挙法」における選挙

### 第3節 戦後における中央＝国家と地方での選挙法(代議制)の展開 61

- (1) 国家レベル
  - <1945年「衆議院議員選挙法」改正>
  - <1947年「衆議院議員選挙法」改正>
- (2) 地方レベル
  - <1946年「府県制」改正>
  - <1946年「市制」改正>
  - <1946年「町村制」改正>
- (3) 国家レベルと地方レベルでの選挙法(代議制)の統合
  - <1950年(4月15日の法律100号)「公職選挙法」>

第4節 小括: 中央＝国家レベルと地方レベル間での選挙法(代議制)展開の関連とその選挙法(代議制)史的意義, 1994年「公職選挙法」改正による国家レベルでの「小選挙区比例代表並立制」採用の歴史的意義 65

## 第3章 イギリスにおける『選挙制度調査勅命委員会報告書(1910年)』分析 67

### —「代表原理」の比較国制史研究の基礎視角設定のために—

序 はじめに 67

第1節 「選挙制度調査勅命委員会」の設置 68

第2節 『選挙制度調査勅命委員会報告書(1910年)』の概括的内容 69

- (1) 現行制度
  - (1) 投票について
  - (2) 選出について
  - (3) 選挙区について
  - (4) 現行制度の特徴
- (2) 現行制度において提案された諸改革
  - (1) 「等しい選挙地域の基礎での再配分」
  - (2) 「絶対多数制度」
    - 1 [提案理由＝]現行制度の欠陥としての「分割票」
    - 2 「救済策」としての「絶対多数制度」
    - 3 「第2回投票」制
    - 4 「選択票」制
  - (3) 「少数及び比例代表制度」
    - 1 [提案理由＝]現行制度の下での「比例しない多数」  
「現行制度と比例代表間での原則上の相違」  
「現行制度の記録」
    - 2 少数代表の諸制度

(a) 「限定票」制

(b) 「集積票」制

### 3 比例代表

「制度の区分」。

(a) 「名簿制度」

(b) 「委譲票」制

「比例代表についての諸結論」

① 比例代表の原則について

② 比例代表の3制度の確実性について

③ この国における比例代表の適用可能性について

④ 結論に対する限定と「委譲票」の実験的適用について

#### (4) 最終的結論

### 第3節 展望：『報告書（1910年）』をめぐる政策展開 77

(1) 1914年「アイルランド統治法」における「委譲票」規定

(2) 1917年「選挙改革会議」における「委譲票」と「選択票」決議

(3) 第4次選挙法改正＝1918年「国民代表法」における「委譲票」関係規定

(4) 1920年「アイルランド統治法」等における「委譲票」規定

## 第2編：『近代イギリス予算制度成立史研究』：要旨 81

《研究の構成＝詳細目次》 81

《研究の課題と方法》 90

《研究の総括：近代イギリス予算制度の成立とその歴史的意義》 94

(序) 前史：イングランド「封建王政」, 「絶対王政」における財政的＝国制的統治体制

(1) 市民革命(前後)期：予算制度における「立憲体制」の基本的成立

(2) 重商主義期：重商主義的予算制度の進展

(3) 古典的自由主義期：近代イギリス予算制度の成立

(庶民院による財政統制の「循環」の完成)

(4) 近代イギリス予算制度成立の歴史的意義

(5) 近代イギリス予算制度成立の客観的効果

### 附表 99

《近代イギリス予算制度成立史関係略年表》 100

(序) 前史：イングランド「封建王政」, 「絶対王政」期

(1) 市民革命(前後)期：1640年代～1714年

(2) 重商主義期：1714年～1815年

(3) 古典的自由主義期：1815年～1873年

《イギリス会計年度の地方政府会計への拡大＝「地方会計年度」制定史関係略年表》105

《日本における「会計年度」制定史関係略年表》106

追加資料 107

《1688～1873 年歳出, 歳入, 債務額の推移関係諸表》 108

《1871-72 年度予算関連諸表》 114

- ・表 2-1 予算審議表 114
- ・表 2-2 割当法の付表 116
- ・表 2-3 国庫決算書 124
- ・表 2-4 既定費決算書 126
- ・表 2-5 割当決算書: 海軍 127

**第3編: 『近代イギリス財政政策史研究』: 要旨 129**

《研究の構成=詳細目次》 129

《研究の課題と方法》 137

《研究の総括: 近代イギリス財政政策史(=1910年の「人民予算」と1911年の「国会法」の成立に至る経緯)とその財政史的=国制史的意義》 142

I. 古典的自由主義期における財政政策

- (1) 地方財政問題: 国庫補助金問題
- (2) 地方地価税創設問題
- (3) 国家財政問題,
- (4) 貴族院問題

II. 19世紀末「大不況」期における財政政策

- (1) 地方財政問題: 国庫補助金問題
- (2) 地方地価税創設問題
- (3) 国家財政問題,
- (4) 貴族院問題

III. 古典的帝国主義期における財政政策

- (1) 地方財政問題: 国庫補助金問題
- (2) 地方地価税創設問題
- (3) 国家財政問題,
- (4) 貴族院問題

付表 151

《近代イギリス財政政策史関係略年表》 152

- (1) 古典的自由主義期
- (2) 19世紀末「大不況」期
- (3) 古典的帝国主義期

**第4編：『第1次世界大戦前におけるイギリス・アイルランド間財政関係史研究』：要旨 155**

《研究の構成＝詳細目次》 155

《研究の課題と方法》 157

〈本研究の経緯と研究史〉

〈課題と方法〉

《研究の総括：第1次世界大戦前イギリス・アイルランド間財政関係史(=1914年「アイルランド統治法」成立に至る経済史的＝財政史的背景)とその財政史的＝国制史的意義》 161

- (1) ナポレオン戦争期
- (2) 古典的自由主義期
- (3) 19世紀末「大不況」期
- (4) 古典的帝国主義期

付表 163

《イギリス・アイルランド間財政関係史関係略年表》 164

- (1) ナポレオン戦争期
- (2) 古典的自由主義期
- (3) 19世紀末「大不況」期
- (4) 古典的帝国主義期

**第5編：補論1 近代イギリスにおける「土地問題」研究点景：研究動向，論点開示，書評 167**

**第1章 「土地問題」と財産所有民主主義に関する研究：研究動向 169**

研究動向：A. オフファー『財産と政治 1870-1914年』をめぐって

**第2章 農村の農業・土地問題に関する研究：論点開示 187**

1979年度 [西洋史研究会] 大会共通論題

論 題：「農業大不況」と近代的土地所有関係の変化

一椎名重明著『近代的土地所有—その歴史と理論—』をめぐって一

論点開示：「農業大不況」の克服過程と近代的土地所有

I はじめに

II 「『農業大不況』の克服過程」における問題点

(A) 「生産方法の改善」に関して

(i) 「資本家的経営の拡大」について

(ii) 「農業技術の改良」について

(B) 「土地所有関係の変革」に関して

(1) 土地法改正の内容と必然性(及び意義)の関連について

- (i) 「(自救的)動産差押え法」の改正
  - (ii) 「テナント・ライト」補償法の改正
  - (iii) 「継承的不動産権法」の改正
- (2) 土地法改正が生産方法の改善に対してもつ効果について
- (C) 「農業大不況」の克服過程の理解の仕方に関して

### 第3章 都市の住宅・土地問題に関する研究：書評 197

書評：島 浩二『住宅組合の史的研究：イギリスにおける持家イデオロギーの源流』

### 第6編：補論2 近代イギリスにおける「財政・金融問題」研究点描：書評 201

- 1：土生芳人『イギリス資本主義の発展と租税：自由主義段階から帝国主義段階へ』 203
- 2：藤田哲雄『近代イギリス地方行財政史研究：中央対地方，都市対農村』 207
- 3：藤田哲雄『イギリス帝国期の国家財政運営：平時・戦時における財政政策と統計1750-1915』  
211
- 4：藤瀬浩司・吉岡昭彦 編著『国際金本位制と中央銀行政策』 215

### あとがき 223



## 第1編：近代イギリス及び日本における中央・地方選挙法(代議制)史研究<sup>1)</sup>

---

<sup>1)</sup> 近代イギリス財政史的=国制史的研究においても、「戦後歴史学」が到達した研究方法、すなわち、歴史学的なアプローチに従って、「経済的基礎過程の分析を国家の構造と機能に収斂せしめる」(吉岡昭彦『近代イギリス経済史』岩波全書、1981年、5頁)という接近方法によって、問題を詰めつつ、統一的な歴史像に接近することが有効である。

このような問題視角からの「国家の構造と機能」に関する研究の一環として、本書冒頭の本編に、前者の「構造(=政治構造、とりわけ選挙法(代議制))史に関する、3つの相互に関連する論考を配置し、続く諸編での後者の「機能(=行財政政策、とりわけ財政政策)」に関する論考の前提としたい。



## 第1章 近代イギリスにおける中央・地方選挙法(代議制)の展開

### 序：考察の対象＝限定

近代イギリス財政史的＝国制史研究、とりわけ予算制度成立史研究の前提として、本章では1820-30年代における資本主義の確立以後、イギリスにおける中央＝国家と地方双方における選挙法(＝代議制)の展開過程に注目したい。

予め、国家と地方の展開関係を概括するため、表1-1-1に表示した「イギリスにおける選挙法(代議制)展開関係略年表」から、クロノロジカルな展開を確認すると、資本主義の確立以後、まず国家レベルで「国民代表法」として庶民院の選挙法改正が第1次、第2次、第3次改正と漸次的＝段階的に実現し、それぞれの改正に続いて、地方レベルで地方政府の選挙関係法が成立しているといえる。

従って、以下では、まず、(1) 国家レベルでの庶民院の選挙法改正について、その法的規定内容を、イングランドに関する1832年の第1次改正、1867年の第2次改正、1884-85年の第3次改正、そして1918年の第4次改正のそれぞれについて、特に(代表原理に関連する) 選挙権の資格＝付与条件、及び選挙区等を中心にして検討する。次に、(2) 地方レベルでの選挙について、イングランドにおける種々の地方当局＝地方政府の選挙関係諸法の法的規定内容を、同じく 選挙権の資格＝付与条件、及び選挙区等を中心にして、国家レベルでの諸改正に対応させつつ検討する。最後に、(3) このような国家レベル→地方レベルという序列で、国家レベルと地方レベル間での展開の関連を考察し、国民(住民)＝納税者＝有権者にとってもつ意味を明らかにしたい<sup>2)</sup>。

---

<sup>2)</sup> 関係する研究史に関してごく簡単にいえば、管見の限りであるが、国内においては、庶民院の選挙法改正について、横越英一『近代政党史研究』(1960年)や五十川式雄『19世紀英国選挙法改革の研究』(1968年)以来、イングランドに関していくつかの研究があるが、その殆どがイングランドについての政治的实现過程の検討に留まり、実現した法律を検討した研究は全くないようである。また地方当局＝地方政府の選挙関係諸法について、小川市太郎『英国地方統治制の研究』(1938年)以来、関説する非常に多数の研究があるが、それらは、総じて、個別的断片的な検討に留まっているようである。また、国家レベルと地方レベルの双方についての、1918年法に至る選挙法改正問題の総括的、系統的な研究は全くないようである。

外国において、国家レベルでは、C. Seymour, *Electoral Reform in England and Wales*, 1915、地方レベルでは、B. Keith-Lucas, *English Local Government Franchise*, 1952に代表される、実に多数の(殆どがイングランドに関する)研究があるが、管見の限り、ほぼ同様で、国家レベルと(スコットランドとアイルランドを含めた)地方レベルの双方についての、1918年法に至る選挙法改正問題の本格的研究はないようである。

表1-1-1 イギリスにおける選挙法(代議制)展開関係略年表

国家レベル	地方レベル
1832年「国民代表法」 (=第1次選挙法改正)	1834年「救貧法修正法」 1835年「都市団体法」 1844年「救貧法修正法」 1848年「公衆衛生法」 1855年「首都経営法」
1867年「国民代表法」 (=第2次選挙法改正)	1869年「都市選挙権法」 1870年「初等教育法」 1882年「都市団体法」
1884年「国民代表法」 (=第3次選挙法改正)	
1885年「議席再配分法」	
1885年「登録法」	1888年「カウンティ選挙人法」 1888年「地方政府法」 1894年「地方政府法」 1899年「ロンドン政府法」 1902年「教育法」
1918年「国民代表法」 (=第4次選挙法改正)	1933年「地方政府法」

[Statute at Large; Public General Actsの関係箇所より作成。]

## 第1節 中央＝国家レベルでの選挙法(代議制)の展開

まず、国家レベルでの選挙法(代議制＝庶民院の選挙法改正)を取り上げ、その展開が、国民(住民)＝納税者＝有権者にとってもつ意味を検討したい。

予め、先取りして、また選挙権と選挙区等に限定していえば、(1) 選挙権に関しては、資格＝付与条件として、課税財産の占有＝納税条件が規定されてくること、また(2) 選挙区に関しては、更にそのような納税者＝有権者の「多数意見」が代表される原則(＝多数代表原則)が成立し貫徹してくることを指摘したい。

### (1) 選挙権に関して

さて、選挙法(＝代議制)の展開において、どのような原則が成立し貫徹してくるのであろうか。ここでは、選挙権と選挙区等に限定して検討していきたい。

まず、議会(＝庶民院)選挙権に関して、この点を、議会選挙権の主要な資格＝付与条件に即して検討していきたい。

(なお、第1次と2次選挙法改正に関しては、イングランド及びウェールズに関する法律の他に、スコットランド、アイルランドに関する法律も制定されたが、ここでは、後者についての言及は省略する。)

#### (1) 第1次選挙法改正＝1832年「国民代表法」における選挙権

予め、第1次選挙法改正以前の議会選挙権の主要な資格＝付与条件に言及しておけば<sup>3)</sup>、周知のように、カウンティ選挙権の場合、1430年法<sup>4)</sup>下に、統一的に、投票するカウンティでの居住、及び年価値40シリング以上の自由保有地(freehold estate)の現有であり(産業革命期の1774年法<sup>5)</sup>下に、この居住条件が廃止され、非居住の複数投票(non-resident and plural voting)が可能となった)、他方、バラ選挙権の場合、統一的ではなく、バラの特許状と地方的慣行に依存していた。

さて、第1次選挙法改正、すなわち、1832年6月7日に成立した1832年「国民代表法」、正式には、「イングランド及びウェールズにおいて国民の代表を修正する法律」<sup>6)</sup>は、まず「カウンティ選挙権」のための追加的資格について、次のように規定する。

18条は、自由保有権について、概略では、「次の場合を除いて、いかなる人も、このような人のそれ

---

<sup>3)</sup> Cf. R. L. Schuyler and C. C. Weston, *British Constitutional History since 1832*, Princeton, 1957, pp. 30-31.

<sup>4)</sup> 具体的にいえば、What Sort of Men shall be Choosers, and who shall be chosen Knights of the Parliament (8 Henry VI., c. 7). である。

<sup>5)</sup> 具体的にいえば、An Act for making perpetual two Acts, passed in the tenth and eleventh Years of the Reign of his present Majesty, for regulating the Trials of controverted Elections, or Returns of Members to serve in Parliament (14 George III., c. 15). である。

<sup>6)</sup> An Act to amend the Representation of the People in England and Wales (2 Will. IV., c. 45).

が生涯間、所有 (seised) されているかもしれないところの、自由保有権 (freehold) 下の土地あるいは保有財産 (lands or tenements) に関して、カウンティのために投票しない、すなわち、・・・同一物が£10より少なくない純年価値 (clear yearly value) をもつ以外には；しかし、このことは、投票する権利を、目下もつ、あるいは本法がなかったならば獲得するかもしれない人が、もしも滞りなく登録されるならば、このような権利を維持するあるいは取得することを妨げない」、と。

19 条は、贍本保有権について、「・・・成年で、法的無能力でない次の男子、すなわち、・・・同一物から、あるいはそれに関して支払われるすべての賃料と負担を超えて、£10より少なくない純年価値 の、贍本保有権 (copyhold) の、あるいは自由保有権以外のどんなものであれその他の土地保有態様の、土地あるいは保有財産を、彼自身の生涯間、所有しているところの、すべての男子は、このような土地あるいは保有財産がそれぞれ位置しているカウンティのため、・・・将来の議会に仕える州選出議員あるいは議員たち (a knight or knights of the shire) の選挙で、投票する権利を与えられる」、と。

20 条は、定期保有権及び占有権について、「・・・成年で、法的無能力でない次の男子、すなわち、すべての賃料と負担を超えて、£10より少なくない純年価値の、・・・元々60年より少なくない期間の間で創設された定期間 (term)の・・・未満了の残りの間、・・・あるいは£50より少なくない純年価値 の、・・・元々20年・・・の間で創設された定期間の・・・未満了の残りの間、自由保有権下であれ、その他のいかなる土地保有態様下であれ、土地あるいは保有財産に、賃借権者あるいは譲受人 (lessee or assignee)として、権利を与えられているところの、・・・あるいは£50より少なくない年賃料 (yearly rent) で・・・土地あるいは保有財産を、賃借人 (tenant)として、占有するところの、すべての男子は、投票する権利を与えられる・・・」、と。

また、このような自由保有権等と定期保有権等の現有の期間について、

26 条は、概略では、「一定期間の現有、及び登録が、カウンティのために投票する権利にとって不可欠である；いかなる人も、もしも、少なくとも6カ月間、実際に現有、あるいは彼自身の使用のため賃料と収益 (profits) を受領しないならば、自由保有権者 (freeholder) 等として、そのように登録されない；またもしも、12カ月間、現有、あるいは受領しないならば、賃借権者等としても、そのように登録されない」、と<sup>7)</sup>。

続いて、27 条は、「バラ選挙権」のための資格として、いわゆる「バラ占有選挙権」について、次のように規定している。

「・・・将来の議会に仕える議員あるいは議員たちを選出する、すべての市あるいはバラにおいて、成年で、法的無能力でない次の男子、すなわち、このような市あるいはバラ内に、あるいはこのような市あるいはバラのための選挙を共有する場所内で、所有者あるいは賃借人として、£10より少なくない純年価値の、このような市、バラ、場所内に、所有者として彼によって、あるいは同一の賃貸人 (landlord) 下に、賃借人として彼によって、それとともに占有されている土地と別個であれ一緒にであれ、家屋、倉庫、事務所、店舗、あるいはその他の建造物を占有するすべての男子は、もしも、以下に含まれる規定に従って、滞りなく登録されるならば、このような

<sup>7)</sup> W. Heaton, *The Three Reforms of Parliament : A History 1830-1885*, London, 1885, p. 258.

市あるいはバラのために投票する権利を与えられる：

但し、常に、このような人はその年にそのように登録されない、もしも、彼が、このような年の7月末日の直前12カ月間、前述のような家屋敷 (premises) を占有していないならば、

また、もしもこのような人が、このような家屋敷が、救貧税 (a rate for the relief of the poor) がある教区あるいは町に位置している場合、このような家屋敷に関して、彼の占有が前述のように必要とするような期間、作られるこのような教区あるいは町でのすべての救貧税に地方税賦課 (rated) されていないならば、

またもしも、このような人が、このような年の7月20日あるいはそれ以前に、直前の4月6日までに、このような家屋敷に関して、彼から支払われるようになる、すべての救貧税 (poor's rates) 及び査定国税 (assessed taxes) を支払っていないならば：

但し、また、このような人はその年にそのように登録されない、もしも、彼が、このような年の7月末日の直前6カ月間、それぞれその市、バラ、場所に関して彼が投票する権利を与えられるところの、その市あるいはバラ内に、あるいはその市あるいはバラのための選挙を共有する場所内に、あるいはそれのあるいはその一部分の、7法定マイル (statute miles) 内に、居住していないならば、と。

更に、教区救済に関して、

36条は、概略では、「いかなるバラでも、7月末日の直前12カ月間内に、教区救済 (parochial relief) あるいはその他の施し (alms) を受領した人は、登録されない、と<sup>8)</sup>。

以上から、第1次選挙法改正による議会選挙権の新たな資格＝付与条件を確認すると、

カウンティ選挙権の場合、①純年価値£10以上の土地あるいは保有財産の自由保有権あるいは贖本保有権下での6カ月間の所有、あるいは②純年価値£10以上の土地あるいは保有財産の元々60年以上の定期保有権、あるいは純年価値£50以上の土地あるいは保有財産の元々20年以上の定期保有権下での(賃借権者として)12カ月間の現有、あるいは年賃料£50以上の土地あるいは保有財産の[占有権下での](賃借人として)12カ月間の占有という、£10あるいは£50以上の土地あるいは保有財産の所有あるいは占有の条件が規定された。

これに対して、バラ選挙権の場合、「バラ占有選挙権」として、今や統一的に、純年価値£10以上の家屋敷の(所有者あるいは賃借人として)12カ月間占有し、同期間に救貧税を賦課されまた同税と査定国税を納税し、更にバラの7マイル内に居住するという、£10以上の家屋敷の占有、救貧税賦課と同税及び査定国税の納税、居住の条件が規定された。また救貧税の賦課と納税の条件下で、同税から賄われる教区救済等の無資格も規定された。

このように、1832年には、カウンティ選挙権としては、なお、£10あるいは£50以上の土地あるいは保有財産の所有あるいは占有の条件のみが規定され、これに対して、今や、バラ選挙権としては、£10以上の家屋敷の占有、救貧税賦課と同税及び査定国税の納税、居住の条件が規定されるに至ったのである。

---

<sup>8)</sup> *Ibid.*, p. 259.

## (2) 第2次選挙法改正=1867年「国民代表法」における選挙権

次に、第2次選挙法改正、すなわち、1867年8月15日に成立した1867年「国民代表法」、正式には「イングランド及びウェールズにおける国民の代表に関する諸法を更に修正する法律」<sup>9)</sup>は、まず「バラ選挙権」について、3条と4条で、概略、次のように規定している<sup>10)</sup>。

3条は、いわゆる「戸主選挙権」について、「バラにおいて投票する権利を、次の人、すなわち、いずれかの年の7月末日において、また直前の12カ月間の全体の間、そのバラ内における居住家屋 (dwelling-house) の、所有者あるいは賃借人として、居住する占有者 (inhabitant occupier) であるところの、成年で法的無能力でない、すべての男子に、付与する；

但し、このような占有者が、このような占有の期間、救済のために作られるすべての地方税に地方税賦課され、また7月20日あるいはそれ以前に、先行する1月5日までに彼から支払われるようになっていくような地方税を支払っていること」と。

4条は、いわゆる「£10間借人選挙権」について、「バラにおいて投票する権利を、次の人、すなわち、間借人 (lodger) として、同一のバラで、別個に、また唯一の賃借人として、いずれかの年の7月末日に直前の12カ月間、もしも家具なしで賃貸されるならば、£10以上の純年価値の間借り (lodgings) ——このような間借りは1つのまた同一の居住家屋の一部である——を占有したところの、成年等であるすべての男子に、付与する；

しかし、このような間借人は、このような間借りに12カ月間、居住し、またすぐ続く登録で登録されることを請求していなければならない」と。

更に、納税条件に関連して、7条と8条は、「バラにおける占有者が、地方税賦課され、また登録され、所有者でない」旨を規定している。これは、すべてのバラ選挙区で、いわゆる地方税のための立替払い (compounding) を禁止することを意味していた。

続けて、この点に関していえば、1869年「査定地方税法」(Assessed Rates Act) (32 & 33 Vict., c. 41) は、「£8 (マンチェスター とバーミンガムでは£10, リバプール では£13, またロンドンでは£20) の地方税課税価値を超えないすべての財産について、地方税のための立替払いを承認し、このような場合、その占有者 [=とりわけ、都市労働者階級] は、地方税賦課 に依存するいかなる選挙権をも奪われぬ」ことになった<sup>11)</sup>。

続いて、「カウンティ選挙権」について、5条と6条で、概略、次のように規定する<sup>12)</sup>。

5条は、自由保有権、謄本保有権、定期保有権等の「財産選挙権」について、「カウンティにおいて

<sup>9)</sup> An Act further to amend the Laws relating to the Representation of the People in England and Wales (30 and 31 Vic., c. 102).

<sup>10)</sup> *Ibid*, pp. 266-267.

<sup>11)</sup> B. Keith-Lucas, *The English Local Government Franchise : A Short History*, Oxford, 1952, p. 231.

<sup>12)</sup> W. Heaton, *op. cit.*, p. 267.

投票する権利を、次の人、すなわち、£ 5より少なくない純年価値の、自由保有権、贍本保有権、あるいは定期保有権等の下での、土地あるいは保有財産を、・・・所有しているところの、成年等であるすべての男子に付与する；但し、いかなる人も、もしも、彼が 1832 年法の 26 条の「現有の期間に関する」諸規定に従っていないならば、本条下に、投票権者として登録されない」と。

6 条は、いわゆる「カウンティ占有選挙権」について、「カウンティにおいて投票する権利を、次の人、すなわち、いずれかの年の 7 月末日において、また直前の 12 カ月間そのカウンティ内で、£ 12 以上の地方税課税価値（rateable value）の土地あるいは保有財産の、所有者あるいは賃借人として、占有者であるところの、成年等であるすべての男子に、付与する；

但し、このような占有者は、このような占有の期間に、救貧のために作られるすべての地方税に地方税賦課され、また 7 月 20 日あるいはそれ以前に、先行する 1 月 5 日までに彼から支払われるようになっていくようなすべての地方税を支払っていること」と。

更に、教区救済に関連して、

40 条は、「教区救済の受領は、以後、バラにおけるように、カウンティで、無資格となる」と。

以上から、第 2 次選挙法改正による議会選挙権の新たな資格＝付与条件を確認すると、

バラ選挙権の場合、①「戸主選挙権」として、居住家屋の（所有者あるいは賃借人として）12 カ月間居住占有し、同期間に救貧税を賦課されまた同税を納税する、あるいは②「£ 10 間借人選挙権」として、£ 10 以上の純年価値の間借り（＝居住家屋の 1 部分）の（間借人として）12 カ月間居住占有するという、居住家屋の居住占有、救貧税賦課と納税の条件、あるいは£ 10 以上の間借り（＝居住家屋の 1 部分）の居住占有の条件が規定された。

これに対して、カウンティ選挙権の場合、①「財産選挙権」として、純年価値£ 5 以上の土地あるいは保有財産の自由保有権、贍本保有権あるいは定期保有権下での 6 カ月間あるいは 12 カ月間の所有、②「カウンティ占有選挙権」として、地方税課税価値 [＝純年価値] £ 12 以上の土地あるいは保有財産の（所有者あるいは賃借人として）12 カ月間占有し、同期間に救貧税を賦課されまた同税を納税するという、£ 5 以上の土地あるいは保有財産の所有の条件、あるいは£ 12 以上の土地あるいは保有財産の占有、救貧税賦課と納税の条件が規定された。またカウンティにおいても救貧税の賦課と納税の条件下で、同税から賄われる教区救済の無資格も規定された。

このように、1867 年には、バラ選挙権の条件が、①「戸主選挙権」＝居住家屋の居住占有、救貧税賦課と納税の条件、あるいは②「£ 10 間借人選挙権」＝£ 10 以上の間借りの居住占有の条件に拡大され、これに対して、カウンティ選挙権の条件も、①「財産選挙権」＝£ 5 以上の土地あるいは保有財産の所有の条件、あるいは、今や、②「カウンティ占有選挙権」＝£ 12 以上の土地あるいは保有財産の占有、救貧税賦課と納税の条件に拡大されるに至ったのである。

### (3) 第3次選挙法改正=1884年「国民代表法」における選挙権

続いて、第3次選挙法改正、すなわち、1884年12月6日に成立した1884年「国民代表法」、正式には、「連合王国における国民の代表に関する諸法を修正する法律」<sup>13)</sup>は、「カウンティとバラ」双方の選挙権について、概略、次のように規定している<sup>14)</sup>。

まず2条は、いわゆる「戸主選挙権」及び「£10 間借人選挙権」について、「統一的戸主選挙権 (uniform household franchise) 及び統一的間借人選挙権 (uniform lodger franchise) が、連合王国中のすべてのカウンティとバラで、確立される」、と。

(関連して、7条は、このような戸主及び間借人資格を定義して、「(1) 本法で、「戸主資格」 (a household qualification)は、イングランドとアイルランドに関して、1867年「国民代表法」の第3条、及び同一のものを修正するあるいはそれに影響する諸法<sup>15)</sup>によって制定された資格を意味する・・・」、また「(3) 「間借人資格」 (a lodger qualification) という表現は、イングランドに関する時、1867年「国民代表法」の第4条、及び同一のものを修正するあるいはそれに影響する諸法によって、・・・制定された資格を意味する・・・」、と。)

3条は、このような「戸主選挙権」及び「£10 間借人選挙権」に関連して、いわゆる「勤務選挙権」について、「ある男子が、彼自身、役職、役務、あるいは雇用によって、居住家屋に居住し、またその居住家屋が、その下でこのような人がこのような役職等で仕えるところの人によって、居住されていない場合、彼は、本法及び国民代表諸法の目的のため、賃借人としてこのような居住家屋の居住占有者 (an inhabitant occupier) であると見なされる」、と。

続いて、5条は、いわゆる「£10 占有選挙権」について、「£10 より少なくない純年価値の連合王国におけるカウンティあるいはバラで土地あるいは保有財産を占有するすべての男子は、このような占有に関して、このようなカウンティあるいはバラのための選挙で、投票権者として登録され、また登録される時、投票する権利を付与される、本法の成立時に、カウンティ占有選挙権」に関して、このようなカウンティのための選挙で、またバラ占有選挙権に関してこのようなバラのための選挙で、投票権者として登録され、投票する権利を付与されている男子とそれぞれ同様の条件に従って」、と。

(関連して、7条は、このような「カウンティ占有選挙権」と「バラ占有選挙権」を定義して、「(6) 『カウンティ占有選挙権』という表現は、イングランドに関しては、1867年「国民代表法」の第6条によって制定された選挙権を意味する・・・」、また、「(7) 『バラ占有選挙権』という表現は、イングランドに関しては、1832年法の第27条によって制定された選挙権を意味する・・・」、と。

以上から、第3次選挙法改正による議会選挙権の新たな資格=付与条件を確認すると、今や

<sup>13)</sup> An Act to amend the Laws relating to the Representation of the People of the United Kingdom (48 Vic. , c. 3).

<sup>14)</sup> *Ibid.*, pp. 274-275.

<sup>15)</sup> この最も重要な「修正する」法は、**1878年「議会及び都市登録法」** (Parliamentary and Municipal Registration Act) である、その第5条は、『居住家屋』 (dwelling-house) という語は、その諸部分が1つの住居 (dwelling) として別個に占有されている場合、1つの家屋のどの部分かを含むことを規定している。Cf. W. Heaton, *op. cit.*, p. 274.

「カウンティとバラ」双方の選挙権について、①「戸主選挙権」として、1867年法第3条等で制定された資格（すなわち、居住家屋の（所有者あるいは賃借人として）12カ月間居住占有し、同期間に救貧税を賦課されまた同税を納税する）、あるいは②「£10間借人選挙権」として、1867年法第4条等で制定された資格（すなわち、£10以上の純年価値の間借り（＝居住家屋の1部分）の（間借人として）12カ月間居住占有する）という、居住家屋の居住占有、救貧税賦課と納税の条件、あるいは£10以上の間借り（＝居住家屋の1部分）の居住占有の条件が規定された。加えて、③「勤務選挙権」として、役職等による居住家屋の居住者を居住家屋の（賃借人としての）居住占有者と見なすという、居住家屋の居住占有のみの条件も規定された。

更に、いま一つ、「カウンティとバラ」双方の選挙権について、「£10占有選挙権」として、純年価値£10以上の土地あるいは保有財産の占有が、カウンティの場合には1867年法第6条で制定された「カウンティ占有選挙権」（すなわち、地方税課税価値 [=純年価値] £12以上の土地あるいは保有財産の（所有者あるいは賃借人として）12カ月間占有し、同期間に救貧税を賦課されまた同税を納税するという、£12以上の土地あるいは保有財産の占有、救貧税賦課と納税の条件）と、バラの場合には1832年法第27条で制定された「バラ占有選挙権」（すなわち、純年価値£10以上の家屋数の（所有者あるいは賃借人として）12カ月間占有し、同期間に救貧税を賦課されまた同税と査定国税を納税し、更にバラの7マイル内に居住するという、£10以上の家屋数の占有、救貧税賦課と同税及び査定国税の納税、居住の条件）と同様の条件で、規定された。

このように、1884年には、「カウンティとバラ」双方の議会選挙権の条件が、①「戸主選挙権」＝居住家屋の居住占有、救貧税賦課と納税の条件、「£10間借人選挙権」＝£10以上の間借りの居住占有の条件、「勤務選挙権」＝居住家屋の居住占有のみの条件、あるいは②「£10占有選挙権」＝£10以上の土地あるいは保有財産の占有、救貧税賦課と納税の条件に拡大されるに至った。

かくして、今や、議会選挙権の資格＝付与条件として、「カウンティとバラ」双方の選挙権において、①「戸主選挙権」と②「£10占有選挙権」の場合のように、課税財産の占有＝救貧税賦課・納税条件が規定されるに至るとともに、更に、「£10間借人選挙権」と「勤務選挙権」の場合のように、課税財産の居住占有条件のみも規定された。

#### (4) 第4次選挙法改正＝1918年「国民代表法」における議会選挙権

以上の展開の帰結として、第1次世界大戦末期の1918年2月6日に成立した1918年「国民代表法」、正式には、「議会及び地方政府選挙権、また議会及び地方政府選挙人の登録、また選挙の行為に関する法律を修正し、また議会選挙での議席の再配分、及びそれらに関連するその他の諸目的を規定する法律」<sup>16)</sup>において、その第1条は、「議会選挙権 (parliamentary franchises) (男子)」について、次のように規定している。

<sup>16)</sup> An Act to amend the Law with respect to Parliamentary and Local Government Franchises, and the Registration of Parliamentary and Local Government Electors, and the conduct of elections, and to provide for the Redistribution of Seats at Parliamentary Elections, and for other purposes connected therewith (7 & 8 Geo. V., c. 64).

- 「(1) 男子は (大学選挙区以外の) 1 選挙区 (constituency) のための議会選挙人として登録される権利を与えられる, もしも, 彼が成年で法的無能力でなく, また以下であるならば, すなわち,
- (a) 必要な居住資格 (residence qualification) をもつ; あるいは
  - (b) 必要な事業用家屋敷資格 (business premises qualification) をもつ, ならば
- (2) 男子は, 1 選挙区のために必要な居住資格あるいは事業用家屋敷資格をもつためには,
- (a) 資格付与期間 [=1月15日か, あるいは7月15日に終わる6ヵ月の期間 (6条)] の最後の日に, 場合に応じて, その選挙区で家屋敷 (premises) に居住するか, あるいはその選挙区で事業用家屋敷を占有しているかしなければならない; また
  - (b) 資格付与期間の全体の間, その選挙区で, あるいは同一の議会都市選挙区 (parliamentary borough), あるいは議会カウンティ選挙区 (parliamentary county) 内で, あるいはその都市選挙区あるいはカウンティ選挙区に隣接する, …都市選挙区あるいはカウンティ選挙区内での, もう1つの選挙区で, 場合に応じて, 家屋敷に居住するか, あるいは事業用家屋敷を占有していなければならない。
- 本項の諸目的のため, ロンドン行政カウンティは議会都市選挙区として扱われる。
- (3) 本条で, 「事業用家屋敷」という表現は, 登録される人の事業, 専門職, あるいは営業の目的のために占有されている £10 より少なくない年価値 (yearly value) の 土地あるいはその他の家屋敷 (land or other premises) を意味する。」

このように, 1918 年法では, 議会選挙権について, 議会都市選挙区 (=バラ選挙区) と議会カウンティ選挙区 (=カウンティ選挙区) を区別することなく, 統一的な議会選挙権として, ①居住資格としての「家屋敷」居住, あるいは ②事業用家屋敷資格として「£10 より少なくない年価値の土地あるいはその他の家屋敷」占有を規定していた。

従って, 選挙権に関しては, 議会選挙権の資格=付与条件として, 課税財産の占有=納税条件が成立し貫徹してくるといえる。

## (2) 選挙区等に関して

### 〈1885 年「議席再配分法」〉

次に, 選挙区に関しては, ここでは, 第1次から第3次選挙法改正における議席の再配分の法的規定を具体的に提示することは省略し, 結局, 1885 年「議席再配分法」, 正式には, 「議会選挙で議席の再配分のため, 及びその他の諸目的のための法律」<sup>17)</sup> によって, 小選挙区制が採用されるに至る歴史過程を, 次の1910 年『報告書』に依拠して, 概括し, このような小選挙区制のもつ意味を検討していきたい。

---

<sup>17)</sup> An Act for the Redistribution of Seats at Parliamentary Elections, and for other purposes (48 and 49 Vic., c. 23).

〈1910年『選挙制度調査勅命委員会報告書』〉

さて、第3次選挙法改正後、20世紀に入り、1906年総選挙で自由党が圧勝した直後の1908年12月31日に設置された「選挙制度調査勅命委員会」(Royal Commission appointed to enquire into Electoral Systems)は、1910年に『選挙制度調査勅命委員会報告書』<sup>18)</sup>を提出したのであるが、その中で、「選挙区：その歴史」として、1885年に「1議員選挙区」(single-member constituency) [=小選挙区制]を採用するに至る歴史過程を、概略、次のように指摘している<sup>19)</sup>。

まず、1265年に、シモン・ド・モンフォール(Simon de Montfor)によって、「2議員選挙区」(two-member constituency)の歴史的体制が創設された。

その後、1832年の改正以前に、この「2議員選挙区」は次のように重大な蚕食を受けていた。すなわち、まずスコットランドの場合、1707年の「スコットランド連合法」によって、スコットランドに割り当てられた議員の数は、非常に少なかったため、それらを配分する際、スコットランド議会はすべてのカウンティに各々1議員をさへ割り当てえなかった、またバラは1議員の選出のため、諸地区にグループ化された。

またアイルランドの場合、1800年の「アイルランド連合法」は、アイルランドのバラにある固定数の議席を割り当てた、そのうち、配分で、ダブリン(Dublin)とコーク(Cork)のみが各2議席を受け取った。

ウェールズの場合、カウンティとバラの代表の双方は、1832年以前においてさえ、1議員の基礎にもとづいていた。更に、イングランドの場合でさえ、1832年の時点で、5つのこのような1議員選挙区が少なくとも150年以前より存在していた。

そして、この1832年の「選挙法改正法」それ自体は、「2議員代表」(two-member representation)を次の双方の方向で変化させた。すなわち、一方では、7つのカウンティ選挙区が第3の議員を受け取った、他方では、50の1議員のバラ選挙区が形成された、一部分、新たな創設によって、一部分、一定のバラ選挙区からそれらの第2の議員を奪うことによって。

続いて、1867年の「国民代表法」(イングランド)、及び1868年の「国民代表法」(スコットランド)は、新たに47の1議員のバラ選挙区と5つの3人議員のバラ選挙区を加えることによって、この過程を継続した。

このように人口の変動によって惹起された諸変則の継続的で断片的な修正によって、議員の配分は、1884年には、非常にむらのあるものになっていた。かくして、同年の「選挙権法案」が、カウンティ選挙権とバラ選挙権の同化を通して、有権者を40%だけ増加させたので、大規模な再配分が不可避となり、制度全体を改造することになった。

この時選ばれた代表の基礎は、「1議員選挙分区」(single-member division)だった、これは過度な規模の選挙区を創設することなしに、いずれかのカウンティ選挙区あるいはバラ選挙区に、望まれる数の議員の割り当てを容易にしたところの選挙単位(electoral unit)だった。

このような[1885年の]立法措置は、新たな、また慎重な出発であった。というのは、第1に、こ

---

<sup>18)</sup> *Report of the Royal Commission appointed to enquire into Electoral Systems with Appendices*, 1910, [Cd 5163.]

<sup>19)</sup> *Report of the Royal Commission appointed to enquire into Electoral Systems with Appendices*, 1910, [Cd. 5163.], pp. 1-2.

れまで、1議員選挙区は、単にそれらが余りにも小さいので1議員以上を得る権利がないが故に存在していたのに対して、今や、それらは、それに基づいて、すべての代表が計算され、またすべての将来の再配分計画が依存されねばならないところの、単位になったからである。

第2に、この基礎を採用する上で、同法を両政党のリーダーたちとの会議で作成する際に、以前に利用しえたよりもより大きな経験及びよりよい競合的制度の知識を有したからである。

すなわち、1人、2人、3人、さらに4人の議員の選挙区の相対的利点が、比較されえた。少数代表 (minority representation) の1制度が、1867年以來17年間、7つの〔3人議席の〕カウンティ選挙区と6つの〔3人議席及び(ロンドン市の場合の)4人議席の〕バラ選挙区で、試みられていた、もう1つの制度が、〔地方レヴェルでの考察の際に、後述するように〕1870年以來、王国中の学務委員会選挙 (school board elections) のために、実施されていた。また比例代表 (proportional representation) の要求が、繰り返して、また力強く、議会の内外で、ミル (John Stuart Mill) のような人々によって、主張されていた。しかも、当時、少数代表 (representation of minorities) の唱導者にとって、さい先がよかった、というのは、この〔1884年の〕「選挙権法案」の諸提案は、常に有権者の大増加に伴ったところの、多数の専制政治 (tyranny of the majority) という懸念を惹起していたので。しかし、結局、この少数代表は、考察されて拒否された。また比例代表は、政治家たちに殆ど印象を与えていなかった。こうして、現行の選挙区制度は、両党のリーダーたちによる、明確な選択行為に帰されるのである、と。

こうして、庶民院の選挙区は、643となり、27 (3つの大学選挙区を含む) の「2議員選挙区」以外、「1議員選挙区」となった。

(なお、ここで、(3つの大学選挙区以外の) 24の2議員のバラ選挙区について付言しておけば、このようなバラの人口は、法案の原則に基づいて2議員を得る資格を与える人口の限界と、各々1議員を選出する2つの選挙分区 (divisions) に分割すべき人口の限界の間に入ったのであるが、首相のグラッドストーンは、庶民院で、この例外的取扱の根拠を次の如く述べた。すなわち、「多くの都市に、疑いもなく、都市生活の統一性がある、それは、ある重大な目的のためを除いて、分離によって犯すあるいは損なうことは望ましくない、と。)

### 〈小選挙区制のもつ意味〉

さて、このようにして採用された「1議員選挙区」〔=小選挙区制〕は、どのような意味をもっていたのであろうか。少数代表 (及び比例代表) を拒否して、それが明確に選択されたことから明らかかなように、端的には、「多数代表」を意味しているといえるであろうが、念のために確認しておけば、この「選挙制度調査勅命委員会」は、〔1872年「秘密投票法」下での〕当選の決定方法としてのいわゆる「比較多数」 (relative majority) 決定の原則をも踏まえつつ<sup>20)</sup>、「現行制度の特徴」を「比較多数

<sup>20)</sup> 因みに、1872年「秘密投票法」 (Ballot Act) (35 & 36 Vict., c. 33)、正式には、「議会及び都市選挙における行為に関連する法律を修正する法律」は、その第2条で、「投票は秘密投票 (ballot) によって投じられる」旨を規定した後、当選の決定方法について、いわゆる「比較多数」 (relative majority) 決定の原則を、次のように規定しているのである。

すなわち、「投票の開鎖後、その秘密投票箱 (ballot boxes) は、追加的の秘密投票用紙の投入を阻止するように、封をされ、またその選出官 (returning officer) によって預かれる、また同官は、もしもいるなら、出席しているかもしれないような、その候補者たちの代理人たちの面前で、その秘密投票箱を開き、そして各候補者に投じら

による1議員選挙」(single-member election by relative majority)と呼び、またその利点として「選挙人にとってより簡単なもの、作用でより迅速なもの、結果においてより直接的なものは工夫されていない」ことを指摘しているのである<sup>21)</sup>。

従って、今や、選挙区に関しては、カウンティ選挙区とバラ選挙区の双方において、「1議員選挙区」=小選挙区制の成立により、代表原理として、「多数代表」の原則が成立し貫徹してくるといえよう。

なお、この点について、特に付言しておけば、従来、代議制に関するわが国の研究においては、このような代表原理に即して検討する視角が殆ど全く欠落していたようにおもわれる。

例えば、古典的研究として、中村英勝『イギリス議会史〔新版〕』の場合、「1832年以來の改革、とくに1885年の選挙区制改正により、この体制 [=「組織された団体としての地方自治体——県や都市の自治体(communities)を単位として、それから中央へ代表を出すという体制」] が打破され、組織されない国民大衆すなわち人口を代表する体制、あるいは代議士を選出するという唯一の目的をもつ組織である選挙区を単位とする代議制が、これにとって代った」(同書、108頁)ことを指摘するに留まり、更に、このような「人口を代表する体制」が如何なる意味をもつのかについては全く言及されていないのである。しかしながら、氏がこの引用文の注で挙げている書物の一つ(同書、194頁、「Schuyler & Weston, p. 50」)をみると、彼等は次のように認識している、すなわち、「1885年の議席再配分法によって・・・1議員選挙区(single-member constituencies)の原則が採用された・・・」、「これらの選挙区は人口によって決定された、また地域社会代表 (representation of communities) という旧原則は、多数代表 (representation of majorities) に屈した」、と<sup>22)</sup>。

いうまでもなく、このような認識の欠如は、後述するように、まさに日本に特徴的ないわゆる「中選挙区」制 (=代表原理としては、「少数代表」制) に慣れている日本人にとっていわば「盲点」ともいうべきであろうが、周知のように、(国際レベルでの「冷戦体制」崩壊に続き、日本レベルでの「55年体制」崩壊によって) ついに1994年、「小選挙区比例代表並立制」が採用されたので、日本の新たな選挙区制度の歴史的意味を解明するという国民的課題の解明のためにも) 今や、このように、「1議員選挙区」=小選挙区制を、代表原理に即して、「多数代表」原則の採用と把握する視角が不可欠であるようにおもわれる。

## 第2節 地方レベルでの選挙法(代議制)の展開

次に、地方レベルでの研究として、選挙法(代議制=地方政府の選挙関係法)を取り上げ、その展開が、国民(住民)=納税者=有権者にとってもつ意味を検討したい。

予め、先取りして、選挙権と選挙区等に限定していえば、基本的には、国家レベルでの代議制の展開に規定されつつ、またそれとほぼ同様に、(1)選挙権に関しては、資格=付与条件として、課税

---

れた票を計算することによって、投票の結果を確認し、そして直ちに、投票の多数(majority of votes)が投じられた候補者たちあるいは候補者を当選者と宣言する、そして彼等の名前を大法官府における国王書記官(clerk of the crown in chancery)に報告する」と。

<sup>21)</sup> *Ibid.*, pp. 1-3.

<sup>22)</sup> Cf., R. L. Schuyler and C. C. Weston, *British Constitutional History since 1832*, Princeton, 1957, pp. 49-50.

財産の占有＝納税条件が規定されてくること、また (2) 選挙区等に関しては、結局、そのような納税者＝有権者の「多数意見」が代表される原則（＝多数代表原則）が成立し貫徹してくることを指摘したい。

## (1) 選挙権に関して

さて、代議制（地方政府の選挙関係法）の展開において、どのような原則が成立し貫徹してくるであろうか。ここでは、選挙権と選挙区等に限定して検討していきたい。

まず、地方当局＝地方政府選挙権に関して、この点を、地方当局＝地方政府選挙権の主要な資格＝付与条件に即して検討していきたい。

ここでは、イングランド及びウェールズに限定して、このような特定の地方当局と地方政府に関する諸法として、まず地方救貧委員会に関する 1834 年法等、次にバラ議会に関する 1835 年法等と首都バラ議会に関する 1855 年法等、続いてカウンティ議会に関する 1888 年法等、最後に、地区議会、地方救貧委員会、教区議会等に関する 1894 年法等に注目したい。

### (1) 1834 年「救貧法修正法」等における地方救貧委員会等の選挙権

まず、地方救貧委員会に関する 1834 年法等の場合、1834 年「救貧法修正法」(Poor Law Amendment Act)<sup>23)</sup> は、「救貧法教区連合区」(poor law unions of parishes) に「地方救貧委員会」(guardians) を創設し、その選挙のための選挙権を、その教区におけるすべての土地所有者 (owners of land) , 及び 1 年間、地方税を賦課された地方税納税者に、地方税のための査定額 [＝純年価値額] にもとづいて、いわゆる「複数投票権」として、次のように付与している<sup>24)</sup>。

(a) 土地所有者の場合、1818 年「教区会法」(Vestries Act)<sup>25)</sup> 下のように、すなわち、救貧税のための査定額が、£50 までは 1 票、£75 までは 2 票、£100 までは 3 票、£125 までは 4 票、£150 までは 5 票、そして£150 以上は 6 票。(なお、地方税の無支払 (non-payment) は、投票する資格を奪う。)

(b) 地方税納税者の場合、査定額が£200 までは 1 票、£400 までは 2 票、そして£400 以上は 3 票。

以上から、1834 年法における「地方救貧委員会」の選挙権の資格＝付与条件を確認すると、いわゆる「複数投票権」として、地方税のための査定額 [＝純年価値額] に応じた (所有条件優位下での) [地方税課税] 財産の所有条件及び占有＝地方税賦課・納税条件が規定されたといえよう。このように「複数投票権」として、所有条件をも規定することによって、救貧という特定目的のために必要とされる

---

<sup>23)</sup> 正式には、An Act for the Amendment and better Administration of the Laws relating to the Poor in England and Wales (4 & 5 Wm. IV., c. 76).

<sup>24)</sup> B. Keith-Lucas, *op cit.*, pp. 226-228.

<sup>25)</sup> 正式には、An Act for the Regulation of Parish Vestries (58 Geo. III., c. 69).

地方行政＝救貧税支出に対する地方（行財政）統制が強化されることはいうまでもない。

続いて、1844年「救貧法修正法」(Poor Law Amendment Act)<sup>26)</sup>は、1834年「救貧法修正法」を修正し、土地所有者と地方税納税者の双方について、投票の等級を次のように同一にしている。すなわち、それぞれ、財産の査定額〔＝純年価値額〕が、£50までは1票、£100までは2票、£150までは3票、£200までは4票、£250までは5票、そして£250以上は6票。（従って、土地所有者にして占有者＝地方税納税者の場合、最大12票となる。）<sup>27)</sup>

このように、1844年には、占有＝地方税賦課・納税条件の拡大によって、従来の「複数投票権」を修正し、今や同等の〔地方税課税〕財産の所有条件及び占有＝地方税賦課・納税条件が規定されるに至った。

これと同一の選挙権は、1848年「公衆衛生法」(Public Health Act)<sup>28)</sup>によって創設された「地方衛生委員会」(local boards)の選挙にも適用され、その選挙権が、すべての土地所有者及び地方税納税者に、1844年「救貧法修正法」下のように付与された<sup>29)</sup>。

以上のように、特定の地方当局としての「地方救貧委員会」や「地方衛生委員会」の選挙権の資格＝付与条件としての、地方税査定額〔＝純年価値額〕に応じた〔地方税課税〕財産の所有条件及び占有＝地方税賦課・納税条件が規定されたのであるが、これは、後述するように、1894年法によって、廃止され、新たな条件が採用されてくるのである。

## (2) 1835年「都市団体法」等におけるバラ議会等の選挙権

次に、(首都ロンドンを除き)バラ議会の場合、1835年9月9日に成立した1835年「都市団体法」、正式には、「イングランド及びウェールズにおける都市団体の規制を規定する法律」<sup>30)</sup>において、バラ議会(council of the borough)が創設され、またこのようなバラ議員の選挙で投票する権利を、このようなバラの市民名簿に記載されるすべての市民に付与した(29条)のであるが、9条は、このような「市民」(burgesses)である権利を、次のように規定している。

「・・・成年で次の人、すなわち、いずれかの年の8月末日に、その年及び先行する2年の各々の全体の間、いずれかのバラ内で、家屋、倉庫、事務所、あるいは店舗を占有し、またこのような占有の期間の間、前述のバラ内で、あるいは前述のバラの7マイル以内に、居住する戸主(an inhabitant householder)であるところのすべての男子は、もしも、以下に含まれる規定に従って、その年に滞りなく名簿に記載されるならば、このようなバラの市民にしてこのようなバラの市長、長老議員た

<sup>26)</sup> 正式には、An Act for the further Amendment of the Laws relating to the Poor in England (7 & 8 Vict., C. 101) .

<sup>27)</sup> B. Keith-Lucas, *op. cit.*, p. 229.

<sup>28)</sup> 正式には、An Act for promoting the Public Health (11 & 12 Vic., c. 63).

<sup>29)</sup> B. Keith-Lucas, *op. cit.*, p. 229.

<sup>30)</sup> An Act to provide for the Regulation of Municipal Corporations in England and Wales (5 & 6 Will. IV., c. 76).

ち、及び市民たちの法人団体(the body corporate) の成員である：

但し、常に、このような人はいかなる年にもそのように名簿に記載されない、もしも、彼が、そのバラ内で彼によってそのように占有されているこのような家屋敷に関して、このような家屋敷が前述のような彼の占有の期間の間に位置している教区の救貧(relief of the poor)のために作られるすべての地方税に地方税賦課されていないならば、またもしも、彼が前述のような8月末日以前に、前述の家屋敷に関して、彼によって支払われるようになるような、すべてのこのような地方税を、もしもあるならば、そこにおける、本法の規定下に支払われるべく命じられる、すべてのバラ税(borough rates)を含めて、前述の8月末日の直前の6か月間内に支払うべくになっているものを除いて、支払っていないならば：

また・・・前述の8月末日の直前12か月間内に教区救済あるいはその他の施し・・・を受領する人は、いかなる年にもそのように名簿に記載されない・・・」と。

以上から、1835年「都市団本法」におけるバラ議会の選挙権の資格＝付与条件を確認すると、「市民」として、家屋、倉庫、事務所、あるいは店舗という家屋敷を（居住する戸主として）2年8か月間占有し、バラの7マイル以内に居住し、同期間に救貧税を賦課されまた同税及びバラ税を納税するという、家屋敷の占有、居住、救貧税賦課と同税及びバラ税の納税の条件が規定された。また救貧税の賦課と納税の条件下で、同税から賄われる教区救済等の無資格も規定された。

続けて、このようなバラ議会の選挙権についていえば、1850年「小規模保有財産地方税賦課法」(Small Tenements Rating Act)<sup>31)</sup>は、教区会が、£6を超えない年地方税課税価値(yearly rateable value)の保有財産(tenements)の占有者の代わりに、所有者に地方税を賦課する決定をしてもよいこと、またこのような場合、占有者は、もしも、その地方税が滞りなく支払われているならば、1835年「都市団本法」下に都市選挙権(municipal franchise)を受けられる権利を付与されることを規定した<sup>32)</sup>。これにより、「市民」としての、地方税賦課・納税条件が、このようないわゆる立替払納税者(とりわけ、都市労働者階級)に適用拡大されることになった。

更に、1869年「都市選挙権法」(Municipal Franchise Act)<sup>33)</sup>は、1835年「都市団本法」を修正し、家屋敷の占有期間を(2年余から)1年間にし、また資格を付与する家屋敷の目録を「その他の建造物」を含むように拡大した<sup>34)</sup>。こうして、「市民」としての、占有条件も適用拡大された。

1835年「都市団本法」の適用を受けない、首都ロンドンの場合についていえば、1855年「首都経営法」(Metropolis Management Act)<sup>35)</sup>は、ロンドンにおける従来の錯綜した教区を再編し、下部組織として、23の「教区会」(vestries)と15の「地区委員会」(district boards)を設立し、上部組織

---

<sup>31)</sup> 正式には、An Act for the better assessing and collecting the Poor Rates and Highway Rates in respect of Small Tenements (13 & 14 Vict., c. 99) .

<sup>32)</sup> B. Keith-Lucas, *op. cit.* p. 230.

<sup>33)</sup> 正式には、An Act to shorten the Term of Residence required as a Qualification for the Municipal Franchise, and to make provision for other purposes (32 & 33 Vict., c. 55).

<sup>34)</sup> B. Keith-Lucas, *op. cit.*, p. 231.

<sup>35)</sup> 正式には、An Act for the better Local Management of the Metropolis (18 & 19 Vict., c. 120).

として「首都工務局」(metropolitan board of works)を創設したのであるが、(a)「教区会」の教区会員(vestrymen)を選挙するための選挙権は、1年間、地方税を賦課されたすべての教区民(parishioners)に付与される、また(b)「地区委員会」の成員は、その教区会によって(間接的に)選挙される、そして(c)「首都工務局」の成員は、このような「教区会」と「地区委員会」によって選挙されることになった<sup>36)</sup>。

こうして、「ロンドン教区会」の選挙権の資格=付与条件として、(地方税課税財産の占有=)地方税賦課(・納税)条件が規定された。

### (3) 1870年「初等教育法」における「学務委員会」の選挙権

今一つ、(最後に創設された)特定の地方当局として、1870年「初等教育法」(Elementary Education Act) (33 & 34 Vict., c. 75)により、「学務委員会」(school boards)が創設されたのであるが、その選挙のための選挙権は、(a)バラでは、市民に、(b)ロンドンでは、1855年「首都経営法」下での教区会員の選挙権のように、(c)その他では、すべての地方税納税者に、付与された<sup>37)</sup>。

このように、特定の地方当局である「学務委員会」の場合、選挙権の資格=付与条件として、「市民」あるいは地方税納税者等として、(地方税課税財産の占有=)地方税(賦課・納税条件)が規定され、「地方救貧委員会」等の場合におけるように、所有条件が規定されていない。但し、「地方救貧委員会」等の場合の「複数投票権」と異なり、教育という特定目的のため、同時に、後述するような「集積投票権」が規定されているのである。

### (4) 1888年「地方政府法」におけるカウンティ議会の選挙権

続いて、1888年法の場合、その選挙権は、同法に先立ち、1888年5月16日に成立した、1888年「カウンティ選挙人法」(County Electors Act) (51 & 52 Vict., c. 10)、正式には、「イングランド及びウェールズで地方政府の諸目的のため選挙人の資格と登録を規定する法律」にもとづいているので、予め、その規定を確認すると、同法は、次のように規定している。

まず2条は、「市民選挙権 (burgess franchise)のカウンティ選挙人への拡大」について、

「(1) イングランドでカウンティ当局の選挙の目的のため、市民資格(burgess qualification)、すなわち、1882年「都市団体法」(Municipal Corporation Act)の第9条によって制定された[市民資格<sup>38)</sup>]は、1バラの境界内にないところの、1カウンティのあらゆる部分に拡大される、また1バラの境界内にないところの1カウンティのあらゆる部分で、このような市民資格を有する人は、本条下に、その資格を付与する財産が位置している教区で、カウンティ選挙人

<sup>36)</sup> とりあえず、B. Keith-Lucas, *op. cit.*, p. 231.

<sup>37)</sup> *Ibid.*, p. 231.

<sup>38)</sup> この1882年「都市団体法」の第9条によって、「市民資格は…被救済民(paupers)でなく、あるいは制定法によって特に無資格にされていない、次のすべての人、すなわち、7月15日に、また直前の12か月間、1バラに、家屋、倉庫、事務所、店舗、あるいはその他の建造物を占有し、またそのバラあるいはその7マイル内に居住し、また12か月間にすべての救貧税を地方税賦課され、また同一の7月20日以前に、先行する1月5日までに支払うべきすべての地方税を〔もしもあるならば〕バラ税を含めて〕支払っている、すべての人によって取得される。Cf. *Chitty's Statutes of Practical Utility*, Vol. VIII, 1912, p. 9.

として登録される権利を与えられる」と。

続いて、3条は、「£10の価値の土地の占有が資格を付与する」として、

「本法の付表で述べられている、1885年「登録法」(Registration Act)の諸規定の意味で£10 占有資格 (ten pounds occupation qualification) に関して投票権者として登録される権利を与えられるすべての人は、カウンティ選挙人として登録される権利を与えられ、またこのような資格に関して、もしも、市民資格に関連する1882年「都市団体法」の諸条が前述の£10占有資格を含んでいたかのように、すべての点で同様な方法で、市民として名簿に記載される権利を与えられる」と。

なお、付表では、1885年「登録法」<sup>39)</sup>の「£10占有資格の定義」を次のように、規定している。すなわち、「都市法人としてのものであれ、議会都市選挙区としてのものであれ、1バラで、£10占有資格に関して、投票権者として登録される権利を与えられる人は、

- (a) 7月15日の直前の12カ月間の全体の間、£10より少なくない純年価値の1教区[あるいは町]にある土地あるいは保有財産の所有者あるいは賃借人としての占有者でなければならない；また
- (b) 7月15日の直前の6カ月間、そのバラ内、あるいはその7マイル内に居住していなければならない；また
- (c) このような人、あるいは他のある人は、前述の12カ月間、このような土地あるいは保有財産に関して、作られるすべての救貧税に地方税賦課されていなければならない；また
- (d) 登録前の1月5日に直前の12カ月間につくられた・・・ところの、救貧税の勘定で、あるいは前述の1月5日前に支払われるべきいずれかの査定国税 (assessed taxes) の勘定で、前述のような土地あるいは保有財産に関して支払われるべきすべての金額は、7月20日以前に支払われていなければならない」と。

ここで、予め、バラ議会の選挙権に関して、確認しておけば、この1888年法により、2条で、バラ議会の選挙権としての「市民」資格が、バラの境界外のカウンティに(カウンティ選挙人の登録資格として)拡大されたのみならず、3条で、1885年「登録法」下での(すなわち、国家レベルでの第3次選挙法改正=1884年法下での議会選挙権としての)「£10占有[選挙権]」資格が、新たに(地方政府レベルでの)、バラの境界外のカウンティに(カウンティ選挙人の登録資格として)、同時に、バラに(バラ議会の選挙権としての)「市民」の登録資格として、付与された。従って、バラ議会の選挙権の資格=付与条件が拡大された(つまり、「市民」として、従来の家屋敷の占有、居住、救貧税賦課と同税及びバラ税の納税の条件のみならず、「£10占有[選挙権]」資格の条件、すなわち、£10以上の土地あるいは保有財産の占有、救貧税賦課と納税の条件も加わった)のである。

さて、このような1888年「カウンティ選挙人法」の規定を受けつつ、同1888年8月13日に成立した1888年「地方政府(イングランド及びウェールズ)法」(Local Government (England and Wales)

---

<sup>39)</sup> 正式には、An Act to assimilate the Law affecting the Registration of Occupation Voters in Counties and Boroughs, and for other purposes (48 & 49 Vict., c.15).

Act ), 正式には、「イングランド及びウェールズにおける地方政府に関する諸法を修正し、またそれに関連するその他の諸目的のための法律」<sup>40)</sup>においては、行政カウンティに、「カウンティ議会 (county councils )」が創設されたのであるが、

その第2条は、このような「カウンティ議員の選挙」に関して、次のように規定する。

「(4) 彼等の選挙で投票する権利を与えられる人は、バラでは、1882年「都市団本法」、及び同一のものを修正する諸法に従って、名簿に記載されているところの市民、またその他では、1888年「カウンティ選挙人法」下にカウンティ選挙人として登録される人である」と。

以上から、1888年「地方政府法」におけるカウンティ議会の選挙権の資格=付与条件を確認すると、バラでは「市民」として、バラ以外のカウンティでは「カウンティ選挙人」として（結局、両者で同一の地方政府選挙人として）、①（家屋、倉庫、事務所、店舗、あるいはその他の建造物という）家屋敷の占有、居住、救貧税の賦課と納税の条件、あるいは② £10以上の土地あるいは保有財産の占有、救貧税賦課と納税の条件が規定されたのである。

こうして、1888年には、国家レベルでの第3次選挙法改正=1884年法下での議会選挙権のうち、「£10占有選挙権」の資格が、今や、地方政府レベルにおけるバラ議会の選挙権、及びカウンティ議会の選挙権の双方に導入された、換言すれば、前者まで、後者の選挙権が拡大されるに至った。このことは、いうまでもなく、バラ議会とカウンティ議会の双方の選挙権の資格=付与条件として、課税財産の占有=納税条件が（「£10占有選挙権」のそれまで）拡大されたことを意味していたのである。

#### (5) 1894年「地方政府法」等における教区議会、地方救貧委員会、地区議会等の選挙権

最後に、1894年法の場合、1894年3月5日に成立した1894年「地方政府法」(Local Government Act), 正式には「イングランド及びウェールズにおける地方政府について更に規定する法律」<sup>41)</sup>において、その「第一部 教区集会と教区議会」で、その両者が創設され、また「第二部 地方救貧委員会 と地区議会」では、前者について新たに規定され、後者が創設されたのであるが、それらの選挙権について、次のように規定している。

まず、2条は、「教区集会」について、

「(1)1農村教区のための教区集会は、本法で教区選挙人 (parochial electors) と呼ばれる次の人々、すなわち、地方政府選挙人名簿 (local government register of electors)か、あるいは議会選挙人名簿 (parliamentary register of electors) のいずれかのうち、その教区に関連するような部分に登録されている人々のみからなる」と。

また3条は、「[1農村教区のための] 教区議会の構成」について、

<sup>40)</sup> An Act to amend the Laws relating to Local Government in England and Wales, and for other purposes connected therewith (51 & 52 Vict., c. 41).

<sup>41)</sup> An Act to make further provision for Local Government in England and Wales (56 & 57 Vict., c. 73).

「(5) 教区議員は、その教区の教区選挙人によって選挙される」と。

続いて、20条は、「地方救貧委員会の選挙と資格」について、

「(3) 1 教区の教区選挙人は、その教区のための地方救貧委員会の選挙人である」と。

更に、23条は、「バラでない都市地区における地区議会の構成」について、

1 都市地区が1バラでない場合、「(3) その地区における諸教区の教区選挙人は、その地区の議員の選挙人である」と。

また24条は、「農村地区議会」について、

「(3) 1 農村地区議会における教区あるいはその他の地域のための地区議員たちは、その地方救貧委員会におけるその教区あるいは地域の代表たちである」と。

(なお、首都ロンドンに関して、その「ロンドン教会」の教区会員の選挙権等は、都市地区議会のためのそれらと同一にされる旨も規定された。)

以上から、1894年「地方政府法」における教区議会、地方救貧委員会、バラでない都市地区の地区議会、そして農村地区の地区議会(=地方救貧委員会)の選挙権の資格=付与条件を確認すると、「教区選挙人」として、地方政府選挙人あるいは議会選挙人、具体的にいえば、(地方政府レベルでの)1888年「地方政府法」下のカウンティ議会の選挙人としての、① 家屋敷の占有、居住、救貧税の賦課と納税の条件、あるいは② £10以上の土地あるいは保有財産の占有、救貧税賦課と納税の条件、あるいは(国家レベルでの)第3次選挙法改正=1884年法下の議会選挙人としての、①「戸主選挙権」、£10間借人選挙権、「勤務選挙権」、あるいは②(地方政府レベルでのそれと重複するが)「£10占有選挙権」としての諸条件(重複しない前者①についていえば、「戸主選挙権」=居住家屋の居住占有、救貧税賦課と納税の条件、あるいは「£10間借人選挙権」=£10以上の間借りの居住占有の条件、あるいは「勤務選挙権」=居住家屋の居住占有のみの条件)が規定された。

こうして、1894年には、国家レベルでの第3次選挙法改正=1884年法下での議会選挙権のうち、「£10占有選挙権」の資格のみならず「戸主選挙権」、「£10間借人選挙権」、「勤務選挙権」の資格までもが、今や、地方政府レベルにおける教区議会、地方救貧委員会、バラでない都市地区の地区議会、そして農村地区の地区議会(=地方救貧委員会)の選挙権に導入された、換言すれば、前者にまで、後者の選挙権が拡大されるに至った。

このことは、このような(教区議会、地方救貧委員会、バラでない都市地区の地区議会、そして農村地区の地区議会(=地方救貧委員会)の)選挙権の資格=付与条件として、課税財産の占有=納税条件が(「戸主選挙権」のそれまで)拡大されるに至ったこと、更に、「£10間借人選挙権」と「勤務選挙権」のように居住占有のみの条件にまで拡大されるに至ったことを意味していた。しかも、このことは、同時に、特定の地方当局としての「地方救貧委員会」や「地方衛生委員会」の選挙権の資格=付与条件としての、地方税査定額[=純年価値額]に応じた[地方税課税]財産の所有条件及び占有=地方税賦課・納税条件の廃止を前提としていたのである。

なお、首都ロンドンに関していえば、1899年「ロンドン政府法」(London Government Act) (62 & 63 Vict., c. 14)によって、従来の「教会」(及び「地区委員会」)に代って、「首都バラ議会」(metropolitan borough councils)が創設され、それは、1894年「地方政府法」下の「ロンドン教会」のように(つ

まり、教区選挙人によって) 選挙されることが規定された (1条)。

## (6) 1918年「国民代表法」における地方政府選挙権

以上の帰結と看做しうる、1918年「国民代表法」の第3条は、「地方政府選挙権(local government franchise) (男子)」について、次のように規定している。

「男子は、1つの地方政府選挙地域(local government electoral area) のため地方政府選挙人として登録される権利を与えられる、もしも、彼が成年で法的無能力でなく、また以下であるならば、すなわち、

(a) 資格付与期間 [= 1月15日か、あるいは7月15日に終わる6ヵ月の期間 (6条) ] の最後の日に、所有者あるいは賃借人として、その地域で土地あるいは家屋敷(land or premises)を占有している；また

(b) 資格付与期間の全体の間、その地域で、あるいは、もしも、その地域が行政カウンティあるいはカウンティ・バラでないならば、その地域が全くあるいは部分的に位置しているところの、行政カウンティあるいはカウンティ・バラで、そのように土地あるいは家屋敷を占有している、ならば：

但し、

(i) 本条の諸目的のために、役職、役務あるいは雇用のために居住家屋に自ら居住する男子は、もしも、その居住家屋が彼がこのような役職、役務あるいは雇用で仕えている人によって居住されていないならば、その居住家屋を賃借人として占有していると見なされる；また

(ii) 本条の諸目的のために、賃借人という用語は、間借人として1部屋あるいは数部屋を占有している人を、このような1部屋あるいは数部屋が家具なしの状態に彼に賃貸されている場合にのみ、含む、と。

関連して、41条(2)は、地方政府選挙地域を定義している。すなわち、

「(2)『地方政府選挙地域』という表現は、本法成立時に、地方政府 [選挙人] 登録、あるいは教区選挙人の登録に記載されている人々によって、選挙されるところの、カウンティ議会、バラ議会、首都バラ議会、地区議会、地方救貧委員会、教区議会、あるいはその他の団体が、選挙される際の地域を意味する；また『地方政府選挙』という表現は、このような議会、委員会あるいは団体のための選挙を意味する」と。

このように、1918年法では、地方政府選挙権について、カウンティ議会、バラ議会、首都バラ議会、地区議会、地方救貧委員会、教区議会等のための、統一的な地方政府選挙権として、それぞれの地域での「土地あるいは家屋敷」の(所有者あるいは賃借人として)6ヵ月間占有するという、土地あるいは家屋敷の占有条件を(①[国家レヴェルでの、いわゆる「勤務選挙権」たる]役職等による居住家屋の居住者を居住家屋の(賃借人としての)占有者と見なすという、居住家屋の占有条件、また②[国家レヴェルでの、いわゆる「間借人選挙権」たる]間借りの(間借人としての)占有という、間借りの占有条件を含めて)規定している。

従って、選挙権に関しては、地方政府選挙権の資格＝付与条件としても、国家レベルでのそれに規定されつつ、ほぼ同様に、課税財産の占有＝納税条件が成立し貫徹してくるといえよう。

## (2) 選挙区等に関して

次に、選挙区等に注目すると、地方政府選挙の場合、どのような原則が成立し貫徹してくるのであろうか。議会選挙の場合におけるような小選挙区制による「多数代表」原則が貫徹してくるのであろうか。

このよう観点から、結論的にいえば、地方政府の選挙区等に関しては、従来の地方当局＝地方政府に関係する諸法において、いわゆる「小選挙区」制が規定されているのか、あるいはいわゆる「連記」制が規定しているのかを検討していきたい。

### (1) 1834年「救貧法修正法」等における「地方救貧委員会」等の選挙

まず、特定の地方当局に注目すると、前述のように、1834年法下の「地方救貧委員会」や1848年法下の「地方衛生委員会」の選挙の場合、それぞれの特定の目的のために、地方税査定額に応じた地方税課税財産の所有者及び占有者＝地方税納税者による「複数投票」制を採用していた。この「複数投票」制は、後述するように、いずれも1894年法により、廃止され、変化することになる。

### (2) 1835年「都市団体法」等におけるバラ議員等の選挙

これに対して、1835年「都市団体法」下の（首都ロンドンを除く）バラ議員の場合、議員の任期は、3年で、議員の3分の1が毎年辞職し、選挙されるのであるが（同法、31条）、「議員の選挙で投票する権利を与えられるすべての市民は、・・・選ばれる議員の数を超えない数の人々に対して投票してもよい」（32条）こと（＝「連記」制）が規定された。

（なお、多数代表の原則（＝多数決原理 majority rule）の貫徹という観点から付言すれば、バラ議会の議事は、「出席した議員たちの多数（a majority）によって決定される」（69条）ことも規定された。）

関連して、同法の適用をうけない、首都ロンドンについていえば、1855年「首都経営法」下の「教区会」の教区会員の選挙の場合にも、要するに「埋められるべき各空席について1投票者1票（one voter one vote）」<sup>42)</sup>と表現される点で、「連記」制が規定されたといえる。

### (3) 1870年「初等教育法」における「学務委員会」の選挙

今一つ、（最後に創設された）特定の地方当局として、1870年「初等教育法」下の「学務委員会」の選挙の場合、要するに、「各投票権者は、埋められるべき各空席について1票；投票者は投票を彼が好

<sup>42)</sup> B. Keith-Lucas, *op. cit.*, p. 231.

むように配分しうる；すべてを 1 人の候補者に投じてよい」旨を規定し、いわゆる「集積投票」(cumulative vote) 制が採用されたのであるが、これは、代表原理に即していえば、「少数代表」(minority representation) 制である。これは、教育という特定の行財政目的のため、特に、宗教上の少数意見を代表させるために、採用された<sup>43)</sup>。この「集積投票」制は、後述するように、イングランド及びウェールズの場合、1902 年法により、廃止され、変化することになる。

#### (4) 1888 年「地方政府法」におけるカウンティ議員の選挙

次に、1888 年「地方政府 (イングランド及びウェールズ) 法」下でのカウンティ議員の場合、その 2 条 (2) は、次のように規定する、

- 「(d) カウンティ議員は、3 年の期間、選挙される、またそれから一緒に辞職する、また彼等の議席は新たな選挙によって埋められる；また
- (e) カウンティ議員の選挙の目的のため、そのカウンティの諸分区 (divisions) は、区 (wards) でなく、選挙区 (electoral divisions) と呼ばれる、また各選挙区のために 1 人のカウンティ議員のみが選挙される」、と。

このように、1888 年法下に、カウンティ議会の場合、議員の任期は、バラ議員と同様に 3 年であるが、バラ議員と異なり、3 年毎に全員が辞職し、選挙される。その選挙区については、予想されたように、バラ議員と異なり、1 選挙区 1 議員という「小選挙区」制が規定されていた。従って、カウンティ議会の場合、議会選挙での選挙区制を導入しつつ、同様な「小選挙区」制を採用し、それによって「多数代表」を実現することになった。(但し、首都ロンドンのカウンティ議会の場合、議会選挙と同一の選挙区で 2 議員 を選出し (同法、40 条)、バラ議員と同様に、「連記」制により「多数代表」が実現された。)

#### (5) 1894 年「地方政府法」等における教区議員、地方救貧委員、地区議員等の選挙

最後に、1894 年「地方政府法」の場合、次のように規定している。

##### 「2 条。教区集会

- ・・・(2) 各教区選挙人は、教区集会で、・・・選挙の場合、選挙される人数を超えない数の人々の各々について、1 票のみを投じる。

##### 「3 条。教区議会の構成

- ・・・(5) 教区議員は、その教区の教区選挙人によって選挙される」。

##### 「20 条。地方救貧委員会の選挙と資格

- ・・・(3) 1 教区の教区選挙人は、その教区のための地方救貧委員会の選挙人である・・・
- (4) 各選挙人は、選挙される人数を超えない数の人々の各々について、1 票のみを投じてよい・・・」

---

<sup>43)</sup> *Ibid.*, p. 231 ; *Report of the Royal Commission appointed to enquire into Electoral Systems with Appendices*, 1910, p. 17 ; H. J. Hanham, *The Nineteenth Century Constitution 1815-1914 : Documents and Commentary*, Cambridge, 1969, p. 260.

「23 条。バラでない都市地区における地区議会の構成

・・・(3) その地区における諸教区の教区選挙人は、その地区の議員の選挙人である・・・

(4) 各選挙人は、選挙される数を超えない人数の人々の各々について、1 票のみを投じてよい」

「24 条。農村地区議会

(1) すべての農村地区の地区議会・・・の議員たちは、その地区における地方救貧委員会の選挙のための諸教区あるいはその他の地域によって選挙される。

(3) 1 農村地区議会における教区あるいはその他の地域のための地区議員たちは、その地方救貧委員会におけるその教区あるいは地域の代表たちである・・・」と。

このように、1894 年法下に、教区議会、地方救貧委員会、バラでない都市地区における地区議会、農村地区議会（＝地方救貧委員会）の選挙の場合には、各教区選挙人が「選挙される数を超えない人数の人々の各々について、1 票のみを投じる」旨が規定されて、「連記」制が採用され、それによって「多数代表」の原則が実現されてくることになった。この点は、都市地区議会と同一にされた「ロンドン教区会」の場合も同様である。

しかも、このことは、同時に、特定の地方当局としての「地方救貧委員会」や「地方衛生委員会」の選挙で規定されていた「複数投票」制の廃止を前提としていたのである。

なお、首都ロンドンに関していえば、1899 年「ロンドン政府法」下に創設された「首都バラ議会」の場合にも、1894 年「地方政府法」下の「ロンドン教区会」のように選挙されるので、同様であるといえる。

## (6) 1902 年「教育法」における選挙

今一つ、前述のように、(最後に創設された) 特定の地方当局たる、1870 年「初等教育法」下での「学務委員会」の選挙で規定されていた「集積投票」制についていえば、1902 年「教育法」(Education Act)<sup>44)</sup>により、イングランド及びウェールズの場合、「学務委員会」自体が廃止され、代って、カウンティ議会及びカウンティ・バラ議会が「地方教育当局」となった。このことは、「集積投票」制が廃止され、結局、カウンティ議員の選挙としてではあるが、「小選挙区」制による「多数代表」原則が実現されるに至ったことを意味している。

## (7) 1933 年「地方政府法」における地方政府選挙

以上の帰結と看做しうる、最初の統合法である、1933 年「地方政府法」(Local Government Act)、正式には、「(一定事項におけるを除いて) ロンドンを除くイングランド及びウェールズにおける地方政府の諸目的のための当局に関連する諸制定法を修正付で統合する法律」<sup>45)</sup>に注目すると、その「第一部 構成と選挙」は、種々の地方政府の選挙に関して、次のように規定している。

<sup>44)</sup> 正式には、An Act to make further provision with respect to Education in England and Wales (2 Edw. VII., c. 42) .

<sup>45)</sup> An Act to consolidate with amendments the enactments relating to authorities for the purposes of local government in England and Wales exclusive (except in relation to certain matters) of London (23 & 24 Geo. V., c. 51).

まず、カウンティ議員の選挙の場合。

「10 条 カウンティの選挙区への分割

カウンティ議員の選挙目的のため、すべてのカウンティは、選挙区 (electoral divisions) に分割される、各々は1人の議員を選出する、また各選挙区のために別個の選挙がある。」

「12 条。投票する権利を与えられる人々

・・・(2) いずれの人も、カウンティ議員の選挙で1票より多く投じない。」

次に、バラ議員の選挙の場合。

「24 条 バラと区の選挙

(1) バラが諸区 (wards) に分割されない場合、そのバラ全体のために議員たちの1つの選挙がある。

(2) バラが諸区 に分割される場合、その各区のために議員たちの1つの別個の選挙がある。」

「26 条。投票する権利を与えられる人々

・・・(2) すべての選挙人は、各候補者のために1票のみを投じる：但し、彼が投じるかもしれない票の総数は選挙される議員の数を超えない。」

続いて、地区議員の選挙の場合。

「36 条。都市地区と区 of 選挙

(1) 都市地区が諸区に分割されない場合、その地区全体のために議員たちの1つの選挙がある。

(2) 都市地区が諸区に分割される場合、その各区のために議員たちの1つの別個の選挙がある。」

「38 条。農村地区議員の選挙

(1) 農村地区議員の選挙は、その地区が農村地区議員の選挙の目的のために分割されるそれぞれの地域のために選挙される、それは教区、あるいは教区の結合、あるいは教区の区である。」

「39 条。投票する権利を与えられる人々

・・・(2) すべての選挙人は、各候補者のために1票のみを投じる：但し、彼が投じるかもしれない票の総数は選挙される議員の数を超えない。」

最後に、教区議員の選挙の場合

「51 条。教区議員の選挙

(1)・・・教区議員は、教区集会で、あるいはそこにおける続く投票で、選挙される。」

「53 条。投票する権利を与えられる人々

・・・(2) すべての選挙人は、各候補者のために1票のみを投じる：但し、彼が投じるかもしれない票の総数は選挙される議員の数を超えない。」

このように、地方政府選挙においては、カウンティ議員の選挙の場合にのみ、1選挙区1議員という、いわゆる「小選挙区」制を採用し、その選挙人は「いずれの人も、1カウンティ議員の選挙で1票より多く投じない」ことが規定されている。これに対して、バラ議員、地区議員、教区議員の選挙の場合には、選挙区への分割の有無に拘わらず、選挙人の投票に関して、「すべての選挙人は、各候補者のために1票のみを投じる：但し、彼が投じるかもしれない票の総数は選挙される議員の数を超えない」

ことが規定されている。

要するに、カウンティ議員の選挙の場合には、いわゆる「小選挙区」制を採用し、従って、それによっていわゆる「多数代表」の原則が実現されており、その他のバラ議員、地区議員、教区議員の選挙では、いわゆる「連記」制を採用し、従って、それによって、同じく「多数代表」の原則が実現されているといえるのである。

従って、地方政府選挙の選挙区等に関しては、カウンティ議会の場合には「小選挙区」制によって、他のバラ議会、地区議会等の場合には「連記」制によって、結局、議会選挙の場合におけるように、「多数代表」の原則が成立し貫徹してくるといえよう。

### 第3節 小括：中央＝国家レベルと地方レベル間での選挙法(代議制)展開の関連

以上、国家レベルと地方レベルそれぞれにおける選挙法(代議制)展開に注目し、選挙法(代議制＝庶民院の選挙法改正、及び地方政府の選挙関係法)を取り上げ、その展開が、国民(住民)＝納税者＝有権者にとってもつ意味を検討したのであるが、小括として、国家レベルと地方レベル間での選挙法(代議制)展開の関連について簡単に言及しておきたい。

表1-1-1に表示した「略年表」からクロノロジカルな展開を確認したように、資本主義の確立以後、まず国家レベルで「国民代表法」として庶民院の選挙法改正が第1次、第2次、第3次改正と漸次的＝段階的に実現し、それぞれの改正に続いて、地方レベルで地方政府の選挙関係法が成立しており、従って、基本的には、国家レベルでの選挙法(代議制)展開が地方レベルでのそれを規定していたといえるのであるが、このような関連について、とりわけ、国家レベルでの1884-85年の第3次選挙法改正と地方レベルでの1888年と1894年の「地方政府法」に即して、より具体的に、考察したい。

#### (1) 選挙権に関して

まず選挙権についていえば、国家レベルでの議会選挙権の資格＝付与条件は、第3次選挙法改正＝1884年「国民代表法」によって、新たにカウンティ選挙区とバラ選挙区の双方について、①「戸主選挙権」(＝居住家屋の居住占有、救貧税賦課と納税の条件)、「£10間借人選挙権」(＝£10以上の間借りの居住占有の条件)、「勤務選挙権」(＝居住家屋の居住占有の条件)、あるいは②「£10占有選挙権」(＝£10以上の土地あるいは保有財産の占有、救貧税賦課と納税の条件)に拡大され、こうして、今や、議会選挙権の場合には、①「戸主選挙権」と②「£10占有選挙権」の場合のように、課税財産の占有＝救貧税賦課・納税条件が規定され、更には、「£10間借人選挙権」と「勤務選挙権」の場合のように、課税財産の居住占有のみの条件も規定されるに至った。

このような展開を受けて、第4次選挙法改正＝1918年「国民代表法」においては、議会選挙権の資格＝付与条件として、①居住条件、あるいは②£10占有条件が実現された。

このような国家レベルでの展開に続いて、地方レベルでは、まず1888年の「地方政府法」によ

って、第3次選挙法改正＝1884年法下での新たな議会選挙権のうち、「£10占有選挙権」の資格が、今や、地方政府レベルにおけるバラ議会の選挙権、及びカウンティ議会の選挙権の双方に導入され、こうして、双方の議会の選挙権の資格＝付与条件としての、課税財産の占有＝納税条件が「£10占有選挙権」のそれまで拡大されるに至った。

更に続いて1894年の「地方政府法」によって、第3次選挙法改正＝1884年法下での新たな議会選挙権のうち、「£10占有選挙権」の資格のみならず、「戸主選挙権」、「£10間借人選挙権」、「勤務選挙権」の資格までが、今や、地方政府レベルにおける教区議会、地方救貧委員会、バラでない都市地区の地区議会、そして農村地区の地区議会（＝地方救貧委員会）の選挙権に導入され、こうして、これらの議会の選挙権の資格＝付与条件としての、課税財産の占有＝納税条件が「戸主選挙権」のそれまで拡大され、更に（「£10間借人選挙権」と「勤務選挙権」のように）居住占有のみの条件にまで拡大されるに至った。

しかも、このことは、同時に、特定の地方当局としての「地方救貧委員会」や「地方衛生委員会」の選挙権の資格＝付与条件としての、地方税査定額〔＝純年価値額〕に応じた〔地方税課税〕財産の所有条件及び占有＝地方税賦課・納税条件の廃止を前提としていた。

このような展開を受けて、1918年「国民代表法」においては、統一的な地方政府選挙権の資格＝付与条件として、居住条件が実現された。

かくして、選挙権について、その資格＝付与条件として、基本的には、国家レベルでの選挙法（代議制）展開が地方レベルでのそれを規定していたといえるのである。

## （2）選挙区等について

次に選挙区等についていえば、国家レベルでの選挙区の場合、第3次選挙法改正＝1885年「議席再配分法」によって、カウンティ選挙区とバラ選挙区の双方について、「1議員選挙区」＝小選挙区制が成立し、代表原理として「多数代表」の原則が実現された。

このような国家レベルでの展開に続いて、地方レベルでは、まず1888年の「地方政府法」によって、地方政府のうちカウンティ議会の場合、議会選挙での選挙区制を導入しつつ、同様な「1議員選挙区」＝小選挙区制を採用し、それによって「多数代表」の原則が実現された。

（但し、首都ロンドンのカウンティ議会の場合、議会選挙と同一の選挙区で2議員を選出し、バラ議員と同様に、「連記」制により「多数代表」の原則が実現された。）

更に続いて、1894年の「地方政府法」によって、地方政府のうち教区議会、地方救貧委員会、バラでない都市地区における地区議会、農村地区議会（＝地方救貧委員会）の選挙の場合には、「連記」制が採用され、それによって「多数代表」の原則が実現された。（この点は、都市地区議会と同一にされた「ロンドン教区会」の場合も同様である。）

かくして、選挙区等についても、代表原理として、基本的には、国家レベルでの選挙法（代議制）展開が地方レベルでのそれを規定していたこと、つまり、国家レベルでの選挙法（代議制）展開とほぼ同様に、地方レベルでも、カウンティ議会の場合には「1議員選挙区」＝小選挙区制によって、他のバラ議会、地区議会等の場合には「連記」制によって、結局、議会選挙の場合におけるように、そのような納税者＝有権者の「多数意見」が代表される原則（＝「多数代表」原則）が成立し貫徹してくる、といえる。

### (3) 選挙法(代議制)史的意義

以上のように、国家レベルと地方レベル間での選挙法(代議制)展開の関連として、資本主義の確立以後、1832年の第1次選挙法改正を起点として、まず、国家レベルでの選挙法(代議制)において新たな原則が成立し、そのような原則が、更には地方レベルでの選挙法(代議制)においても貫徹してくること、その上で、そのような展開を受けて、第4次選挙法改正=1918年「国民代表法」において、前者に後者が包摂される形で両者が統合(=完成)されてくることを確認しえた。

このことは、選挙法(代議制)史上、イギリスの場合、市民革命(「権利章典」=「議会主権」の成立)後の「立憲君主制」の下で、1820-30年代における資本主義の確立以後、資本主義的国家構造の構築に向かつて、中央=国家レベルから地方レベルへという選挙法(代議制)の「資本主義的」展開により、「議会制民主主義」が進展し、それが、1910年「国会法」(=「議会主権」の完成)に続いて、1918年法において完成されるに至ったことを意味しているといえよう。(このような議会制民主主義の進展を前提にして、財政面での「財政民主主義」が展開されてくるのである。)

(初出：拙稿「欧米近現代財政史・国制史研究の一視角(中)」『アルテス リベラレス(岩手大学人文社会科学部紀要)』第59号、1996年の一部分、及び拙稿「欧米近現代財政史・国制史研究の一視角(下の1)」『アルテス リベラレス(岩手大学人文社会科学部紀要)』第60号、1997年12月の一部分。)

## 第2章 近代日本における中央・地方選挙法(代議制)の展開

### 序

〈考察の対象=限定〉

「最初の工業国家」=最先進国たるイギリスの場合、選挙法(代議制)の展開過程は、いわば自生的に、かつ漸次的に、17世紀における市民革命を経て、1820-30年代における資本主義の確立以後に、国家レベルを起点として本格的に開始し、そして地方レベルに貫徹し、そのうえで1918年「国民代表法」によって前者に後者が包摂される形で、両者が統合されて完成した。これに対して、イギリスと異なり、後進国たるわが国の場合、選挙法(代議制)はどのように展開してくるのであろうか<sup>46)</sup>。

本章では、このような問題関心から日本における中央=国家と地方双方における選挙法(代議制)の展開過程に注目したい。

予め、国家と地方の展開関係を概括するため、表1-2-1に表示した「日本における選挙法(代議制)展開関係略年表」から、クロノジカルな展開を確認すると、第2次世界大戦前におけるわが国の選挙法(代議制)は、(資本主義の確立に先立って)まず、イギリスとは逆に、地方レベルを起点として開始し、そして国家レベルに展開してくるといえる。

従って、以下では、このような日本における選挙法(代議制)の独自の展開を、第2次大戦前における、(1)地方レベルと(2)国家レベルそれぞれについて、法的レベルで選挙法(代議制)の主要な内容を、(a)選挙権と(b)選挙区等のそれぞれに限定して、表1-2-1の「略年表」に即して、クロノジカルに検討する。その上で、(3)第2次世界大戦後における国家と地方の双方のレベルでの展開を検討する。最後に(4)このような地方レベルと国家レベル間での展開の関連を考察し、それが国民(住民)=納税者=有権者にとってもつ意味、さらには1994年「公職選挙法」改正(=小選挙区比例代表並立制導入)のもつ歴史的位置を展望することにした。 (なお、以下では、欧米史学徒に読みやすいように、法令等におけるカタカナを平仮名で表記する。)

---

<sup>46)</sup> 研究史についていえば、管見の限りでは、わが国における従来の選挙法(代議制)史研究は、国家レベルでのそれに集中し、地方レベルでのそれが不十分であり、従って全体像の把握が不十分である、といえるのではあるまいか。

表 1-2-1 「日本における選挙法（代議制）展開関係略年表

国家レベル	地方レベル	
	府県レベル	市町村レベル
(1873年「地租改正」)	(1878年「地方税規則」) (1878年「郡区町村編制法」 1878年「府県会規則」	1888年「市制及町村制」
(1887年「所得税法」) 1889年「大日本帝国憲法」 1889年「衆議院議員選挙法」	1890年「府県制」 1890年「郡制」 1899年「府県制」改正 1899年「郡制」改正	1911年「市制」 1911年「町村制」
1900年「衆議院議員選挙法」		1921年「市制」改正 1921年「町村制」改正
1919年「衆議院議員選挙法」改正	1922年「府県制」改正	
1925年「衆議院議員選挙法」	1926年「府県制」改正	1926年「市制」改正 1926年「町村制」改正
1945年「衆議院議員選挙法」改正	1946年「府県制」改正	1946年「市制」改正 1946年「町村制」改正
1946年「日本国憲法」 1947年「衆議院議員選挙法」改正	1947年「地方自治法」	
1950年「公職選挙法」		
1994年「公職選挙法」改正		

[『法令全書』の関係箇所より作成。]

## 〈選挙法(代議制)展開の政策的意図と税制面での前提〉

まず、具体的な内容の検討に先立ち、予め、(1) 選挙法(代議制)展開の政策的意図と(2) 選挙法(代議制)展開の税制面での前提について、ごく簡単に言及しておきたい。

### (1) 選挙法(代議制)展開の政策的意図

まず、選挙法(代議制)展開が地方レベルから開始した理由として、(後述する)1888年(4月17日、法律第1号)「**市制及町村制**」の末尾に記載されている「[ 参照 ] 市制町村制理由」に注目すると、そのような展開の政策的意図として、要するに、「**国家の基礎**」を強固にする必要性、及びそのためには「**府県郡市町村を以て3階級の自治体**」を(いわば、市町村→郡→府県の序列で)構築する意図を、次のように指摘している。すなわち(法令におけるカタカナを平仮名で表記すると)、

「国内の人民各其自治の団結を為し政府之を統一して其機軸を執るは**国家の基礎**を強固にする所以なり 国家の基礎を固くせんとせば地方の区画を以て自治の機体と為し其部内の利害を負担せしめざる可からず

現今の制は府県の下郡区町村あり 区町村は稍自治の体を存すと雖も未だ完全なる自治の制あるを見ず 郡の如きは全く行政の区画たるに過ぎず 府県は素と行政の区画にして幾分か自治の制を兼子有せるが如しと雖も是亦全く自治の制ありと謂う可からず 今前述の理由に依り此の区画を以て完全なる自治体と為すを必要なりとす 即**府県郡市町村を以て3階級の自治体となさんとす** 此階級を設たるは分権の制を施すに於ても亦緊要なりとす 蓋自治区には其自治体共同の事務を任す可きのみならず一般の行政に属する事と雖も全国の統治に必要にして官府自ら処理すべきものを除く外之を地方に分任するを得策なりとす 故に其**町村**の力に堪うる者は之を其負担とし其力に堪えざる者は之を**郡**に任し郡の力に及ばざる者は之を**府県**の負担とす可し 是階級の重複するを厭わずして却て利益ありと為す所以なり」、と(アンダーライン筆者、以下同様)。

### (2) 選挙法(代議制)展開の税制面での前提

次に、選挙法(代議制)展開の税制面での前提として、「**地租改正法**」と「**所得税法**」について確認しておきたい。

まず1870年代には、地租について、国家レベルで、1873年(7月28日の太政官布告272号)「**地租改正法**」は、周知のように、主要な国税たる地租について、課税標準を収穫高から地価に変更し、また米納から金納に改め税率を地価の3%とし、そして土地所有者を納税者とした。これを受けて、地方レベルで、1878年(7月22日の太政官布告第19号)「**地方税規則**」は、「第1条 地方税は左の目に従い徴収す」として、具体的に「**地租5分1以内**」等を徴収する旨を定めた。

その後、1880年代に入ると、1887年(3月19日の勅令第5号)「**所得税法**」は、「第1条 凡そ人民の資産又は営業其他より生ずる**所得金高1箇年3百円以上ある者**は此税法に依て所得税を納むるべし」として、同税を創設し、また「第4条 所得税の等級及税率左の如し」として、等級別税率を(「第1等級 所得金高3万円以上 百分の3」、「第5等級 所得金高3百円以上 百分の1」のように)定めた。

このような国家と地方の双方のレベルでの税制を前提として、(つまり、選挙権等の付与の主要な

納税条件として) 選挙法(代議制)が展開されてくるのである。

## 第1節 地方レベルでの選挙法(代議制)の展開

さて、地方レベル、すなわち、市と町村レベル及び府県と郡レベルの双方で、選挙法(代議制)はどのような内容をもって展開し、どのような原則が成立してくるのであろうか。

### (1) 選挙権について

まず、市町村会及び府県郡会の議員の選挙権(及び被選挙権)の拡大過程を、法的な付与条件それ自体に限定して、略年表に即してクロノジカルに、確認していきたい。

#### (1) 1878年「府県会規則」における府県会議員の選挙権

まず、1878年に府県会レベルで議員の選挙権が制定された。すなわち、1871年7月の「廃藩置県」、1872-73年の「大区小区制」の制定後、1878年のいわゆる地方3法の1つたる(7月22日太政官布告第17号)「郡区町村編制法」において、「第1条 地方を画して府県の下郡区町村とす」という旨が制定され、続いて、同1878年(7月22日太政官布告第18号)「府県会規則」は、府県会議員の選挙権を、次のように制定する。すなわち、

「第14条 議員を選挙するを得べき者は満20歳以上の男子にして其郡区内に本籍を定め其の府県内に於て地租5円以上を納むる者に限るべし」と。

なお、被選挙権については、

「第13条 府県会の議員たることを得べき者は満25歳以上の男子にして其府県内に本籍を定め満3年以上住居し其の府県内に於て地租拾円以上を納むる者に限る」と。

#### (2) 1888年「市制及町村制」における市会及び町村会議員の選挙権

府県制の一定の展開を踏まえて、本格的には、まず1888年に市町村制が制定された。この1888年(4月17日法律第1号)「市制及町村制」のうち、「市制」は、市会議員の選挙権を、次のように制定する。すなわち、

まず「市公民」について、

「第7条 凡帝国臣民にして公権を有する独立の男子2年以来 (1) 市の住民となり (2) 其市の負担を分任し及 (3) 其市内に於て地租を納め若くは直接国税年額2円以上を納むるものは其市公民とす・・・此法律に於て独立と称するは満25歳以上にして1戸を構え且治産の禁を受けざるものを云う」と。

そして選挙権については、「第12条 市公民 (第7条)は総て選挙権を有す」と。

また被選挙権については、「第15条 選挙権を有する市公民(第12条第1項)は総て被選挙権を有

す]、と。

なお、市税については、「第90条 市税として賦課することを得可き目左の如し 1 国税府県税の附加税 2 直接又は間接の特別税」、と。

次に、「町村制」は、町村会議員の選挙権を、次のように制定する。すなわち、まず「町村公民」について、

「第7条 凡帝国臣民にして公権を有する独立の男子2年以来 (1) 町村の住民となり (2) 其町村の負担を分任し及 (3) 其町村内に於て地租を納め若くは直接国税年額2円以上を納むるものは其町村公民とす・・・此法律に於て独立と称するは満25歳以上にして1戸を構え且治産の禁を受けざるものを云う」、と。

そして選挙権については、「第12条 町村公民 (第7条) は総て選挙権を有す」、と。

また被選挙権については、「第15条 選挙権を有する町村公民 (第12条第1項) は総て被選挙権を有す」と。

なお、町村税については、「第90条 町村税として賦課することを得可き目左の如し 1 国税府県税の附加税 2 直接又は間接の特別税」、と。

以上のように、「市公民」及び「町村公民」という公民権に納税条件を制定したのであるが、その政策的意図について、末尾の「[参照] 市制町村制理由」において、要するに「無産の小民」排除する旨を次のように指摘している。すなわち、

「・・・本制に定むる要件中納税額の制限を設くる所以は市町村を以て其盛衰に利害の關係を有せざる無智無産の小民に放任することを欲せざるが為めなり 然れも本制には2級若く3級選挙法を行うに依て幸に小民の多数を以て資産者を抑圧するの患を免る可きが故に其制限は之を低度に定むるも妨げなし 元来選挙権を拡充し以て細民不満の念を絶たんことを期するは此選挙法の他に優れりとする所なり 故に本制に於ては2年以来町村内に於て地租を納むる者はその制限を設けず 其他の納税者は2円以上とせり・・・」、と。

### (3) 1890年の「府県制」及び「郡制」における府県会及び郡会議員の選挙権

このような市制町村制に続いて、府県制と郡制が制定されてくる。

まず、1890年(5月17日の法律35号)「府県制」は、

府県会及び府県会議員の(間接的)選挙権を、次のように制定する。すなわち、

「第2条 府県会は府県内郡市に於て選挙したる議員を以て之を組織す

郡市に於て選挙すべき府県会議員の定数は勅令を以て之を定む但各郡市をして少なくとも1人の議員を選挙せしむべし」、と。

なお被選挙権については、「第4条 府県内市町村の公民中選挙権を有し其府県に於て1年以来直接国税10円以上を納むるものは府県会の被選挙権を有す」、と。

次に、1890年(5月17日の法律36号)「郡制」は、郡会及び郡会議員の(主として、間接的)選挙権を、次のように制定する。すなわち、

「第4条 郡会は郡内町村に於て選挙したる議員及大地主に於て選挙したる議員を以て之を組織す」

「第5条 町村に於て選挙すべき郡会議員の数は毎町村各1名とす・・・」

「第6条 1町村に於て1名以上の議員を選挙するは其町村会之を行い・・・」

「第8条 大地主は町村に於て選挙すべき議員定数の外其定数の参分の1を互選するものとす・・・」

「第9条 大地主とは郡内に於て町村税の賦課を受くる所有地にして地価総計1万円以上を有する地主を云う」, と。

なお被選挙権については, 「第10条 郡内町村公民にして町村会の選挙に参加することを得べき者及大地主中自ら選挙に加わることを得べき者は総て郡会の被選挙権を有す」, と。

以上のような市制町村制及び府県制郡制を基礎にして(後述する)衆議院議員の制限選挙権が制定されてくるのである。

#### (4) 1899年の「府県制」及び「郡制」改正における府県会及び郡会議員の選挙権

続いて, 1899年に「府県制」及び「郡制」が改正された。

まず, 1899年(3月の法律64号)「**府県制**」改正は, 府県会及び府県会議員の(今や, 直接的な)選挙権(及び被選挙権)を, 次のように制定する。すなわち,

「第6条 府県内の市町村公民にして市町村会議員の選挙権を有し且其の府県内に於て1年以来直接国税年額3円以上を納むる者は府県会議員の選挙権を有す

府県内の市町村公民にして市町村会議員の選挙権を有し且其の府県内に於て1年以来直接国税年額10円以上を納むる者は府県会議員の被選挙権を有す」, と。

続いて, 1899年(3月の法律65号)「**郡制**」改正は, 郡会及び郡会議員の選挙権を, また同時に被選挙権を, 次のように制定する。すなわち,

「第6条 郡内の町村公民にして町村会議員の選挙権を有し且其の郡内に於て1年以来直接国税年額3円以上を納むる者は郡会議員の選挙権を有す

郡内の町村公民にして町村会議員の選挙権を有し且其の郡内に於て1年以来直接国税年額5円以上を納むる者は郡会議員の被選挙権を有す」, と。

#### (5) 1911年の「市制」及び「町村制」改正における市会及び町村会議員の選挙権

その後, 1911年に「市制」及び「町村制」が改正された。

まず, 1911年(4月6日の法律68号)「**市制**」改正は, 市会議員の選挙権を, 次のように制定する。すなわち, 「市公民」について,

「第9条 帝国臣民にして独立の生計を営む年齢25年以上の男子2年以来市の住民と為り其の市の負担を分任し且其の市内に於て地租を納め若は直接国税年額2円以上を納むるときは其の市公民とす」, と。

そして選挙権, 及び被選挙権については,

「第14条 市公民は総て選挙権を有す」、また

「第18条 選挙権を有する市公民は被選挙権を有す」、と。

次に、1911年（4月6日の法律69号）「**町村制**」改正は、町村会議員の選挙権を、次のように制定する。

すなわち、「町村公民」について、

「第7条 帝国臣民にして独立の生計を営む年齢25年以上の男子2年以来町村の住民と為り其の町村の負担を分任し且其の町村内に於て地租を納め若は直接国税年額2円以上を納むるときは其の町村公民とす」、と。

そして選挙権、及び被選挙権については、

「第12条 町村公民は総て選挙権を有す」、また

「第15条 選挙権を有する町村公民は総て被選挙権を有す」、と。

#### (6) 1921年の「市制」及び「町村制」改正における市会及び町村会議員の選挙権

続いて、1921年に「市制」及び「町村制」が改正された。

まず、1921年（4月11日の法律58号）「**市制**」改正は、市会議員の選挙権を有する「市公民」を、次のように制定する。すなわち、

「第9条 市住民にして左の要件を具備する者は市公民とす・・・

- 1 帝国臣民たる男子にして年齢25年以上の者
- 2 独立の生計を営む者
- 3 2年以来其の市住民たる者
- 4 2年以来其の市の直接市税を納むる者・・・」、と。

次に、1921年（4月11日の法律59号）「**町村制**」改正は、町村会議員の選挙権を有する「町村公民」を、次のように制定する。すなわち、

「第7条 町村住民にして左の要件を具備する者は町村公民とす・・・

- 1 帝国臣民たる男子にして年齢25年以上の者
- 2 独立の生計を営む者
- 3 2年以来其の町村住民たる者
- 4 2年以来其の町村の直接町村税を納むる者・・・」、と。

#### (7) 1922年の「府県制」改正における府県会議員の選挙権

翌1922年に「府県制」が改正された。1922年（4月19日の法律第55号）「府県制」改正は、府県会議員の選挙権（及び被選挙権）を、次のように制定する。すなわち、

「第6条第1項乃至第3項を左の如く改む

府県内の市町村公民にして1年以来其の府県内に於て直接国税を納むる者は府県会議員の選挙権及被選挙権を有す」、と。

## (8) 1926年の普通選挙制下における選挙権

以上の展開を経て、地方レベルで、直接国税、市税町村税などの額による制限を撤廃した、いわゆる普通選挙権が制定されてくるのである。

まず1926年(6月24日の法律第73号)「**府県制**」改正は、府県会議員の選挙権(及び被選挙権)を、次のように制定する。すなわち、

「第6条 府県内の市町村公民は府県会議員の選挙権及被選挙権を有す」と。

続いて1926年(6月24日の法律第74号)「**市制**」改正は、市会議員の選挙権を有する「市公民」を、次のように制定する。すなわち、

「第9条 帝国臣民たる年齢25年以上の男子2年以来市住民たる者は其の市公民とす」と。

また1926年(6月24日の法律第75号)「**町村制**」改正は、町村会議員の選挙権を有する「町村公民」を、次のように制定する。すなわち、

「第7条 帝国臣民たる年齢25年以上の男子にして2年以来町村住民たる者は其の町村公民とす」と。

このように選挙権は拡大され、普通選挙権が実現したのであるが、これに対して、選挙区等はどうのように制定されてくるのであろうか。

## (2) 選挙区等について

次に、市町村会及び府県郡会の議員選挙における選挙区等について、同じく、略年表に即してクロノロジカルに、確認していきたい。

### (1) 1878年「府県会規則」における府県会議員の選挙

1878年の地方3法の1つたる「郡区町村編制法」が「地方を画して府県の下郡区町村とす」る旨を制定したのち、同1878年「府県会規則」は、府県会議員の選挙について、次のように制定する。すなわち、

まず、選挙区及び選挙区の議員定員について、

「第10条 府県会の議員は郡区の大小に依り毎郡区に5人以下を選ぶ」と。

そして(記名)投票と当選については、

「第17条 投票は予め郡区長より付与したる用紙に選挙人自己及び被選人の住所姓名年齢を記し 予定の日之を郡区長に出すべし 投票は多数の者を以て当選人とし・・・」と。

なお、任期については、

「第21条 議員の任期は4年とし2年毎に全数の半を改選す・・・」と。

このような「府県会規則」下における選挙区等について、具体的に、岩手県の「県会」議員の選挙の場合の選挙区及び議員定数を確認すると、表 1-2-2 に表示したように、選挙区は 18、定数 64 人、従って、1 選挙区平均 3.5 人である。大選挙区制であるといえよう。

表1-2-2 府県レヴェルニ岩手県会議員選挙

1878年「府県会規則」		1890年「府県制」		1899年「府県制」改正		1926年「府県制」改正 (普選法下の最初選挙) 1927年9月改選		1946年「府県制」改正	
選挙区	定数	選挙区	定数	選挙区	定数	選挙区	定数	選挙区	定数
1879年3月1日選挙									
(岩手県：1897施行) 1897年7月選挙		1899年9月改選		1926年「府県制」改正		1946年「府県制」改正			
盛岡市	1	盛岡市	1	盛岡市	2	盛岡市	4	盛岡市	4
岩手郡	3	岩手郡	3	岩手郡	3	岩手郡	4	岩手郡	4
紫波郡	2	紫波郡	2	紫波郡	2	紫波郡	2	紫波郡	2
稗貫郡	2	稗貫郡	2	稗貫郡	2	稗貫郡	2	稗貫郡	3
東和賀郡	2	和賀郡	2	和賀郡	2	和賀郡	2	和賀郡	4
西和賀郡	2								
胆沢江刺郡	5	胆沢郡	2	胆沢郡	2	胆沢郡	2	胆沢郡	4
		江刺郡	2	江刺郡	2	江刺郡	2	江刺郡	2
西磐井郡	4	西磐井郡	2	西磐井郡	2	西磐井郡	2	西磐井郡	3
東磐井郡	5	東磐井郡	3	東磐井郡	3	東磐井郡	3	東磐井郡	4
気仙郡	4	気仙郡	2	気仙郡	2	気仙郡	2	気仙郡	3
西閉伊郡	3	上閉伊郡	2	上閉伊郡	2	上閉伊郡	3	上閉伊郡	3
南閉伊郡	3								
東閉伊郡	4	下閉伊郡	3	下閉伊郡	3	下閉伊郡	3	下閉伊郡	4
中閉伊郡	2								
北閉伊郡	2								
南九戸郡	3	九戸郡	2	九戸郡	2	九戸郡	3	宮古市	1
北九戸郡	3							九戸郡	4
二戸郡	4	二戸郡	2	二戸郡	2	二戸郡	2	二戸郡	3
計	18	計	14	計	30	計	33	計	16
									計
									49

[ 内村一三『岩手の県政80年』，1960年，555-588頁等より作成。 ]

## (2) 1888年「市制及町村制」における市会及び町村会議員の選挙

1888年「市制及町村制」のうち、「市制」は、市会議員の選挙について、次のように制定する。

すなわち、まず、選挙区及び選挙区の議員定員については、

「第11条 市会議員は其市の選挙人其被選挙権ある者より之を選挙す 其の定員は人口5万未満の市に於ては30人とし 人口5万以上の市に於ては36人とす・・・」、と。

そしていわゆる「等級選挙」については、

「第13条 選挙人は分て3級と為す

選挙人中直接市税の納額最多き者を合せて選挙人総員の納むる総額の3分1に当る可き者を1級とす

1級選挙人の外直接市税の納額最多き者を合せて選挙人総員の納むる総額の3分1に当る可き者を2級とし爾余の選挙人を3級とす・・・

選挙人毎級各別に議員の3分1を選挙す 其被選挙人は同級内の者に限らず3級に通して選挙せらるることを得」、と。

また任期については、

「第16条 議員は名誉職とす其任期は6年とし毎3年各級に於て其半数を改選す・・・」、と。

次に、投票、特に「連記」制については、

「第22条 選挙は投票を以て之を行う 投票には被選挙人の氏名を記し封緘の上選挙人自ら掛長に差出す可し 但選挙人の氏名は投票に記入することを得ず」

「第23条 投票に記載の人員其選挙す可き定数に過ぎ又不足あるも其投票を無効とせず 其定数に過ぐるものは末尾に記載したる人名を順次に棄却す可し」、と。

なお、当選については、

「第25条 議員の選挙は有効投票の多数を得たる者を以て当選とす・・・」、と。

次に、「町村制」は、殆ど同様に、町村議員の選挙について、次のように制定する。すなわち、まず、選挙区及び選挙区の議員定員については、

「第11条 町村会議員は其町村の選挙人其被選挙権ある者より之を選挙す 其の定員は其町村の人口に準じ左の割合を以て之を定む・・・

1 人口1500未満の町村に於ては 議員8人・・・」、と。

そしていわゆる「等級選挙」については、

「第13条 選挙人は分て2級と為す

選挙人中直接町村税の納額多き者を合せて選挙人全員の納むる総額の半に当る可き者を1級とし爾余の選挙人を2級とす・・・

選挙人毎級各別に議員の半数を選挙す 其被選挙人は同級内の者に限らず両級に通して選挙せらるることを得」、と。

また任期については、

「第 16 条 議員は名誉職とす其任期は 6 年とし毎 3 年各級に於て其半数を改選す・・・」、と。

次に、投票、特に「連記制」については、

「第 22 条 選挙は投票を以て之を行う 投票には被選挙人の氏名を記し封緘の上選挙人自ら掛長に差出す可し 但選挙人の氏名は投票に記入することを得ず」

「第 23 条 投票に記載の人員其選挙す可き定数に過ぎ又不足あるも其投票を無効とせず 其定数に過ぐるものは末尾に記載したる人名を順次に棄却す可し」、と。

なお、当選については、

「第 26 条 議員の選挙は有効投票の多数を得たる者を以て当選とす・・・」、と。

(なお、吏員の選挙の場合には、

「第 46 条 町村会に於て町村吏員の選挙を行うときは其の一名毎に匿名投票を以て之を為し有効投票の過半数を得る者を以て当選とす若し過半数を得る者なきときは最多数を得る者 2 名を取り之に就て更に投票せしむ・・・」、と。)

以上のような「等級選挙」制定の政策的意図、及び（連記制による）「比較多数の法」について、末尾の「参照 市制町村制理由」において、次のように指摘している。すなわち、

「等級選挙」については、

「本制に於ては納税額に依て選挙人の等級を立て選挙権を以て市町村税負担の軽重に伴随せしむ 蓋名誉職に任ずるは町村公民の軽からざる義務なれば資産ある者に非ざれば之に任ずること能わず 又其税額の多寡は姑く之を論ぜざるも其専ら自治の義務を負担する者に相当の権力を有せしむるは固より当然の理なり 今等級選挙法を以て常例とせるは即此要旨に外ならず 等級選挙の例は本邦に於ては創始に属すと雖も之を外国の実例に照らすに其良結果あるを徴するに足る 本制被選挙権の資格を広くして而して其流弊なきを信ずる所以のものは即此選挙法に依て以て細民の多数に制せられるの弊害を防ぐに足るべきを以てなり」、と。

また議員選挙の連記＝比較多数制及び（郡会議員選挙を含む）吏員選挙の過半数（＝絶対多数）制については、

「当選の認定は議員の選挙には比較多数の法を取り（市制第 25 条、町村制第 26 条）市町村吏員の選挙は過半数の法を用う（市制第 25 条、町村制第 26 条）元来総て過半数を以てするを正則とすれども事宜を計りて便法を設けたるなり」、と。

このような「市制」下における選挙区等について、具体的に、岩手県の「盛岡市会」議員の選挙の場合について確認すると、表 1-2-3 に表示したように、議員定員 30 人で、各級 10 人、10 名連記制である。

表1-2-3 市町村レヴェル＝盛岡市議会議員選挙

1888年「市制及町村制」 (1889年：盛岡市制施行) (議員定員：30人)	1911年「市制」 (各級10名全員改選) (議員定員：30人)	1921年「市制」改正	1926年「市制」改正 (普選法下の選挙)	1946年「市制」改正
1889年4月選挙 第1回選挙	1913年4月選挙 第9回(全員改選)	1925年4月選挙 第12回(最後の制限選挙)	1929年4/月選挙 第13回	1947年4月選挙 第17回(戦後第1回)
3級-10人 2級-10人 1級-10人	3級-10人 2級-10人 1級-10人	2級-15人 1級-15人	定数：36人	定数：36人

[盛岡市議会史編纂委員会編『盛岡市議会百年の歩み』，1989年，関係箇所等より作成。]

### (3) 1890年の「府県制」及び「郡制」における府県会及び郡会議員の選挙

このような市制町村制の制定を受けて、まず、1890年「**府県制**」は、府県会議員の（間接的）選挙について、次のように制定する。すなわち、

まず、選挙区及び選挙区の議員定員について、

「第2条 府県会は府県内郡市に於て選挙したる議員を以て之を組織す

郡市に於て選挙すべき府県会議員の定数は勅令を以て之を定む 但各郡市をして少なくとも1人の議員を選挙せしむべし」と。

次に、投票、当選、及び任期について、

「第3条 府県会議員の選挙は市に在ては市会及市参事会会合し市長を会長とし 郡に在ては郡会及郡参事会会合し郡長を会長とし 左の規定に依り之を行うべし・・・

1 投票は選挙人自ら会長の面前において之を投票函に投入す  
投票は匿名とす・・・

3 有効投票の多数を得たるものを以て当選とす・・・」

「第5条 府県会議員は名誉職とす其任期は4年とし毎2年其半数を改選す・・・」と。

また1890年「**郡制**」は、殆ど同様に、郡会議員の（主として、間接的）選挙について、次のように制定する。すなわち、

任期については、

「第13条 郡会議員は名誉職とす

町村に於て選挙したる議員の任期は6年とし毎3年其半数を改選す・・・

大地主に於て選挙したる議員の任期は3年とし毎3年其全数を改選す・・・」と。

また投票、当選については、

「第17条 選挙の順序は先ず町村之を行い次に大地主之を行うべし

町村に於て行う選挙は町村制第46条の規定に従うべし・・・」

「第18条 大地主に於て選挙を行うときは左の規定に依るべし・・・

4 投票は選挙人自ら選挙会長の面前において之を投票函に投入す  
投票は匿名とす・・・

6 有効投票の多数を得たるものを以て当選とす・・・」と。

このような「府県制」下における選挙区等について、具体的に、岩手県の「**県会**」議員の選挙の場合の選挙区及び議員定数を確認すると、表1-2-2に表示したように、同制は1897年に施行され、選挙区は14、定数は30人に限定され、従って、今や、1選挙区平均2.1人である。

### (4) 1899年の「府県制」及び「郡制」改正における府県会及び郡会議員の選挙

続いて、1899年に「府県制」及び「郡制」が改正された。

まず、1899年「**府県制**」改正は、府県会議員の（今や、直接的）選挙について、次のように制定する。すなわち、

まず、選挙区及び選挙区の議員定員については、

「第4条 府県議員は各選挙区に於て之を選挙す  
選挙区は郡市の区域に依る・・・」

「第5条 府県議員は府県の人口70万未満は議員30人を以て定員とし・・・

各選挙区に於て選挙すべき府県議員の数は府県の議決を経内務大臣の許可を得て府県知事  
之を定む」と。

次に、新たな任期、及び投票、当選については、

「第7条 府県議員は名誉職とす

府県議員の任期は4年とす」

「第18条 選挙は無記名投票を以て之を行う

投票は1人1票に限る・・・

選挙人は投票所に於て投票用紙に自ら被選挙人1名の氏名を記載し投函すべし

投票用紙には選挙人の氏名を記載することを得ず」

「第27条 左の投票は之を無効とす・・・

2 1投票中2人以上の被選挙人を記載したるもの」

「第29条 府県議員の選挙は有効投票の最多数を得たる者を以て当選とす・・・」と。

次に、1899年「郡制」改正は、殆ど同様に、郡会議員の（今や、直接的）選挙について、次のよう  
に制定する。すなわち、

まず、選挙区及び選挙区の議員定員については、

「第4条 郡議員は各選挙区に於て選挙す

選挙区は町村の区域に依る・・・」

「第5条 郡議員の員数は15人以上30人以下とす・・・

郡議員の定数及各選挙区に於て選挙すべき郡議員の数は郡会の議決を経府県知事の許可を  
得て郡長之を定む」

次に、新たな任期、及び投票、当選について、

「第7条 郡議員は名誉職とす

郡議員の任期は4年とす」

「第15条 選挙は投票に依り之を行う

投票は1人1票に限る・・・

選挙人は投票会場に於て投票用紙に自ら被選挙人1名の氏名を記載し投函すべし

投票用紙には選挙人の氏名を記載することを得ず」

「第16条 左の投票は之を無効とす・・・

2 1投票中2人以上の被選挙人を記載したるもの」

「第18条 郡議員の選挙は有効投票の最多数を得たる者を以て当選とす・・・」と。

以上のように、府県制と郡制レベルでの投票において、1人1票制に限定され、また連記制は無効  
であることが明示されるに至った。

## (5) 1911年の「市制」及び「町村制」改正における市会及び町村会議員の選挙

その後、1911年に「市制」及び「町村制」が改正された。

1911年「市制」改正は、市会議員の選挙について、次のように制定する。すなわち、まず、選挙区及び選挙区の議員定員については、

「第13条 市会議員は其被選挙権ある者に就き選挙人之を選挙す

議員の定数は左の如し

- |                 |        |
|-----------------|--------|
| 1 人口5万未満の市      | 30人    |
| 2 人口5万以上15万未満の市 | 36人・・・ |

議員の定数は市条例を以特に之の増減することを得・・・」と。

そして「等級選挙」については、

「第15条 選挙人は分ちて3級とす

選挙人中直接市税の納額最多き者を合わせて選挙人全員の納むる総額の3分の1に当る可きを1級とす・・・

1級選挙人を除くの外直接市税の納額最多き者を合わせて選挙人全員の納むる直接市税の総額中1級選挙人の納むる額を除き残額の半に当る可き者を2級としその他の選挙人を3級とす・・・  
選挙人毎級各別に議員定数の3分1を選挙す

被選挙人は各級に通して選挙せらるることを得」と。

次に、新たな任期、投票、特に「連記制」、及び当選については、

「第19条 議員は名誉職とす

議員の任期は4年とし・・・」

「第25条 選挙は無記名投票を以て之を行う

投票は1人1票に限る・・・

選挙人は投票会場に於て投票用紙に自ら被選挙人1名の氏名を記載し投函すべし 但し確定名簿に登録せられたる毎級選挙人の数其の選挙すべき議員数の3倍より少き場合に於ては連名投票の法を用うべし

「第30条 市会議員の選挙は有効投票の最多数を得たる者を以て当選者とす・・・」と。

次に、1911年「町村制」改正は、殆ど同様に、町村議員の選挙について、次のように制定する。すなわち、

まず、選挙区及び選挙区の議員定員については、

「第11条 町村会議員は其被選挙権ある者に就き選挙人之を選挙す

議員の定数は左の如し

- |              |       |
|--------------|-------|
| 1 人口千5百未満の町村 | 8人・・・ |
|--------------|-------|

議員の定数は町村条例を以特に之の増減することを得・・・」と。

次に、新たな任期、投票、特に「連記制」、及び当選については、

「第13条 選挙人は分ちて2級とす

選挙人中直接町村税の納額最多き者を合わせて選挙人全員の納むる総額の半に当るべき者を1

級としその他の選挙人を2級とす・・・

選挙人は毎級各別に議員定数の半数を選挙す

被選挙人は各級に通して選挙せらるることを得」

「第16条 町村議員は名誉職とす

議員の任期は4年とし・・・」

「第22条 選挙は無記名投票を以て之を行う

投票は1人1票に限る・・・

選挙人は投票会場に於て投票用紙に自ら被選挙人1名の氏名を記載し投函すべし 但し確定名簿に登録せられたる毎級選挙人の数其の選挙すべき議員数の3倍より少き場合に於ては連名投票の法を用うべし・・・」

「第27条 町村会議員の選挙は有効投票の最多数を得たる者を以て当選者とす・・・」, と。

以上のように、市制と町村制レベルでの投票においては、1人1票制に基本的に限定され、また連記制も（実際には、（選挙人の少ない）1級のみ）限定されるに至った。

#### (6) 1921年の「市制」及び「町村制」改正における市会及び町村会議員の選挙

続いて、1921年に「市制」及び「町村制」が改正された。

まず、1921年「市制」改正は、市会議員の選挙について、次のように制定する。すなわち、選挙区及び選挙区の議員定員については、

「第13条第2項及3項を左の如く改む

議員の定数は左の如し・・・

1 人口5万未満の市 30人

2 人口5万以上15万未満の市 36人・・・」, と。

そして新たな（3級制から2級制に緩和された）「等級選挙」について、

「第15条 選挙人は分ちて2級とす

選挙人中選挙人の総数を以て選挙人の納むる直接市税総額を徐し其の平均額以上を納むる者を1級としその他の選挙人を2級とす・・・

選挙人毎級各別に議員定数の2分1を選挙す但し・・・

被選挙人は各級に通して選挙せらるることを得」, と。

次に、1921年「町村制」改正は、殆ど同様に、町村議員の選挙について、次のように制定する。すなわち、

新たな「等級選挙」について、

「第13条 町村は町村条例を以て選挙人は分ちて2級と為すことを得此の場合に於ては市制の例に依る」

「第22条 第5項但書 [=但し確定名簿に登録せられたる毎級選挙人の数其の選挙すべき議員数の3倍より少き場合に於ては連名投票の法を用うべし] を削る」, と。

以上のように、市制と町村制レベルの選挙においては、等級選挙は緩和、廃止され、また連記制も実質的に、また明示的に排除されるに至った。

(このような等級選挙の緩和、廃止の意味についていえば、市制の場合、「従来の3級選挙制に於ては全国を平均し3級選挙人は1級選挙人の50倍5 [=50.5倍]、2級選挙人の7倍2 [=7.2倍] なり」と比して、今や、2級選挙制下では「2級選挙人は1級選挙人の4倍に当る」程にまで、「各等級間の権利に均衡を得たるもの」になった。また町村制の場合、「従来町村の2級選挙制に於ては2級選挙人は1級選挙人の6倍なり」であった<sup>47)</sup>。)

### (7) 1926年の普通選挙制下における選挙

以上の展開をへて、1926年に普通選挙制が制定され、「等級選挙」も廃止されてくるのである。まず1926年「府県制」改正は、制定する。

「第4条第2項中『郡市の区域』を『市の区域』・・・に改め・・・」

「第27条 左の投票は之を無効とす・・・

3 1投票中2人以上の議員候補者の氏名を記載したるもの、と。

続いて1926年「市制」改正は、制定する。

「第15条 削除」

「第18条 選挙権を有する市公民は被選挙権を有す」

「第25条第5項の・但書 [=但し確定名簿に登録せられたる毎級選挙人の数其の選挙すべき議員数の3倍より少き場合に於ては連名投票の法を用うべし]を削る」、と。

また1926年「町村制」改正も制定する。

「第13条 削除」、と。

こうして、地方レベルでは、選挙権拡大=普通選挙制に対して、大選挙区=少数代表制が対置されてくるのである。

なお、「市制」改正下における選挙区等について、具体的に、岩手県の「盛岡市会」議員の選挙の場合について確認すると、表1-2-3に表示したように、従来の3級選挙は、1921年の改正下に、定数30人のまま15人ずつの2級選挙となり、また1926年の普通選挙制下には（市域拡大=人口増加により）議員定員36人になった。選挙区の議員数からいえば、いわば、大選挙区制であり、この意味では極度の少数代表制が定着するに至ったといえよう。

<sup>47)</sup> 衆議院議員選挙法調査会編『選挙法制度資料・衆議院議員選挙法に関する調査資料 参考資料編』、文化図書、1996年、69頁。

## 第2節 中央＝国家レベルでの選挙法(代議制)の展開

以上のような地方レベルでの展開を基礎にして、国家レベルにおいて、選挙法(代議制)はどのような内容をもって展開し、どのような原則が成立してくるのであろうか。

1889年(2月11日)に公布された「大日本帝国憲法」は、「第35条 衆議院は選挙法の定むる所に依り公選せられる議員を以て組織す」と規定したのであるが、この下での(周知の)展開について簡単に注目したい。

### (1) 選挙権について

まず、衆議院議員の選挙権(及び被選挙権)の法的な付与条件を、略年表に即してクロノロジカルに、確認していきたい。

#### (1) 1889年「衆議院議員選挙法」における選挙権

1889年(2月11日の法律第3号)「衆議院議員選挙法」は、選挙権を、次のように制定している。すなわち、

「第6条 選挙人は左の資格を備うることを要す

第1 日本臣民の男子にして年齢25年以上の者

第2 選挙人名簿調製の期日より前満1年以上其の府県内に於て本籍を定め住居し仍引続き住居する者

第3 選挙人名簿調製の期日より前満1年以上其の府県内に於て直接国税15円以上を納め仍引続き納むる者

但し所得税に付ては人名簿調製の期日より前満3年以上之を納め仍引続き納むる者に限る、と。

なお、被選挙権については、

「第8条 被選挙人たることを得る者は日本臣民の男子年齢30年以上にして選挙人名簿調製の期日より前満1年以上其の府県内に於て直接国税15円以上を納め仍引続き納むる者たるべし

但し所得税に付ては人名簿調製の期日より前満3年以上之を納め仍引続き納むる者に限る、と。

#### (2) 1900年「衆議院議員選挙法」における選挙権

次の1900年(3月28日の法律第73号)「衆議院議員選挙法」は、選挙権を、次のように制定している。すなわち、

「第8条 左の要件を具備する者は選挙権を有す

1 帝国臣民たる男子にして年齢25年以上の者

2 選挙人名簿調製の期日前満1年以上其の選挙区に住所を有し仍引続き有する者

3 選挙人名簿調製の期日前満1年以上地租10円以上又は満2年以上地租以外の直接国税10円以上若は地租とその他の直接国税とを通して10円以上を納め仍引続き納むる者」

なお、被選挙権については、

「第10条 帝国臣民たる男子にして年齢30年以上の者は被選挙権を有す」と。

### (3) 1919年「衆議院議員選挙法」改正における選挙権

続いて、1919年(5月22日の法律60号)「衆議院議員選挙法」改正は、選挙権を、次のように制定している。すなわち、

「第8条第2号及第3号を左の如く改む」

- 2 選挙人名簿調製の期日迄引続き満6箇月以上同一選挙区内に住所を有する者
- 3 選挙人名簿調製の期日迄引続き満1年以上直接国税3円以上を納むる者」と。

### (4) 1925「衆議院議員選挙法」における選挙権

そして、1925年(5月5日の法律47号)「衆議院議員選挙法」は、いわゆる普通選挙権、及び同時に被選挙権を、次のように制定している。すなわち、

「第5条 帝国臣民たる男子にして年齢25年以上の者は選挙権を有す

帝国臣民たる男子にして年齢30年以上の者は被選挙権を有す」と。

このような普通選挙権に対して、選挙区等はどのように制定されてくるのであろうか。

## (2) 選挙区等について

次に、衆議院議員の選挙区等について、同じく、略年表に即してクロノロジカルに、確認していきたい。

### (1) 1889年「衆議院議員選挙法」における選挙

まず、1889年の「衆議院議員選挙法」は、選挙区等について、次のように制定している。すなわち、選挙区及び選挙区の議員定数については、

「第1条 衆議院の議員は各府県の選挙区に於て之を選挙せしむ 其の選挙区及選挙区に於て選挙すべき定員は此の法律の附録を以て之を定む」と。

次に、投票、特に「連記制」、及び当選については、

「第38条 ……選挙人は投票所に於て投票用紙に被選人の姓名を記載し次に自己の姓名住所を記載して捺印すべし」

「第40条 2人以上の議員を選挙すべき選挙区に於ては連名投票を用うべし」

「第58条 投票総数の最多数を得たる者は之を当選人とす」と。

そして、附録では、選挙区及び定員を定めている。選挙区は、1人区214、2人区43のみという、原則としての小選挙区制である。

具体的に、岩手県の場合についていえば、表1-2-4に表示したように、選挙区5、定員各1人である。

## (2) 1900年「衆議院議員選挙法」における選挙

次の1900年「衆議院議員選挙法」は、選挙区等について、次のように制定している。すなわち、まず、選挙区及び選挙区の議員定数について、

「第1条 衆議院議員は各選挙区に於て之を選挙す

選挙区及各選挙区に於て選挙すべき議員の数は別表を以て之を定む」と。

次に、新たな投票、及び当選について、

「第29条 ……投票は1人1票に限る」

「第36条 選挙人は投票所に於て投票用紙に自ら被選挙人1名の氏名を記載して投函すべし

投票用紙には選挙人の氏名を記載することを得ず」

「第70条 有効投票の最多数を得たる者を以て当選人とす……」と。

そして、別表では、新たな選挙区及び定員を定めている。選挙区は、1人区46、最大13人区1を含めて大選挙区51であり、原則として大選挙区制である。

具体的に、岩手県の場合についていえば、表1-2-4に表示したように、盛岡市1人、郡部5人である。

表1-2-4 国家レヴェル＝岩手県衆議院議員選

1889年「衆議院議員選挙法」 岩手県(議員総数5人)	1900年「衆議院議員選挙法」 岩手県(6人)	1919年「衆議院議員選挙法」改正 岩手県(7人)	1925年「衆議院議員選挙法」 岩手県(7人)	1945年「衆議院議員選挙法」改正 岩手県	1947年「衆議院議員選挙法」改正 岩手県(8人)
第1区(1人) 南岩手郡 北岩手郡 紫波郡 二戸郡 東閉伊郡 中閉伊郡 北閉伊郡 南九戸郡 北九戸郡 稗貫郡 東和賀郡 西和賀郡 西閉伊郡 南閉伊郡 江刺郡 胆沢郡 気仙郡 西磐井郡 東磐井郡	盛岡市1人 郡部5人	第1区(1人) 盛岡市 第2区(1人) 岩手郡 第3区(1人) 紫波郡 第4区(1人) 二戸郡 第5区(1人) 九戸郡 第6区(1人) 下閉伊郡 第7区(1人) 上閉伊郡 第8区(1人) 稗貫郡 第9区(1人) 和賀郡 第10区(1人) 胆沢郡 第11区(1人) 江刺市 第12区(1人) 気仙郡 第13区(1人) 西磐井郡 第14区(1人) 東磐井郡	第1区(3人) 盛岡市 第2区(4人) 岩手郡 下閉伊郡 九戸郡 二戸郡 稗貫郡 和賀郡 胆沢郡 江刺郡 西磐井郡 東磐井郡 気仙郡 上閉伊郡	8人	第1区(4人) 盛岡市 宮古市 岩手郡 紫波郡 上閉伊郡 下閉伊郡 九戸郡 二戸郡 稗貫郡 和賀郡 胆沢郡 江刺郡 西磐井郡 東磐井郡 気仙郡 第2区(4人)

〔『法令全書』の関係箇所より作成。〕

### (3) 1919年「衆議院議員選挙法」改正における選挙

続いて、1919年「衆議院議員選挙法」改正は、選挙区等について、別表で、選挙区及び選挙区の議員定数を改正した。1人区295、2人区68、3人区11という、小選挙区制である。

具体的に、岩手県の場合についていえば、表1-2-4に表示したように、選挙区7、定員各1人である。

### (4) 1925年「衆議院議員選挙法」における選挙

そして、1925年「衆議院議員選挙法」は、選挙区等について、次のように制定している。すなわち、まず、選挙区及び選挙区の議員定数について、

「第1条 衆議院議員は各選挙区に於て之を選挙す

選挙区及各選挙区に於て選挙すべき議員の数は別表を以て之を定む」と。

次に、投票、及び当選について、

「第19条 ……投票は1人1票に限る」

「第27条 選挙人は投票所に於て投票用紙に自ら議員候補者1名の氏名を記載して投函すべし

投票用紙には選挙人の氏名を記載することを得ず」

「第69条 有効投票の最多数を得たる者を以て当選人とす」と。

そして、別表では、選挙区及び定員を定めている。3人区53、4人区38、5人区31という、いわゆる「中選挙区」制である。

具体的に、岩手県の場合についていえば、表4に表示したように、第1区3人、第2区4人である。

以上の展開を経て、国家レベルでは、選挙権拡大＝普通選挙権に対して、日本独自の「中選挙区」制が対置され、代表原理としては「少数代表」制が定着してくるのである。

## 第3節 戦後における中央＝国家と地方での選挙法(代議制)の展開

第2次大戦後、選挙法(代議制)は、国家レベルから新たに展開してくる。

### (1) 国家レベル

<1945年「衆議院議員選挙法」改正>

まず、1945年(12月17日の法律42号)「衆議院議員選挙法」改正は、次のように制定している。

まず、新たに選挙権及び被選挙権については、

「第5条 帝国臣民にして年齢20年以上の者は選挙権を有す

帝国臣民にして年齢25年以上の者は被選挙権を有す」と。

次に、投票、特に制限的な「連記制」について、

「第27条 第1項を左の如く改む

選挙人は投票所に於て左の区分に従い投票用紙に自ら議員候補者 1人又は数人の氏名を記載して投函すべし

- 1 選挙すべき議員の数3人以下の選挙区に於ては2人
- 2 選挙すべき議員の数4人以上10人以下の選挙区に於ては2人以内
- 3 選挙すべき議員の数11人以上の選挙区に於ては3人以内」と。

そして、別表では、選挙区及び定員を改正している。最小の2人区1、最大の14人区3という、大選挙区制である。

具体的に、岩手県の場合についていえば、表1-2-4に表示したように、岩手県として1区8人である。

このような大選挙区制、制限連記制は、1946年(11月3日)に公布された「日本国憲法」の下で、改正されてくる。

<1947年「衆議院議員選挙法」改正>

1947年(3月31日の法律43号)「衆議院議員選挙法」改正は、次のように制定している。

まず、選挙権及び被選挙権については、

「第5条中『帝国臣民』を『日本国民』に改める」と。

次に、投票、特に「連記制」について、

「第27条第1項を次のように改める。

選挙人は投票所に於て投票用紙に自ら議員候補者 1人の氏名を記載して投函すべし」と。

そして、別表では、選挙区及び定員を改正している。3人区40、4人区39、5人区38という、「中選挙区制」である。

具体的に、岩手県の場合についていえば、表1-2-4に表示したように、第1区4人、第2区4人である。

かくして、第2次大戦後においても、国家レベルで、「中選挙区」制、代表原理としては「少数代表」制が継承されることになった。

## (2) 地方レベル

国家レベルでの展開を受けて、地方レベルでも新たに展開されてくる。

<1946年「府県制」改正>

まず、1946年(9月27日の法律27号)「府県制」改正は、次のように制定している。

すなわち、議員定数については、

「第5条 第1項中『30人』を『40人』に・・・改める。」と。

そして選挙権及び被選挙権については、

「第6条 第1項乃至第3項を次のやうに改める。

府県内の市町村会議員の選挙権を有する者は府県会議員の選挙権を有す

府県内の市町村会議員の被選挙権を有する者は府県会議員の被選挙権を有す」と。

<1946年「市制」改正>

次に、1946年（9月27日の法律28号）「市制」改正は、次のように制定している。

まず、「市民」について、

「第9条 日本国民たる市住民（之を市民と称す）は本法に従い市の選挙に参加する権利を有す」と。

選挙権及び被選挙権等については、

「第14条 年齢20年以上の市民にして6月以来市内に住所を有するものは市会議員の選挙権を有す・・・」

「第15条の1・・・10 市に市会議員選挙管理委員会を置く・・・」

「第18条 第1項中『選挙権を有する市公民』を『選挙権を有する者にして年齢25年以上のもの』に改め・・・」と。

<1946「町村制」改正>

また、1946年（9月27日の法律29号）「町村制」改正は、次のように制定している。

まず、「町村民」について、

「第7条 日本国民たる町村住民（之を町村民と称す）は本法に従い町村の選挙に参加する権利を有す」と。

選挙権及び被選挙権等については、

「第12条 年齢20年以上の町村民にして6月以来町村内に住所を有するものは町村会議員の選挙権を有す・・・」

「第13条の1・・・9 町村に町村会議員選挙管理委員会を置く・・・」

「第15条 第1項中『選挙権を有する町村公民』を『選挙権を有する者にして年齢25年以上のもの』に改め・・・」と。

以上の展開を受けて、1947年（4月17日の法律67号）「地方自治法」が公布された。

### (3) 国家レヴェルと地方レヴェルでの選挙法(代議制)の統合

<1950年（4月15日の法律100号）「公職選挙法」>

1950年（4月15日の法律100号）「公職選挙法」は、全く新たな法律として、戦後における国家レ

ヴェルと地方レヴェルの選挙法(代議制)の展開を統合しつつ、次のように制定している。

まず、選挙権について。

「第9条 日本国民で年齢満20年以上の者は、衆議院議員・・・の選挙権を有する。

2 日本国民たる年齢満20年以上の者で3箇月以来市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員・・・の選挙権を有する。」

また、被選挙権について。

「第10条 日本国民は、左の各号の区分に従い、それぞれ当該議員、長又は委員の被選挙権を有する。

- 1 衆議院議員については年齢満25年以上の者・・・
- 3 都道府県の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上の者・・・
- 5 市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上の者・・・」、と。

次に、選挙区等について。

まず、選挙の単位については、

「第12条 衆議院議員・・・及び都道府県の議会の議員は、それぞれ各選挙区において、選挙する。・・・4 市町村の議会の議員は、選挙区がある場合にあつては、各選挙区において、選挙区がない場合にあつてはその市町村の区域において、選挙する。」

また、選挙区については、衆議院議員の選挙区の場合、

「第13条 衆議院議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、別表1で定める。」

地方公共団体の議会の議員の選挙区の場合、

「第15条 都道府県の議会の議員の選挙区は、都市の区域による。

- 2 前項の区域の人口が著しく少ないときは、条例で数区域を合せて1選挙区を設けることができる。・・・
- 5 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、・・・
- 7 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。」

次に、投票、当選については、

「第36条 投票は、各選挙につき、1人1票に限る。」

「第95条 各選挙において、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。」、と。

そして、別表1では、衆議院議員の選挙区及び定員を定めている。周知のように、「中選挙区制」である。

具体的に、岩手県の場合に、衆議院議員の場合には、表1-2-4に表示したように、第1区4人、第2区4人である。

また1946年の「府県制」改正下の岩手県会議員の場合、表1-2-2に表示したように、選挙区16、

定員 49 人、従って、1 選挙区平均 3 人である。

また 1946 年の「市制」改正下の盛岡市議員の場合、表 1-2-3 に表示したように、定員 36 人である。

#### 第 4 節 小括：中央＝国家レベルと地方レベル間での選挙法(代議制)展開の関連とその選挙法(代議制)史的意義、1994 年「公職選挙法」改正による国家レベルでの「小選挙区比例代表並立制」採用の歴史的意義

以上のような日本における国家レベルと地方レベル間での選挙法(代議制)展開の関連とその選挙法(代議制)史的意義についていえば、それは、いわば他律的に、外圧下での「明治維新」という上からの近代化の開始とともに、まず、イギリスとは逆に、天皇制絶対主義の国家構造の構築に向かって、地方レベルを起点として開始し、そして 1889 年「大日本帝国憲法」公布とともに国家レベルへといういわば「絶対主義的」展開により、「天皇制絶対主義」の下での外見的な議会制民主主義が進展し、そして 1925 年に国家レベルでの選挙権拡大＝普通選挙権に対しては日本独自の「中選挙区」制＝代表原理としては「少数代表」制が対置され、また翌 1926 年に地方レベルでの選挙権拡大＝普通選挙制に対しては、大選挙区＝少数代表制が対置されて、定着＝完成されるに至ったといえる。

そして、このような選挙法(代議制)は、第 2 次世界大戦後になって初めて、連合国軍による占領＝上からの「戦後改革」(＝民主化)の下で、イギリスと同様に、国家レベルから地方レベルへと展開し、1946 年「日本国憲法」公布とともに、両者が、1950 年に「公職選挙法」という全く新たな法律によって統合(完成)されて、上からの議会制民主主義が実現されるに至ったといえる。

しかし、この 1950 年「公職選挙法」においては、確かに選挙権は拡大されたとはいえ、選挙区等については、結局、戦前の天皇制絶対主義国家以来の「中選挙区制」であり、代表原理としては「少数代表」制のままであるという、歴史的限界を有していた。

従って、国際的レベルにおける 1989 年「(東西)冷戦体制」崩壊に対応したところの、わが国における 1993 年「1955 年体制(＝体制的な自由民主党政権に対して、反体制的野党たる日本社会党が対置する[日本版冷戦]体制)」崩壊を前提として、翌 1994 年「公職選挙法」改正による、国家レベルでのいわゆる「小選挙区比例代表並立制」採用は、わが国の選挙法(代議制)史上、歴史的な画期をなし、その歴史的意義は、端的に言って、「多数代表」原則の実現への第一歩(＝下からの真の議会制民主主義の実現に向かっの第一歩)たることにあるといえよう。

かくして、真の議会制民主主義の実現に向って、地方レベルでの(小選挙区制あるいは連記制による)「多数代表」原則の実現が、今や、国民的課題として提示されているといえるのではあるまいか。(この課題の実現後にこそ、財政面での「財政民主主義」を展望しうるのである。)

(初出：拙稿「欧米近現代財政史・国制史研究の一視角(下の 1)」『アルテス リベラレス(岩手大学人文社会科学部紀要)』第 60 号、1997 年 12 月の一部分。)



### 第3章 イギリスにおける『選挙制度調査勅命委員会報告書（1910年）』分析 ——「代表原理」の比較国制史研究の基礎視角設定のために——

#### 序 はじめに

周知のように、国際政治レベルでのあの劇的な「(東西) 冷戦体制」の崩壊(1989年)後、日本政治レベルでの「55年体制」の崩壊(1993年)によって、翌1994年に「公職選挙法」が改正され、従来の日本独自のいわゆる「中選挙区制」(単記制)に代り、「小選挙区比例代表並立制」という新たな選挙制度が採用され、1996年10月にそれに基づく「総選挙」が実施された。その結果<sup>48)</sup>についての諸議論等は別にして、歴史的観点からいえば、このようなわが国における新たな事態は、改めて、議会制民主主義の観点から、欧米諸国における選挙制度に関する比較史的研究の必要性を提起しているのではあるまいか。

因みに、欧米諸国における選挙制度＝代表原理の現状を確認すると、例えば、主要7カ国(いわゆるG7)の場合、イギリス及びその旧植民地たるアメリカ合衆国とカナダにおいては「小選挙区」(1回投票)制による「比較多数代表」原理、フランスにおいては「小選挙区2回投票」制による「絶対多数代表」原理、イタリアにおいては(つい2005年再改正以来の)「完全比例代表制」による「比例代表」原理、そしてドイツにおいては「小選挙区比例代表併用制」による「多数代表」と「比例代表」原理の併用という、選挙制度＝代表原理が採用されている<sup>49)</sup>。このように主要7カ国間で相異なる選挙制度＝代表原理は、どのような歴史的要因＝背景によるのであろうか。またそれはどのような歴史的意味をもっているのであろうか。

このような問題関心から、本章では、(いわゆる議会制民主主義の「祖国」たるイギリスにおける国家レベルと地方レベルの双方における選挙法(代議制＝庶民院の選挙法改正と地方政府の選挙関係法)に関する第1章での考察を踏まえつつ)、国家レベルでのいわゆる第3次選挙法改正(1884-85年)から第4次選挙法改正(1918年)に至る過程で提起された選挙制度改革問題に関する調査報告書たる、1910年の『選挙制度調査勅命委員会報告書』<sup>50)</sup>を取り上げて、そこにおける諸選挙制度(＝代表原理)の調査内容——具体的には、1910年時点におけるイギリスの現状(＝「小選挙区」(1回投票)制による「比較多数代表」原理)の観点から、種々の改革論(とりわけ、一方での(「小選挙区2回投票」制等による)「絶対多数代表」原理、他方での(種々の制度による)「少数代表」及び「比例代表」原理)の批判的な検討内容——を明らかにし、また第4次選挙法改正(1918年)を展望することによ

<sup>48)</sup> 事実として、政党の得票率と議席率の関係について確認しておけば、第1党の自由民主党の場合、小選挙区での得票率は38.6%(有権者との関連では、投票率59.65%の38.6%として、23.02%)、これに対して、議席率は小選挙区300のうちの169議席で56.3%(比例区200を含めると、500のうち239議席で47.8%)であった。『朝日新聞』(1996年10月22日付)。

要するに、「小選挙区比例代表並立制」という新たな選挙制度の下では、第1党が、得票率**38.6%**(＝有権者の**23.02%**)のみでも、実に議席率**56.3%**(比例区を含めると**47.8%**)を獲得し、その結果として、政権を掌握した。この事実、(後述する「小選挙区(＝比較多数代表)」制との関連で)留意しておきたい。

<sup>49)</sup> Cf. Robert Blackburn, *The Electoral System in Britain*, 1995, pp. 362-382.

<sup>50)</sup> *Report of the Royal Commission appointed to enquire into Electoral Systems with Appendices*, 1910, [Cd. 5163].

って、欧米諸国におけるいわば『代表原理』の比較国制史研究』のための基礎視角を設定する作業の一環としたい。

## 第1節 「選挙制度調査勅命委員会」の設置

『報告書』分析に先立ち、予め、『報告書』成立の背景に一言しておきたい。

いわゆる第3次選挙法改正において、議会選挙権については、1884年「国民代表法」(Representation of the People Act)により、連合王国中のすべての議会カウンティ選挙区と議会バラ選挙区で、統一的な「戸主選挙権」と「£10 間借人選挙権」(2条)、更には「£10 占有選挙権」(5条)が付与されるとともに、翌1885年「議席再配分法」(Redistribution of Seats Act)によって、(後述するように)小選挙区制が採用された。また、「アイルランド自治問題」を契機として、自由党の分裂とその長期的な衰退過程——その結果としての、自由党と保守党(乃至統一党)の2大政党体制から、第1次世界大戦を転換点とする、保守党と労働党の2大政党体制への段階的移行過程——が開始した。その後、20世紀に入り、1906年の総選挙で、(29名の「労働党」(Labour Party)議員が選出されるとともに)自由党が圧勝し、自由党政権が(対外的な対独建艦競争とともに)対内的には1908年「老齢年金法」(Old Age Pensions Act)等の「福祉国家」政策を強力的に開始した。

その直後に、(このような「階級立法」を懸念しつつ<sup>51)</sup>院の内外における「比例代表協会」(Proportional Representation Society)の活動等を受けて、同1908年12月31日、「大衆的に選挙される立法諸団体に、完全に代表的性格(a fully representative character)を確保するために、採用されあるいは提案されている種々の計画を検討する:またそれらが、あるいはそれらのうちのどれかが、この国において現行の有権者に関して、適用しうるか否か、またどれ程そうであるかを考察する」ために、(前自由党議員の)キャベンデッシュ(Lord R. F. Cavendish)を委員長として、自由党と統一党の庶民院議員を含むその他7名の委員からなる「選挙制度調査勅命委員会」(Royal Commission on Systems of Election)が設置された<sup>52)</sup>。

同「委員会」は、翌1909年、「人民予算」をめぐる両党、両院が決定的に対立してくる中で「比例代表協会」の委員長(Lord Courtney)や書記(J. H. Humphreys)の他に、ベルギー、フランス、ドイツ及びオーストラリア諸植民地等の議会関係者を含む多数の証人の証言を受けたのち<sup>53)</sup>、1910年に『報告書』を提出した。

以下、その内容を順次(紙幅の許す範囲内で)概括していくことにしたい(なお、典拠を『報告書』のパラグラフ番号で本文中に挿入する)。

---

<sup>51)</sup> Sir T. E. May, *The Constitutional History of England: Since The Accession of George The Third*, edited and continued to 1911 by F. Holland, Vol. III, 1860-1911, London, 1912, p. 57.

<sup>52)</sup> *Report of the Royal Commission appointed to enquire into Electoral Systems with Appendices*, 1910, [Cd. 5163], iv.

<sup>53)</sup> *Minutes of Evidence taken before the Royal Commission on Systems of Election*, 1910, [Cd. 5352], ii.

## 第2節 『選挙制度調査勅命委員会報告書（1910年）』の概括的内容

さて、『報告書』は、予め、「付託事項」の限定的解釈により、調査対象を「選挙制度」（その3要素として、① 投票を記録する方法、② 当選者を決定する方法、③ 各選挙区の選出議員数）のみに限定したのち（1, 2）、まず「現行制度」について、次のように指摘していく。

### （1） 現行制度

（1）投票について。1872年の「秘密投票法」（Ballot Act）が現行の秘密投票を導入し、また投票の手続きを規定した（3）。

（2）選出について。同法第2条が規定するように、当選者は、絶対多数でなく「比較多数」（relative majority）、すなわち、有効投票の過半数でなく他のどの候補者よりも多い投票を得ることによって決定される（4）。

（3）選挙区について。庶民院の選挙区643のうち、27（3つの大学選挙区を含む）は2議員選挙区であるが、他の616は1議員選挙区である。このような1議員選挙区制度は、1885年における両党リーダーたちによる「明確な選択行為」に帰される。その時、「少数代表」（minority representation）は考察されて「拒否」され、また「比例代表」（proportional representation）は政治家に殆ど印象を与えていなかった（5, 6）。また（大学選挙区以外の）24の「2議員選挙区」の変則的維持は、結局、首相グラッドストーンの「個人的感情」に帰される（8）。

（4）現行制度の特徴。現行制度は「比較多数による1議員選挙」制度といえる。選挙人にとってより簡単なもの、作用でより迅速なもの、結果においてより直接的なものは工夫されていない。これは過大評価しえない諸利点であるが、それは利点の欠陥をももつ（9）。

### （2） 現行制度において提案された諸改革

続いて、『報告書』は、現行制度が与えるよりもより完全な代表のために提案された諸措置を、（1）「等しい選挙地域の基礎での再配分」、（2）「絶対多数制度」（absolute majority systems）、（3）「少数及び比例代表制度」（minority and proportional representation systems）に3区分し（10）、順次それを検討していく。

#### （1）「等しい選挙地域の基礎での再配分」

この提案は、現行制度自体の変更ではなく、単にその適用方法の変更のみを含む。

[提案理由＝]「不平等な選挙地域」。有権者の数で不平等な選挙地域が、庶民院の代表的性格を2方向で損なうと主張される。第1に、選挙区間での1票の価値の相違であるが、これは、我々が更に追求しえない政治的争点である。第2に、諸政党の投票と庶民院での相対的強さの不釣り合いの1因とされるが、大ブリテンに関する限り、この「誇張された多数」（exaggerated majorities）（後掲の表を参照）は[与野党の]双方で公平に得られるので、その原因とはいえない（10, 12）。

#### （2）「絶対多数制度」

1. [提案理由＝] 現行制度の欠陥としての「分割票」(split vote)。

ヨーロッパで、1議員選挙区が一般的であるとしても、比較多数方法が英語を話す諸国に限定され<sup>54)</sup> (他の諸大国がそれを拒否あるいは放棄)している事実は、我々の(間に合わせの便法の時代に始まる)代議的諸制度の古さ、あるいは、2大政党制度——これは候補者を制限し、比較多数と絶対多数間での区別を隠す——に帰されるかもしれない。が、この方法が受けている最も重大な批判は、[とりわけ、労働党の出現により] 最近より普通になったところの、次のような、最も人気のない候補者の選出という偶然の現象である。すなわち、比較多数制度は投票者に投票する機会を1度のみ与えるのであるが、この制度の下で、1議員選挙区を2人より多い候補者が争う場合、例えば、第3の候補者は、殆ど常に、2大政党のうちの1つに結合されているために、彼の立候補の結果、彼の政党の票を分割することによって、最も人気のない候補者の選出を生ぜしめることである(13-15)<sup>55)</sup>。

2. 「救済策」としての「絶対多数制度」。

この欠陥を改革する必要性が、[与野党の]双方の側から、強く主張された(16)。その「救済策」は「絶対多数制度」であるが、検討に値するその方法は、次の2つ、すなわち、(a)「第2回投票」(second ballot)制と (b)「選択票」(alternative vote)制である。

3. 「第2回投票」制。

この制度の下では、最初の選挙で選出される1候補者は、投票された有効投票の絶対多数を獲得しなければならない。もしも、どの候補者もこのような多数を得ないならば、第2回の選挙が開催される。その場合には、(この制度の最も通常の形態では)最初の選挙で最多投票を獲得した2人の候補者が争う。

この第2回投票制は、第2回選挙を規制する諸規則での多かれ少なかれ重要な相違をもって、フランス、イタリア、ドイツ、オーストリア＝ハンガリー、ロシア、およびより小さなヨーロッパの諸国の殆どで、実施されている(10)。

「その不利点」。この制度に、我々の制度のライバルとして、最初に注目する。これに賛成して、簡潔性等の事実が主張されうるが、それに対する実際的反対は、非常に重大であるので、その採用を勧告しえない。すなわち、第2回の選挙による混乱と妨害の延期、費用の増加、選挙人を再度の投票に誘引する困難、結果としての投票数の減少とその価値の減退等である(17)。

4. 「選択票」制。

この制度の下では、投票者は、候補者たちを、彼の選択の順序で彼等の名前に対して1, 2, 3という数字をつけることによって、並べられることを求められる。最初の計算で、最初の投票のみが計算される。もしも、どの候補者も絶対多数を得ないならば、最初の投票で最小の票数を受け取った候補者

<sup>54)</sup> 但し、ヨーロッパ大陸でも、デンマーク、ブルガリア、ギリシアでは、この方法が実施されている。Cf. *Ibid.*, p. 50.

<sup>55)</sup> 具体的にいえば、最近(1909年5月)のある選挙区での補欠選挙の場合、候補者A [=独立労働党]、B [=保守党]、C [=自由党]、D [=保守党]の票は、それぞれ、3,531、3,380、3,175、2,803票、計12,889票であり、結局、候補者Aが1/4の票で選出されたが、(理論上で)この結果は、有権者の約3/4によって最も嫌われた候補者の選出だったかもしれない(14-15)。

が排除されたと見なされて、彼の投票用紙が、もしもあるならば、名前に2を記された名前に従って、配分される。第2の選択が記されていない用紙は「尽くされた」と見なされ、これらの票数は、第2の計算で絶対多数を計算する目的のため、その総計から控除される。もしも、なお、どの候補者もこのような多数を受け取らなかったならば（このことは、もちろん、もしも、元々3人以上の候補者が立候補する場合にのみ起こる）、この過程が、望まれる結果が得られるまで必要なほど頻繁に繰り返される。

このようにして、第2回投票制によるのと同じ目的が（少なくとも、理論的には）、別個の選挙に頼ることなしに、得られる。（なお、多くの候補者が立候補するならば、彼等の継続的排除はかなりの労力を伴うかもしれない。それ故に、オーストラリアのクイーンズランド（Queensland）植民地では、最初の計算後に、2人以外のすべての候補者が同時に排除される。しかし、このより即決の方法は、正確さを犠牲にしている。）

この選択票制は、オーストラリアのクイーンズランド植民地及び西部 オーストラリア（Western Australia）植民地で実施されている（10）。

「その諸利点」。

この制度は、第2回投票制の場合には候補者数の増加によって必要とされる継続的選挙なしに、どんな点にまでもそれに対応しうる点で、より進んでいる（18）。従って、この制度は、以前の第2回投票制唱導者たちをその支持者に改宗させ、また多様な政治的意見をもつ人々によって、殆ど満場一致で、我々に勧奨された。他方、クイーンズランド及び西部 オーストラリア植民地の経験に基づく判断は、限定的承認だったので、我々はこの制度の欠陥を注意深く検討する（19）。

「その諸限界」。

この制度の限界としては、最悪の候補者の選出は阻止するが、最良の候補者の選出を確実にしないこと（20）、教育のない選挙人に、最初、変化による困難を惹起すること（21）、第2の選択を行使しない場合、第2の計算での目減り（22）、また候補者の増加ともなうこれらの困難の増大（23）等があり、また2議員選挙区に満足的な適用が可能でないこと（25）である。

「選択票についての結論」。

結論として、「選択票」は、1議員選挙区制度が有しうるもっとも重大な欠陥——少数候補者の選出——を排除する最良の方法のままである、従って、我々は1議員選挙区でのその採用を勧告する（26）。

「提言される2議員選挙区の停止」。

2議員選挙区の継続は、この改革の有益性を重大には損わないが、存続する限り、その例外的取扱が維持されねばならない。1885年におけるその維持は、グラッドストンの個人的な感情に帰されたが、我々はそれらが一般的に不人気であることを知った。それらは、明白な変則である。それ故に、我々はそれらが、最も早い便宜な機会に停止されるべきことを提言する（27）。

### (3) 「少数及び比例代表制度」

#### 1. [提案理由＝] 現行制度の下での「比例しない多数」。

「現行制度と比例代表間での原則上の相違」。

前項の諸勧告は、現行制度が本質的諸特徴において維持に値するという仮定に基礎づけられている（けだし、「選択票」は、現行の1議員選挙区の意図たる、各単位での選挙人の多数による最も望まれる候補者の選出を、全ての状況において実施するのを確実にするための便法にすぎない）。

これに対して、少数代表（及び比例代表）提案（これらは「多数議員選挙区」(multi-member constituencies) を必要とする）は、現行の1議員選挙区自体への攻撃である、また現行制度が与えるのを公言しないものを要求することによって、その理論を完全に放棄させる。すなわち、① 現行の1議員選挙区は、せいぜい平均と蓋然性の法則によって、比較しうる規模の諸政党の相対的強さの大雑把な指示を確保し、また小さい諸政党、諸利害に議会で傾聴される最も広範囲な機会を与えることを主張する（従って、もしも、2つより多い大政党が競争場にあるならば、「選択票」のような規定なしには、それは崩壊する）。また② それは、少数に代表を保証すること、あるいは全ての政党、グループをそれらの強さに比例して代表することを、公言しない。かくして、少数代表（及び比例代表）制度に賛成して、現行制度を放棄させる理由は、現行制度が、①（諸政党の相対的強さの大雑把な指示を確保するという）約束を果たさないこと、また②（少数代表、あるいは比例代表という）より多くを約束しないことである（28）。

「現行制度の記録」。

異なる目的をもつ（少数代表及び比例代表）制度の検討の前に、現行制度が、どんな程度にまで、（約束＝）期待を果たしえなかったのかを確認する（29）。

「比例しない多数」。

最初の検討事項は、投票と庶民院での2大政党の相対的強さの間で生じるといわれる不釣り合いの実際の大きさである。表1-3-1に表示したように、票での多数と院での多数の間での相違（＝比例しない多数）は、（1892年総選挙の場合以外）顕著である。数学的には、1議員選挙区の場合の選挙の正常的結果は、票の割合の3乗が選出議員の割合である、換言すると、票で11:9の多数は、11の3乗:9の3乗の割合、あるいは、ほぼ2対1で、議席の多数を得るだろう、といわれている（30-35）。

「代表の多様性」。1議員選挙区のための第2の主張は、それが代表の多様性、すなわち、多数の諸利害と意見の代表を生ぜしめることである。この主張の正当性は、それがなされている意味で、議論の余地がない。私議員法案や動議、大臣への代表団の目録は、庶民院で直接的あるいは間接的に代表される諸政党の数が無数であることを示す（36）。

表 1-3-1 総選挙における自由党 (L) (アイルランド国民党を含む) と保守党 (C) (自由統一党を含む) 間での庶民院での多数と票での多数 (カッコ内) の推移 (『報告書』10頁より作成)

政 党	1885年		1886年		1892年		1895年		1900年		1906年		1910年	
	自由党	保守党	自由党	保守党	自由党	保守党	自由党	保守党	自由党	保守党	自由党	保守党	自由党	保守党
大ブリテン	91 (41)	167 (27)	13 (1)	211 (37)	195 (41)	289 (77)	63 (28)							
アイルランド	67 (51)	65 (45)	57 (39)	61 (35)	61 (39)	67 (37)	61 (26)							
合計	L158 (92)	C104 (L18)	L44 (40)	C150 (2)	C134 (2)	L356 (114)	L124 (54)							

## 2. 少数代表の諸制度。

さて、有権者の願望を確認する手段として、現行制度は——多数が（値するより大きな力をもって）支配する、しかし、少数は傾聴されるので——不成功でないといわれる故に、その代替方法——その目的は、完全な非代表に反対して、少数代表を確保することである——は簡単に片付けられる。それに対する支持が、今や、比例代表に移っているので益々そうであるが、それは、この国で、現行制度以外に実験した唯一の制度であるので注目する（37）。少数代表を確実にする方法は、(a)「限定票」(limited vote) 制と (b)「集積票」(cumulative vote) 制である。

### (a) 「限定票」制。

この制度では、選挙人は限定された数の候補者に対してのみ、すなわち、選出されるべき議席の数より少ない数に、投票するのを許されるので、そう呼ばれる（10）。この下では、例えば、3議員選挙区の場合、票の3分の1あるいはより多くを命じる少数が、代表の可能性をもつ（38）。しかし、その「不利点」は、議席の獲得が不確かな時、その政党の選挙責任者に対する選挙人の従属の程度に従って、議席が決まることである（39）。

この方法は、この国では、1867年から1885年まで、2人より多い議員を選出する13の選挙区で実施された（40）、またポルトガルで1901年以来実施されている（が、満足を与えていない）（41）。

「限定票の多様性」。この限定票制の一変種が、日本で実施されている。選挙区は幾人かの議員（平均して約8人）を選出するが、各選挙人は1票のみを許される。かくして、8議員選挙区では、投票者の8分の1を支配しうる[少数の]1政党は1議員を選出することが可能でありうる。この場合、組織が全てであるので、劣らずに反対されている（10, 42）。

### (b) 「集積票」制。

この制度では、投票者は選出される議席と同じほど多くの票を与えられる、しかし、彼は、彼の選択に従って、それらを幾人かの候補者にわたって広げてもよいし、あるいは1人にそれらを集積してもよい。この集積の権能は、数の上で弱い[少数]政党が、それ自身の候補者へのその投票力の集中によって、はるかにより強力な反対者たちに対して、少なくとも1議席を獲得するのを可能にする（10）。

この方法は、いずれの国の政治的選挙でも、採用されていない。この国では、1870年から1902年まで、（政治的選挙での採用に対する反対が適用しない）[地方当局としての] イングランドの「学務委員会」選挙で（宗教的少数の代表を確保するため）実施された。これも、「限定票」の致命的な欠陥（=政党選挙責任者への選挙人の暗黙の従属の必要性）をもった（43）。

## 3. 比例代表。

次に、比例代表、すなわち、大小のすべての政党の投票でのそれらの強さに比例しての代表を獲得する諸方法に注目する（44）。

「制度の区分」。これには無数の変種があるが、考察と比較のための2大タイプは、次の2つ、すなわち、(a)「名簿制度」(list systems) と (b)「委譲票」(transferable vote) 制である。

まず、(a)「名簿制度」

この制度では、候補者たちは自らを名簿にグループ化する、またこの名簿上の個々の候補者に与えられたすべての票は、最初、この名簿自体に対する票として計算する。それから、その名簿の獲得した票の総数に比例して、議席が、その名簿間で、分割される(10)。

この「名簿制度」は、「厳格名簿制度」(strict list system)と「自由名簿」(free list)制度に区分しうる。

前者の「厳格名簿制度」は、ベルギーで実施されている。この「ベルギー制度」は、名簿制度の最も簡単な例であるが、この場合、名簿は、明確な選択の順序(a definite order of preference)で、選出されるべき議席の数を越えない数の名前を含む。選挙人は1票を投じる。またドント(d'Hondt)教授の方法で、議席が名簿間で配分される(45-49)。

後者の「自由名簿」制度は、フランスで、現行の選挙制度改革のためフランス議会の普通選挙委員会(Commission du Suffrage Universel)によって1907年の報告書で採用のため勧告されたものである。この「フランス制度」(提案)は、ベルギー制度を出発点としてそれを修正したものである。この場合、名簿は、アルファベット順の名前で並べられる。選挙人は、選出されるべき議席と同じほど多い票をもち、それらを名簿の間で好むように配分してもよい、また1候補者に彼が好むほど多くを集積してもよい。議席は、名簿間でドントの方法で、配分される、そして各名簿から、票の最大数を得た候補者が(必要な数まで)選出される(45, 55-56)。

次に、(b)「委譲票」制

候補者を政党に従属させる名簿制度とは全く異なり、この方法は、政党を人物に従属させる。この方法は、元々、1859年にヘア(T. Hare)によって提案されたのであるが、現在、次のように提案されている。

選挙区は、幾人かの議員を選出し、また選挙人は、前述の選択票制のように投票する。すなわち、選挙人は、数字1を彼が最も好む候補者の名前に対してつけることによって、投票する、また番号2を彼の第2の選択の名前に対してつけること、番号3を彼の第3の選択に、等々と、彼が好むほど多い候補者に番号をつけることを求められる。選出を確実にするために、1候補者は、投票された票の多数ではなく、一定数のみを得る必要がある、それは、選出されるべき議席数に等しい数の候補者によって——決して以上でなく——得られうるように固定される。この票数は、「定数」(quota)と呼ばれる。最初の計算で、最初の票のみが計算される、またこの定数以上を獲得した候補者たちが当選と宣言される。その時、もしもすべての議席が満たされなかったならば、定数以上を獲得した候補者の「余剰票」(surplus votes)が名前に2と記された名前に従って委譲される。もしも、これらの委譲が、なお必要な数の候補者を、この定数まで引き上げないならば、その最低の候補者が排除され、また彼の票が、それらに記された次の順位の選択に従って、委譲される。この過程が、すべての議席が満たされるまで、継続される。

この制度は、オーストラリアのタスマニア(Tasmania)植民地で実施されているもので、最初、南ア憲法草案(Draft South Africa Constitution)で提案され、また「比例代表協会」によってこの国での採用のために唱導されている(10, 45, 57-68)。

以上の制度区分に続いて、『報告書』は、「ベルギー制度」と「フランス制度」を考察し、いずれもイギリスに適用しえない旨を指摘した(69-72)のち、適用の可能性がありうるものとして、「委譲票」制度について、一方での「代表の理論」(a theory of representation)と他方での「統治の理論」(a theory of government)を中心にして(88)、「賛成する議論」(89-101)と「反対する議論」(102-114)のそれぞれを要約し、さらにそれらを「吟味」(115-122)して、その結果を次のように「結論」する。

#### 「比例代表についての諸結論」

##### ① 比例代表の原則について

まず比例代表、すなわち、全ての政党のそれらの投票する強さに比例しての代表という原則それ自体が望ましいか否かについていえば、現行制度がこのような結果を生ぜしめないことが、(それはそうすることを公言していないので)それに反対する公正な議論ではないこと。[現行制度下での]総選挙は、事実上、この国の有権者の1大部分によって、2つの「政府」のうちいずれが政権に復帰するかという問題についての実質的に国民投票(a referendum)として見なされている。この見解は、庶民院の構成を中心とするいかなる討論についても、考慮されねばならない(126)。

##### ② 比例代表の3制度の確実性について

次に、3制度の確実性についていえば、3制度のいずれもが、一般的には現行の方法よりも数学的にはより正確な諸結果を生ぜしめるだろうとしても、議会で、それらが理念として保持する「国民の小規模地図」(small-scale map of the country)を生ぜしめるのは、部分的でありうるにすぎないこと。すなわち、「ベルギー制度」は、幾つかの独立した大きな政党間で正確に達成されるが、小さい独立諸政党にも、あるいはこの国で大きな関心をもつ大政党内の小部分にも有利ではない。また「フランス制度」は、諸政党が多数で互いにある程度共感しているところで、代表の多様性を生ぜしめるが、1政党のための票を1個人のための票と混同する傾向があるので、必ずしも、諸政党の比例代表を生ぜしめない。この国で選挙人は、もしも自分の政党外で投票する場合には、他の政党の候補者に投じるだろうが、そのように投じられた票は、この制度の下では、その選挙人が全く共感をもたないかもしれない政党のために計算されるだろう。更に、「委譲票」制度は、諸個人が諸政党よりより重要であるところで強さをもつだろうが、政党を代表することに対する決定的効果を、選挙人の後順位の選択として、最も政党的諸理由のために投じられていない諸票に、与える傾向をもつので、頼りえない(127-128)。

##### ③ この国における比例代表の適用可能性について

「ベルギー制度」と「フランス制度」の双方は、現行の状況ではイギリスの政治的諸条件に適用するのが困難であり、またイギリスの世論によって拒否されるべく運命づけられていること。それ故に、選択肢は、現行制度の維持(「選択票」がそれに接ぎ木される場合でさえ、残るであろうすべての諸欠陥とともに)と「委譲票」の採用の間にある。しかし、後者の「委譲票」採用の選択は、地方的状況に従って、3人から9人あるいは10人の議員を選出する大選挙区の創設を伴うだろう。さらに、我々に与えられた証言によると、現在、比例代表を生ぜしめるいかなる制度についても強い大衆的支持はない、また「委譲票」は、一定の諸欠陥をもち、そのうち最も注目すべきものは、後順位の選択の決定的効果および補欠選挙の困難である。従って、「我々は、今ここで庶民院への選挙のための「委譲票」採用の論拠が立証されたとは報告しえない」(130-134)。

#### ④ 結論に対する限定と「委譲票」の実験的適用について

比例代表についての以上の考察は、将来、新たな状況で変更されるかもしれない。また「委譲票」に反対する見解も、(政党が国民を統治する問題が支配的役割を演じる)政治的選挙に限定される。それは、(諸個人を争点とする)「第2院」の選挙の方法として、また(都市選挙のように)選出される団体の諸機能が第一義的には行政的である場合に、有効であるかもしれない。

最後に、我々は「委譲票」を、最初、幾つかの選挙区で適用することによって、それについて実験を試みる問題を考察した。このような措置は、疑いもなく、国全体をこの制度が伴うような急進的な諸変化に委ねる前に、最終的テストとして助言しうるであろう。但し、比例代表一般の望ましさ、特に「委譲票」に賛成する利点が広く認められた時に、「実際のな予防措置」として、である(134-136)。

#### (4) 最終的結論

最終的結論として、①「2人より多い候補者が1議席のために立候補する場合、「選択票」の採用を勧告する」。②「2議員選挙区へのその適用を勧告しない、しかし、我々は、このような選挙区——それは変則的である——の維持の問題が、機会が与えるだけ早く再考察されるべきであることを提言する」。③「比例代表を生ぜしめる諸計画について、「委譲票」が究極的承認の最良の機会を持つだろうと考える、しかし、我々は、現行の諸状況で、庶民院への選挙のためその採用を勧告しえない」(139)<sup>56)</sup>。

### 第3節 展望——『報告書(1910年)』をめぐる政策展開

1906年総選挙で圧勝して成立した(最後の)自由党政権下に設置された「選挙制度調査勅命委員会」の『報告書』の概括的内容は、以上の如くである。

最後に、この『報告書(1910年)』において提言され検討された諸改革提案、とりわけ(1)絶対多数代表のための「選択票」と(2)比例代表のための「委譲票」に関する政策展開を簡単に追跡しつつ、第1次世界大戦という新たな状況下に、新たに形成された連立政権によって実現されてくる第4次選挙法改正(1918年)を展望しておきたい。

#### (1) 1914年「アイルランド統治法」における「委譲票」規定

『報告書(1910年)』提出の翌1911年、貴族院の立法権能を制限する「国会法」(Parliament Act)の成立により、「アイルランド自治問題」が現実化し、またそれを促進する「アイルランド比例代表協会」の運動の下で、同法の規定に基づいて、第1次世界大戦勃発直後の1914年9月18日、「アイルラ

---

<sup>56)</sup> 以上の『報告書』に委員長以下全委員が署名したのであるが、ロッチィ(Lord Lochee)委員は、「委譲票」に関する結論で一致しえないとの理由で、報告書に「覚書」(Note)を提出し、その中で、「この投票方法が、選挙される立法諸団体に、より十分に代表的性格を確保するため実行可能な計画であることが十分に証明された」ことを指摘したのち、「私は、比例代表の導入が議院内閣制(parliamentary government)における重要な変化を伴うかもしれないということ議論することに関心がない」ことを明言した(37頁)。このような、比例代表と現行制度＝多数代表の間での、代表と政府一統治をめぐる決定的な対立点は、「代表原理」を比較史的に検討していく際の基礎視角として設定しうるのではあるまいか。

ンド統治法」(Government of Ireland Act) (4 & 5 Geo. V., c. 90) が立法化された。

同法は、創設されるアイルランド議会の選挙に関して、(明らかに、プロテスタント少数派の比例代表を可能にするため) 次のように規定した。すなわち、まず「アイルランド上院」(Irish Senate) の場合、「上院議員の選挙は、比例代表の原則に従い、・・・また各選挙人は1票の委譲票をもつ」(8条(2)項)、と。また「アイルランド庶民院」(Irish House of Commons) の場合には、「3人あるいはより多くを選出するどんな選挙区においても、選挙は、比例代表の原則で開催される、また各選挙人は1票の委譲票をもつ」(9条(2)項)、と。

このように、アイルランド自治の実現という新たな状況下に、アイルランド議会に関して、比例代表原則が立法化された。しかし、同法の施行は、大戦勃発により1914年「停止法」によって停止されたので、直ちには実施されなかった。

## (2) 1917年「選挙改革会議」における「委譲票」と「選択票」決議

アイルランドにおける比例代表原則の立法化とともに、大ブリテンの場合にも同様の方向で一定の変化が生じた。すなわち、第1次世界大戦の遂行のために形成された連立政権の下で、1916年、戦後再建のために議会を「この国の一般的意見」を代表するものにする(選挙上の基礎を規定する)ことが(首相によって)望まれたので、庶民院議長(J. W. Lowther)は、(庶民院における戦前の諸政党の強さに比例した数の)種々の政治的意見を代表する庶民院議員と貴族院議員(計32人)からなる「選挙改革会議」(Conference on Electoral Reform)を召集した。この会議は、付託事項、すなわち「次の諸事項を検討し、また可能ならば、同意された諸決議を提出すること：(a)選挙権の改革。(b)議席再配分のための基礎。(c)選挙人登録制度の改革。(d)選挙の方法、及び選挙費用が担われる方法。」という付託事項を検討したのち、その結果を翌1917年1月、『首相宛議長書簡』(Letter from Mr. Speaker to the Prime Minister. 1917. [Cd. 8463])として提出したのであるが、その中で、選挙権改革と議席再配分に関する決議に続いて、「委譲票」と「選択票」等に関して、『報告書(1910年)』と異なり)新たに、次のように決議した。

### ①「大学代表」について。

(a) オックスフォード及びケンブリッジ大学の場合、各々2人の議員を選出し続けるが、「適当な少数代表を確保するため、各投票者は、1人の候補者のみに投票する」こと[=少数代表のための「限定票」]。

(b) イングランドのダラム、マンチェスター、バーミンガム、リバプール、リーズ、シェフィールド、ブリストルの諸大学及びウェールズ大学は、ロンドン大学とグループ化され、「単記委譲票制度」(system of a single transferable vote)に基づいて3人の議員を選出する単一の選挙区を形成すること。

(c) スコットランドのエディンバラとアンドリュース(St. Andrews)及びグラスゴウとアバディーンの結合された諸大学もグループ化され、「単記委譲票制度下に3人の議員を選出する単一の選挙区を形成すること」(決議22)。

### ②「選挙の方法」について。

(a) 人口の基礎で3人あるいはより多い議員を選出する権利を与えられる議会都市選挙区は単一

の選挙区となること。

(b) 「このような選挙区での選挙は、比例代表の原則に基づいて開催される、また各選挙人は、1票の委譲票をもつ」こと（決議23）。

以上は全会一致で合意された。

③「その他」の、多数によって可決された決議として、「1議員選挙区で、2人の候補者がいる場合の選挙では、その選挙は選択票（alternative vote）として知られる制度に基づいて開催される」こと（決議36）。

このように、新たな状況下に、今や、選挙権の拡大とともに、大学選挙区での少数代表及び比例代表に加えて、その他の選挙区でも比例代表原則の採用が全会一致で決議されるに至った。

### (3) 第4次選挙法改正=1918年「国民代表法」における「委譲票」関係規定

このような諸決議に基づいて、また両院間での修正等を経て、大戦末期の1918年2月6日、いわゆる第4次選挙法改正として、1918年「国民代表法」（Representation of the People Act）（7 & 8 Geo. V., c. 64）が成立した。同法により、議会選挙権（男子）については「居住資格」あるいは「£10事業用家屋敷資格」（1条）が規定され、また1議員選挙区の原則に基づく議席再配分により庶民院の議員総数が（670から707に）増加されたのであるが、「選挙の方法」に関して、新たに、20条は「一定の大学選挙区での、また選択スキームが承認されるならばその他の一定の選挙区での、比例代表」として、「委譲票」について、次のように規定した。

①「一定の大学選挙区」の場合には、「大学選挙区のため争われる選挙で、2人あるいはより多い議員が選挙される場合、その全数の議員の選挙は、比例代表の原則に従い、各選挙人は本法によって定義されるような1票の委譲票をもつ」こと。

②「その他の一定の選挙区」の場合、

(a) 「陛下は、本法の成立後まもなく、可能なだけ100人に近い議員が、大ブリテンにおいて3人あるいはより多い議員を選出する選挙区のため、比例代表の原則にもとづいて総選挙で庶民院に選挙される計画を準備するため、委員会を任命してもよい」こと。

(b) 「本法下に固定される庶民院の議員の数は、このような計画によって増加されない。このような計画の目的のため、その委員会は、・・・選挙区として固定された諸地域のうち、彼等が選択するようなものを、3人より少なくなくまた7人より多くない議員を選出する、単一選挙区に結合する」こと。

(c) 「この委員会によってそのように準備された計画は、両院に提出される・・・」こと。

(d) 「このような選挙区で、その全数の議員の争われる選挙は、比例代表の原則に従い、各選挙人は、本法によって定義される1票の委譲票をもつ」こと。

③ なお、「委譲票」とは、「(a) 投票者の候補者に対する選択を順番に指示するように与えられるところの；また(b) その票が先順位の選択を与えるのに必要でない時に、あるいは、先順位の選択のために与えられた票の数での不足のため、その選択が候補者の名簿から排除される時に、次の選択に委譲されるところの[票]」を意味する（41条(6)項）、と。

こうして、第4次選挙法改正の一部として、「一定の大学選挙区」の場合には、比例代表の原則に従い委譲票の採用自体が規定され、また実施されたのに対して、「その他の一定の選挙区」の場合にはそのようなスキームが規定されるに留まり、結局、実施されずに、いわば不履行によって現行制度が継続することになった<sup>57)</sup>。そして第2次世界大戦後の1948年「国民代表法」により、大学選挙区や残存した2議員選挙区等が廃止され、小選挙区（1回投票）制（＝比較多数代表原則）が完成されるのである<sup>58)</sup>。

#### (4) 1920年「アイルランド統治法」等における「委譲票」規定

これに対してアイルランドの場合、第4次選挙法改正後の1918年総選挙で圧勝した連立政権の下で、1920年12月23日、新たに、1920年「アイルランド統治法」(Government of Ireland Act) (10 & 11 Geo. V., c. 67) が制定され、同法において、南アイルランドと北アイルランドの双方に創設される「庶民院」(House of Commons)の選挙に関して、「全議員の争われる選挙で、その選挙は比例代表の原則に従い、各選挙人が1918年「国民代表法」によって定義されたような1票の委譲票をもつこと」(14条(3)項)が(改めて)規定された。

その後、いわゆるアイルランド独立戦争の結果、1922年12月5日に成立した1922年「アイルランド自由国憲法(第2会期)」(Irish Free State Constitution Act (Session 2.)) (13 Geo. V., c. 1)によって、「アイルランド自由国」(Irish Free State)の「憲法」(Constitution Act)が制定され、その中で、「下院」(Dail Eireann)の選挙に関して、「その議員たちは、比例代表の原則に基づいて選挙される」ことが規定された(26条)。

こうして、アイルランド自由国の場合には、比例代表の原則に基づいて委譲票が採用されて実施され、現在に至っているのである<sup>59)</sup>。

(初出：『選挙制度調査勅命委員会報告書(1910年)』分析―「代表原理」の比較国制史研究の基礎視角設定のために―(岩手大学人文社会科学部地域文化基礎研究講座編『人間・文化・社会』、1997年所収。)

<sup>57)</sup> Cf. Robert Blackburn, *The Electoral System in Britain*, 1995, pp. 370, 383.

<sup>58)</sup> Cf. R. L. Schuyler and C. C. Weston, *British Constitutional History since 1832*, Princeton, 1957, pp. 78-79.

<sup>59)</sup> アイルランドの現行制度については、とりあえず、元山健「アイルランド選挙制度考―単記移議式の経験を総括する」『早法』第69巻3号(1993年)を参照。

《研究の構成＝詳細目次》

序 課題と方法

序章 前史：イングランド「封建王政」，「絶対王政」における財政的＝国制的統治体制

- (1) イングランド古来の財務府と会計年度に関する最も古い記録
- (2) イングランド「封建王政」における財政的＝国制的統治体制
- (3) イングランド「絶対王政」における財政的＝国制的統治体制

第1部 市民革命(前後)期 (1640年代～1714年)

序 財政構造と予算制度

- (1) 財政面：重商主義財政の原型の形成
- (2) 予算制度面：予算制度における「立憲体制」の基本的成立

第1章 「王政復古」期における予算審議と財政統制の漸次的拡大

第1節 予算の審議過程

- (1) 1664年11月～1665年3月会期：開戦準備期
  - 〈勅語と議定費譲与の議決〉
  - 〈議定費調達(財源)の議決〉
  - 〈法案審議と成立〉
  - 〈1665年2月9日「援助金法」成立とその内容〉
  - 〈1665年2月22日，「国王のオランダ諸州に対する戦争宣言」〉
  - 〈1665年2月22日，「議会で聖職者に課税するための法律についての説明」〉
- (2) 1665年10月会期：開戦期
  - 〈勅語と議定費譲与，調達(財源)の議決〉
  - 〈法案審議と成立〉
  - 〈1665年10月31日「議定費法」成立とその内容：「借入及び割当条項」等〉
- (3) 1666年9月～1667年2月会期：終戦期
  - 〈勅語と議定費譲与の議決〉
  - 〈議定費調達(財源)の議決〉
  - 〈法案審議と成立〉
  - 〈1667年1月28日「人頭税法」成立とその内容〉
  - 〈1667年2月8日「査定税法」成立とその内容〉

(4) 小括：「王政復古」期における予算審議過程の歴史的位置

## 第2節 財政統制の漸次的拡大

(1) 歳出入, 予算審議面

- ①1660年, 国王への毎年援助として「年間£1,200,000」の収入の議決
- ②1665年, 「借入及び割当条項」導入の開始
- ③1668年, 全院委員会での財政負担の予備的審議の「決議」

(2) 国庫, 決算審議面

- ①1665年, 「基金」設定の開始
- ②1667年, 「大蔵委員会」の設置

(3) 貴族院との関係：財政統制への参加からの貴族院の排除：1671年と1678年「決議」

## 第3節 小括：「王政復古」期における予算審議と財政統制の漸次的拡大

## 第2章 「名誉革命」期における予算審議と財政統制の漸次的拡大

### 第1節 予算の審議過程

(1) 仮議会[第1会期](1689年2月18日～8月20日)：1689年度予算審議

〈両陛下に対して年間£1,200,000の収入の, 平時に国王を援助する一定の必要費用としての設定決議(3.20)に至る経緯〉

〈海軍歳出予算の提出(3.26)と海軍の要求と軍務のため£700,000の金額を超えない議定費決議(4.25)に至る経緯〉

〈1689年5月7日対フランス戦争宣言と王国の防衛のための1年間「ポンド当たり12シリングの援助金」譲与法の成立(6.22)に至る経緯〉

〈アイルランド鎮定のための人頭税法の成立(5.1)と追加的人頭税法案をめぐる貴族院との対立(5.31, 法案放棄)に至る経緯〉

(2) 仮議会第2会期(1689年10月19日～1690年1月27日)及び第2議会第1会期(1690年3月21日～5月23日)：1690年度予算審議

[A] 仮議会第2会期(1689年10月19日～1690年1月27日)の場合

〈勅語と£2,000,000の「信用議定費」の議決〉

〈議定費(調達)の議決〉

〈法案審議と12月16日「ポンド当たり2シリングの援助金」譲与法の成立〉

〈1690年1月16日「ポンド当たり12ペンスの追加的援助金」譲与法の成立〉

[B] 第2議会第1会期(1690年3月21日～5月23日)の場合

〈新議会での勅語, 担保条項付き国王収入の議決, 及び£1,200,000の信用議定費の議決〉

〈法案審議と4月23日人頭税法と一時的消費税関係法の成立, 5月2日トン税・ポンド税の臨時税関係法の成立〉

(3) 第2議会第2会期(1690年10月2日～1691年1月5日)：1691年度予算審議

〈勅語での庶民院への議定費要求, 軍事歳出予算の提出と軍事議定費の議決〉

〈議定費調達(財源)決議と11月10日「1,651,702ポンド18シリングの援助金」譲与法の成立〉

〈11月25日勅語での庶民院議員への追加的議定費要求と1691年1月5日追加的消費税関係法

の成立

- (4) 第2議会第3会期 (1691年10月22日～1692年2月24日) : 1692年度予算審議  
〈勅語, 対フランス戦争遂行議定費の議決, 3軍事歳出予算の提出, 議定費(調達)財源決議〉  
〈対フランス戦争遂行議定費調達(財源)の議決と12月31日  
「1,651,702ポンド18シリングの援助金」譲与法の成立〉  
〈対フランス戦争遂行の地上軍議定費(調達)財源の議決と1692年2月24日四季每人頭税の  
成立〉
- (5) 第2議会第4会期 (1692年11月4日～1693年3月14日) : 1693年度予算審議  
〈勅語での庶民院への議定費要求, 対フランス戦争遂行議定費の議決, 3軍事歳出予算の同一  
日提出, 海軍・陸軍議定費の議決〉  
〈議定費(調達)財源の決議〉  
〈「議定費法案:地租」と「議定費法案:消費税」の提出と庶民院通過〉  
〈「貴族」身分の自己課税権剥奪と1693年1月20日「ポンド当たり4シリングの援助金」  
譲与法(=地租法)の成立〉  
〈1693年1月26日「追加的消費税」法(=トンチン年金創設関係法)の成立〉  
〈対フランス戦争遂行の追加的議定費(調達)決議と3月14日商品への追加的賦課金譲与法の  
成立〉
- (6) 小括:「名誉革命」期における予算審議過程の歴史的位罫  
〈1689年度予算審議について〉  
〈1690年度予算審議について〉  
〈1691年度予算審議について〉  
〈1692年度予算審議について〉  
〈1693年度予算審議について〉

## 第2節 財政統制の漸次的拡大

### (1) 歳出入, 予算審議面

- ①1692年, 「勅語」での「庶民院議員達」に対する議定費要求の慣例化
- ②1693年, 3軍事「歳出予算」提出と「1年間, 援助金譲与法」制定による年度毎予算審議  
の定着
- ③1698年, 「シビル・リスト法」の制定の開始
- ④1689年, 「抗命処分法」の制定の開始
- ⑤1689年, 「信用議定費」の議決の開始
- ⑥1691年, 包括的な特定の割当条項の導入の開始
- ⑦1707年, 全院委員会での財政負担の予備的審議の「議事規則」化
- ⑧1712年, (割当法での)陸軍(及び兵站部)費の「特定割当」の開始
- ⑨1689年, 国王の大権にもとづく課税賦課の破棄
- ⑩1700年頃, 収入部局会計の収入部局間のみならず同一部局の会計間での相違

### (2) 国債, 国庫, 決算審議面

- ①1690年, 税金を先取りしての短期借入制度の(直接税から)間接税への拡大
- ②1693年, 「国債」の創設

- ③1694年、「イングランド銀行」の創設
- ④1696年、「財務府証券」の発行の開始
- ⑤「受取と支出の公的会計」を記帳する様式
- ⑥1697年 - 1710年、公債の支払のための基金の統合の開始

(3) 国王との関係：「発議権」の国王への限定：1706年「決議」と1713年「議事規則」化  
 第3節 小括：「名誉革命」期における予算審議と財政統制の漸次的拡大

## 第2部 重商主義期（1714年～1815年）

### 序 財政構造と予算制度

- (1) 財政面：「軍事費及び国債費膨張型＝間接税及び国債依存型」重商主義財政の本格的展開
- (2) 予算制度面：重商主義的予算制度の進展

### 第1章 国王ジョージ1世・2世期（1714年～1760年）における重商主義的予算制度

- (1) 歳出入、予算審議面
  - ①1714年、1727年「シビル・リスト法」
    - <1714年「シビル・リスト法」>
    - <1727年「シビル・リスト法」>
- (2) 国債、国庫、決算審議面
  - ①1717年、いわゆる「減債基金」の設立
    - <「南海基金」の設立>
    - <「集合基金」の永続化>
    - <「一般基金」の設立といわゆる「減債基金」の設立>
  - ②「減債基金」会計と新たな「その他の公的支出に適用」機能、及び単一割当法の制定
    - <「減債基金」会計と新たな「その他の公的支出に適用」機能の開始>
    - <単一割当法の制定の開始>
  - ③前提：1751年「暦（新暦）法」による財政的四季支払日等の変更
    - <制定理由>
    - <規定内容>
    - <予算及び会計上の年度の変更に関するもつ意味>
  - ④1752年、国債の統合（「コンソル」等の成立）と支払期日規定
- (3) 小括：「国王ジョージ1世・2世期」における重商主義的予算制度

### 第2章 国王ジョージ3世期（1760年～1815年）における重商主義的予算制度

- (1) 歳出入、予算審議面
  - ①1760年「シビル・リスト法」によるイングランド世襲的収入の放棄
  - ②1782年、シビル・リスト支出への議会の直接的干渉の開始

- ③1798年, 海軍費の「特定割当」の開始
- ④1799年, 戦時「所得税」の導入
- (2) 国債, 国庫, 決算審議面
  - ①1786年, 新減債基金の設立と割当法
    - <「減債基金」の新たな「公債の利子支払に適用」機能の強化>
    - <1786年, 新減債基金の設立>
    - <1786年割当法の制定>
  - ②1787年, 「統合国庫資金」の設立と統合国庫資金会計及び割当法
    - <1787年, 「統合国庫資金」の設立>
    - <統合国庫資金の会計>
    - <1787年割当法の制定>
  - ③1802年法による1月5日に終わる会計年度規定及び公的会計の毎年議会提出規定
    - <1802年法制定の一般的背景>
    - <1786年「財務委員会」の『報告書』と1797-98年「財務委員会」の『報告書』勧告>
    - <1802年法による1月5日に終わる会計年度規定及び公的会計の毎年議会提出規定>
    - <1月5日に終わる年度の「公的会計」(=「国庫決算書」)の議会提出>
  - ④1808年「財務府証券法」と「議定費証券」発行の本格化
- (3) 小括: 「国王ジョージ3世期」における重商主義的予算制度

### 第3部 古典的自由主義期 (1815年～1873年)

#### 序 財政構造と予算制度

- (1) 財政面: 「巨額国債残高」下での「緊縮財政型=間接税依存(所得税補充)型」自由主義財政の形成と展開
- (2) 予算制度面: 近代イギリス予算制度の成立

#### 第1章 1815年～1820年代: ナポレオン戦争終結とトーリー政権下での自由主義的財政統制の開始

- (1) 歳出入, 予算審議面
  - ①1815年「穀物法」制定と1816年「所得税」廃止
  - ②1820年「シビル・リスト法」によるアイルランド世襲的収入の放棄
  - ③1819年, 海軍の全支出のための「歳出予算」提出の開始
  - ④1821年, 軍事歳出予算の提出時期に関する庶民院決議
  - ⑤1823年, インドでの陛下の軍隊の退役給料等のため年間£60,000の財務府支払の開始
- (2) 国債, 国庫, 決算審議面
  - ①1816年「統合国庫資金法」による1817年「連合王国統合国庫資金」設立
    - <1707年「スコットランド連合法」の成立>
    - <1707年「スコットランド連合法」の国制的・財政的諸規定>

- 〈18世紀初期におけるアイルランド議会の従属化〉
- 〈アメリカ独立戦争とアイルランド議会の独立, アイルランド銀行の設立〉
- 〈対フランス戦争と1800年「アイルランド連合法」の成立〉
- 〈1800年「アイルランド連合法」の国制的・財政的諸規定〉
- 〈ナポレオン戦争終結と1816年法による1817年「連合王国統合国庫資金」設立〉
- ②1817年法による(四半期毎「既定費」支払不足時に)「不足証券」に対するイングランド銀行貸付規定
- ③1823年, 「国庫決算書」の最初の「貸借対照表」提出
- ④1829年法による新たな「減債基金」規定
- (3) 1828年, 議会の財政統制要求
- (4) 小括: 1815年~1820年代における自由主義的財政統制の開始

## 第2章 1830年~40年代: 第1次選挙法改正とホイッグ・ピール政権下での自由主義的財政統制の本格化

### 第1節 1830年代における財政統制

#### (1) 歳出入, 予算審議面

- ①1830年ホイッグ政権の成立と1831年「シビル・リスト法」によるスコットランド世襲的収入及び「臨時的収入」の放棄, 「王室費」と民事費の分離完成
  - 〈国王ウィリアム4世によるスコットランド世襲的収入及び「臨時的収入」の放棄〉
  - 〈トーリー党ウェリントン政権の「シビル・リスト」動議の否決, ホイッグ党グレイ政権の成立〉
  - 〈「シビル・リスト調査特別委員会」報告書〉
  - 〈1831年「シビル・リスト法」の成立〉
- ②1832年における議定費年度, 歳入予算年度の採用
  - 〈前提: 1832年, 第1次選挙法改正〉
  - 〈会計年度変更の背景〉
  - 〈1832年, 議定費年度として3月31日に終る1年の採用, その経緯と意味〉
  - 〈1832年, 歳入予算年度として4月5日に終る1年の採用, その経緯と意味〉
- ③「割当法」に先立つ, 「統合国庫資金法」制定の定着

#### (2) 国債, 国庫, 決算審議面

- ①1830年, (統合国庫資金「余剰」から「議定費」譲与金支払不足時に)「財源証券」に対するイングランド銀行貸付規定の開始
- ②1832年, 海軍費の「割当決算書」作成, 会計検査, 議会提出規定
- ③1833年~1834年, 財務府の廃止, 「陛下の国庫勘定」等の設置
  - 〈1833年, 上級財務府の廃止〉
  - 〈1834年, 下級財務府の廃止, 陛下の「国庫勘定」, 国庫監理長官等の設置〉
- ④1835年法による「支払総監」の設置
- ⑤1830年代, 国庫面における「既定費」と「議定費」の2区分の定着

### 第2節 1840年代における財政統制

- (1) 歳出入, 予算審議面
    - ①1846年, 「陸軍と兵站部譲与金」への「当該会計年度内になされる支払」適用
    - ②1846年, 「割当法」における軍事費の「費目流用」条項の導入
    - ③1849年, 「民事」歳出予算の提出開始
    - ④1848年, 「内国収入委員会」の設置＝統合
  - (2) 国債, 国庫, 決算審議面
    - ①1846年, 陸軍費の「割当決算書」作成, 会計検査, 議会提出規定
    - ②1848年, 国庫支払行政の「支払総監」への統合＝簡素化
- 第3節 小括: 1830年～40年代における自由主義的財政統制の本格化

### 第3章 1850年～60年代: 自由貿易推進・緊縮財政決議と自由主義的財政統制の完成

#### 第1節 1850年代における財政統制の進展

- (1) 歳出入, 予算審議面
  - ①1854年, 「収入諸部局歳出予算」の提出開始
  - ②1854年, 「収入諸部局譲与金」への「当該会計年度内になされる支払」適用
  - ③1857年, 所得税の「毎年税」化
- (2) 国債, 国庫, 決算審議面
  - ①1854年「公的収入及び統合国庫資金負担法」成立と3月31日に終わる財務会計年度規定
    - <政策的意図>
    - <審議過程における発言>
    - <「公的収入及び統合国庫資金負担法」の成立とその具体的内容>
- (3) 1856～57年, 「公金調査特別委員会」の設置と1857年『報告書』

#### 第2節 1860年代における財政統制の完成

- (1) 歳出入, 予算審議面
  - ①1861年, 諸部局の「歳出予算」の大蔵省による事前承認規定
  - ②1862年, 「民事費譲与金」への「当該会計年度内になされる支払」適用
  - ③1863年, 「民事費(内金議定費)予算」提出の開始
  - ④1861年, インドで陛下の軍隊のため退職給等に年間1人当たり£3.10s., 及び1862年, 在インド戦闘的兵士に年間£10.の頭割り補助金の支払開始
  - ⑤1863年, 茶税の「毎年税」化
- (2) 国債, 国庫, 決算審議面
  - ①1861年, 収入諸部局の「割当決算書」作成, 会計検査, 議会提出規定
  - ②1861年「決算委員会」の設置と1862年「議事規則」化
  - ③1866年「国庫及び会計検査院法」の成立とその適用, 統制循環の完成
    - <諸勧告と1865年国庫監理長官の引退表明>
    - <1866年法案の政策的意図と審議過程>
    - <1866年「国庫及び会計検査院法」の成立とその具体的内容>
    - <1866年法の適用とそれによる財政統制「循環」の実際的完成>

④1867年、インド会計年度の4月30日から「3月31日に終わる年度」への変更

第3節 1850年～60年代における貴族院関係及び国王関係に関する議事規則の修正＝完成

- (1) 貴族院との関係：1861年、貴族院の金銭法案に対する否決権行使の制約化
- (2) 国王との関係：1866年、「発議権」を国王へ限定する「議事規則」の修正＝完成

第4節 小括：1850年～60年代における自由主義的財政統制の完成

#### 第4章 1871-72年度予算の審議過程：庶民院の財政統制の「循環」過程

第1節 予算の審議対象と編成

- (1) 予算の審議対象
- (2) 予算の編成

第2節 1871-72年度予算の予算審議過程

- (1) 会期開始期＝予算審議準備期
- (2) 「統合国庫資金（金額）法」成立までの時期
- (3) 歳入関係での「財政演説」以後、「関税及び所得税法」成立までの時期
- (4) 「割当法」成立までの時期

第3節 1871-72年度予算の決算審議過程

- (1) 「国庫決算書」の提出
- (2) 「既定費支出決算書」と「国庫及び会計検査院長の報告書」の提出
- (3) 各種「割当決算書」と「国庫及び会計検査院長の報告書」の提出
- (4) 庶民院への「決算委員会報告書」の提出

第4節 小括：1871-72年度予算審議における庶民院の財政統制「循環」過程の完成

#### 総括：近代イギリス予算制度成立の歴史的意義

- (1) 近代イギリス予算制度成立の歴史的意義
- (2) 近代イギリス予算制度成立の客観的效果

#### 補論

補論（1）：イギリスにおける「地方会計年度」制定の経緯とその意味

- <19世紀末「大不況」と1888年「地方政府（イングランド及びウェールズ）法」成立>
- <1888年「地方政府（イングランド及びウェールズ）法」と3月31日に終わる「地方会計年度」規定>

補論（2）：日本における「会計年度」制定の経緯とその意味

- <1868年9月「明治」改元と1869年「10月より翌年9月に至るまでを1年度」とする会計年度制定>
- <1872年「暦法の改定」と1872年「1月より12月に至るまでを以て1周年度」とする会計年度制定>

〈1873年「地租改正」開始と1974年「7月1日より翌年6月30日迄」の会計年度制定〉  
〈多数の「租税法の改正」と1884年「4月1日より翌年3月31日に至る1周年」の  
会計年度制定〉

〈1886年「勅令」による「歳計予算」公布〉

〈1889年勅令による「明治22 [=1889] 年度歳入歳出総予算」公布と天皇制絶対主義的  
予算制度の成立〉

(3) 小括：イギリスと日本における会計年度制定の歴史的位罝

## 付表

《近代イギリス予算制度成立史関係略年表》

(序) 前史：イングランド「封建王政」, 「絶対王政」期

(1) 市民革命(前後)期：1640年代～1714年

(2) 重商主義期：1714年～1815年

(3) 古典的自由主義期：1815年～1873年

《イギリス会計年度の地方政府会計への拡大＝「地方会計年度」制定史関係略年表》

《日本における「会計年度」制定史関係略年表》

## 《研究の課題と方法》

本書は近代イギリス予算制度成立史を考察対象としているので、予め、わが国における研究史を検討し、それを踏まえて、本書の課題と方法を明らかにしたい。

わが国における近代イギリス予算制度ないし財政制度に関する研究史として、(1) 国庫制度の全体像について、主として財政実務家による研究<sup>60)</sup>、(2) 予算制度に関するより限定された研究対象である大蔵省統制について、主として行政史ないし財務行政史家による研究<sup>61)</sup>、(3) 予算制度の法律学的ないし憲法学的研究<sup>62)</sup> などがあるが、(4) 歴史学、とりわけ経済史学ないし財政史学から研究<sup>63)</sup> は、なお限定されたままである<sup>64)</sup>。

---

<sup>60)</sup> 戦前の研究としては、鈴木康太郎『英国国庫制度調査』日本銀行、1907年；内池廉吉『英国の会計制度』（其一）（其二）『国民経済雑誌』28-3, 4, 1920年；石黒利吉『英国予算制度論』八州社、1924年；大蔵省主計局『1英国議会制度大要〔野木寛稿〕、2英国予算制度の法制—金銭法案解説〔原純夫稿〕』大蔵省主計局、1934年など、また戦後の研究としては、国立国会図書館調査立法考査局『米・英・仏・財政制度概要』（国調立資料B50）、1949年；平井龍明『イギリスノ予算制度』港出版、1950年；大蔵省主計局総務課『英国予算（第1部予算制度）』、1961年；大蔵省主計局総務課『英国予算（第2部予算の内容、第3部予算法規）』、1962年など。

<sup>61)</sup> 小島昭「大蔵省統制の形成とその論理的展開—英国における大蔵省・各省関係を中心にして—」（辻清明編『現代行政の理論と現実』勁草書房、1965年、所収）；大河内繁男「英国における大蔵省統制の展開過程」（1）（2）（3）（4）（5）『国家学会雑誌』82巻9・10, 11・12, 83巻7・8, 9・10号、1969年；西山一郎「19世紀中葉における大蔵省統制の実態について」『経済論叢（香川大学）』47-4・5・6, 1975年；西山一郎「イギリスにおける19世紀の大蔵省統制」（大川政三・石弘光編『財政学研究』春秋社、1976年、所収）など。

<sup>62)</sup> 小嶋和司「イギリスにおける財政体制および国政体制の成立」（同『日本財政制度の比較法史的研究』[1962年学位論文]、信山社、1996年、所収）；吉田善明「研究ノート イギリスにおける内閣の Estimate 提出から Appropriation Act および Finance Act の制定まで」『法律論叢（明治大学）』39-4・5・6 合併号、1966年；安澤喜一郎「イギリスの予算制度」（同『予算制度の憲法学的研究』成文堂、1974年、所収）など。

<sup>63)</sup> 市民革命期については、とりわけ、長谷田泰三『英国財政史研究』勁草書房、1951年に所収の諸論文、また18世紀末期については、山根誠一郎「研究ノート 18世紀イギリスの戦争と財政」、『経済学論集（筑波大学）』第2号、1978年；金子勝「[1780-87年の]『自由主義』的行政改革の形成」（1）（2）『社会科学研究（東京大学）』34巻2・3号、1982年など。なお、20世紀初頭の完成形態に関する比較的最近の研究としては、吉岡昭彦「近代イギリス予算制度の特質—19世紀後半—20世紀初頭を対象として—」『西洋史研究』16輯、1987年；拙稿「イギリス予算制度と1911年『国会法』の成立」『アルテス・リベラレス（岩手大学人文社会科学部紀要）』41号、1987年など。

<sup>64)</sup> わが国における研究状況は、欧米におけるそれをほぼ反映しているのであるが、欧米における研究として、財政制度全体に関するものとしては、H. Higgs, *Financial System of the United Kingdom*, London, 1914; E. H. Young, *The System of National Finance*, 2nd edn., London, 1924; W. F. Willoughby, W. W. Willoughby, S. M. Lindsay, *The System of Financial Administration of Great Britain: A Report*, New York, 1922. など。

大蔵省統制に関するものとしては、Lord Bridges, *The Treasury*, London, 1964; M. Wright, *Treasury Control of the Civil Service, 1854 - 1874*, 1969; do., "Treasury Control 1854-1914", in G. Sutherland (ed.), *Studies in Growth of Nineteenth Century Government*, 1972; H. Roseveare, *The Treasury: The Evolution of a British Institution*, London, 1969; do., *The Treasury 1660 - 1870: the Foundations of Control*, 1973. などがある。

財政の憲法学的研究としては、周知の F. W. Maitland, *The Constitutional History of England*, Cambridge, 1908, 小山貞夫訳『イングランド憲法史』創文社、1981年がある。

加えて、議会の財務手続き、及び財政統制に関しては、Sir T. E. May, *A Treatise on the Law, Privileges, Proceedings and Usage of Parliament*, London, 1906; A. J. V. Durell, *The Principles and Practise of the System of Control over Parliamentary Grants*, London, 1917; G. F. M. Campion, *An Introduction to the Procedure of House of Commons*, London, 1929; B. Chubb, *The Control of Public Expenditure: Financial Committees of the House of Commons*, Oxford, 1952; P. Einzig, *The Control of the Purse: Progress and Decline of Parliament's Financial Control*, London, 1959; G. Reid, *The Politics of Financial Control: The Role of the House of Commons*, London, 1966. などがある。

このような研究史の中から、ここでは、「近代イギリス予算制度」そのものを考察対象として取り上げている唯一の本格的な研究として、吉岡昭彦氏の研究論文である、「近代イギリス予算制度の特質—19世紀後半—20世紀初頭を対象として—」（『西洋史研究』16輯、1987年）を検討し、問題の所在を確定することにしたい。

第1の問題は、「近代イギリス予算制度」の成立過程、その時期についてである。

吉岡氏は、「1787年のイングランド『統治国庫』の成立を以て予算制度の整備・統一が開始され、その後、第1次選挙法改正(1832年)前後における重要な改革・・・を経て、『支払総監』新設(1848年)、庶民院における『決算委員会』の設置(1861年)などの組織改革を重ねたのち、1866年、イギリスの近代的予算制度を包括的に規定する『国庫・会計検査院法』が制定されるまでの約80年間、この間はまさにイギリスが家産制国家から脱却して近代的予算制度もしくは『財政制度』に移行した時期であると看做しうる」(9頁、アンダーラインは筆者による。以下の引用文でも同様。)と指摘し、また「本文の如き認識は、わが国の予算制度に関する研究において通説になっている」(10頁、)，とも記している、

成立過程＝時期をこのように、「1787年から1866年まで」と理解した場合、この時期の間に、そのように成立した成立内容が成立しているはずであるが、結論的にいって、氏の場合、このような「成立時期」と「成立内容」が整合的に把握されているとは言い難い、という問題があるのではあるまいか。

というのは、氏は、成立過程の指摘について、「近代的予算制度とは、…統治国庫を制度的基礎として、…『内閣統制』＝『議会統制』の体制が完成し、かつその国の中央銀行が国庫金取扱業務を統括するに至ること」(9頁)である、といわば抽象的・一般的に把握したうえで、歴史・具体的には、「とりあえず国庫金と予算審議に限定し、近代予算制度が確立した19世紀後半を対象として、そのイギリス的特質に迫りたい」(9-10頁)としてそれを検討し、その「特質」を指摘してくるのであるが、その特質として指摘されてくるのが、先の「1787年～1866年」の成立時期ではなく、むしろそれ以前に成立しているからである。

この点、具体的にいえば、形式的特質の「(1) 統治原理と予算審議」で、いわゆる「国王の発議権」(限定)と「貴族院」の「同意」を指摘している(31-32頁)のであるが、これらが成立した時期は、「1787年～1866年」ではなく、(後述するように)市民革命期である。また特質の「(2) 『予算』の概念」で、イギリスの予算が「議会制定法によって規定された、議定費支出・割当および財源調達方法の体系」であることを指摘している(32頁)のであるが、このような「議会制定法によって規定された、議定費支出・割当」、つまり「割当法」制定が成立した時期は、「1787年～1866年」ではなく、(後述するように)市民革命期である。

要するに、近代イギリス予算制度の「特質」の成立過程は、1787年からの時期ではなく、市民革命期にまで遡って、検討されねばならないといえよう。

加えて、近代イギリス予算制度の成立過程＝時期を「1787年～1866年」と一括して把握することは、氏の名著『近代イギリス経済史』(岩波書店、1981年)等における、1815年のナポレオン戦争終結時点での前後の時期への時期区分とも整合していない。やはり、予算制度の成立史の場合にも、より包括的な経済政策史の場合と同様に、1815年以前の重商主義期と以後の自由主義期を区別して検討されねばならないといえよう。

第2の問題は、近代イギリス予算制度の成立内容、その特質についてである。

吉岡氏は、成立過程＝時期については「1866年、イギリスの近代的予算制度を包括的に規定する『国庫・会計検査院法』」について指摘しているが、「とりあえず国庫金と予算審議に限定し、・・・そのイギリス的特質に」迫るという方法的視角（＝限定）の故に、1866年法の規定する会計検査等に関する一切の特質把握を欠落しているといえる。

近代イギリス予算制度の成立内容＝特質を把握するためには、予算審議過程に限定せず、それに続く決算審議過程を含めて検討しなければならないといえよう。そうすることによって、「イギリスの近代的予算制度を包括的に規定する」という、1866年法成立のもつ意義を把握しうるはずである。

第3の問題は、近代イギリス予算制度の「特質」についてである。

吉岡氏は、「近代イギリス予算制度」を19世紀後半～20世紀初頭の「予算審議の手続き」と「統合国庫金の制度別・種類別構成」に（方法的に）限定して検討したのち、最後に「近代イギリス予算制度」の「特質」をその形式的側面と実質的側面から「要約」している（31-43頁）。このような要約内容それ自体は有益であるとしても、問題は、「特質」として指摘されている内容が、先立って検討した「近代イギリス予算制度」に関する論述内容からいわば内在的に導きだされたものではなく、むしろ（「大陸諸国や日本」（32頁）と対比しての）イギリス的特質であり、その諸側面を、形式的・実質的区別をつけつつも、列挙して解説・説明するだけに留まっていること、従って、「近代イギリス予算制度」に関して、そのような制度の成立の経緯から内在的に導きだされてくるような、統一的な「意義ないし意味」を把握するには至っていないこと、である。

これは言うまでもなく、氏の方法的視角（＝限定）により、「近代イギリス予算制度」に関する「成立史」を、全く捨象＝課題外として検討していないためである。いうまでもなく、このような方法的視角（＝限定）は、氏の名著『近代イギリス経済史』において提示された、いわゆる「戦後歴史学」が到達した研究方法、すなわち、「歴史学的なアプローチ」に従って、「経済的基礎過程の分析を国家の構造と機能に収斂せしめることによって、統一的な歴史像に接近する」（同書、5頁）という接近方法とは異なっている。

従って今後、「近代イギリス予算制度」に関する「成立史」として、「制度」の諸側面それぞれが成立するに至った歴史的経緯についての本格的な研究により、歴史的観点から、「近代イギリス予算制度」のもつ独自の「歴史的意義ないし意味」を統一的に把握することが必要であるといえよう。

第4の問題は、会計年度についてである。

吉岡氏は、会計年度に関して、単に「1887年より1914年に至る各会計年度（4月1日より翌年3月31日まで）について・・・」（7頁）、あるいは、「会計年度は1854年の公収入（国庫金）法により、4月1日より翌年3月31日までに統一された」（8頁）、と指摘するに留まっている。しかし、本文（表5）で依拠している周知の歴史統計書たる、B. R. Mitchell, *Abstract of British Historical Statistics* では、財政関係統計諸表の注記として、会計年度に関して、「1751年までは9月29日に終わる」こと、「1799年までは10月10日に終わる」こと、「1854年までは1月5日に終わる」こと、それ以後「3月31日に終わる」ことを明記している（pp. 388ff）。

このようなイギリスの会計年度に関しては、氏の指摘する「4月1日より」という開始期日ではなく、「3月31日に終わる」という終わる期日で規定していることを確認したうえで、予算制度の一環として、

会計年度が成立するに至った経緯とその意味をも検討しなければならないといえよう<sup>65)</sup>。

以上のような研究史上の問題点を踏まえて、本書では、対象時期をイギリス資本主義の推転過程に対応させて、(1)市民革命(前後)期(1640年代から1714年のアン女王の死まで)、(2)重商主義期(1714年のハノーヴァー朝の成立から1815年のナポレオン戦争終結まで)、(3)古典的自由主義期(1815年のナポレオン戦争終結から1873年の「大不況」開始まで)に3区分し、時期毎に、いわば段階的に、近代イギリス予算制度の成立過程を、それを規定した歴史的要因を踏まえつつ、(1)歳出入、予算審議面、(2)国債、国庫、決算審議面から、さらに、(3)庶民院の財政的議事手続き面、貴族院との関係面、国王との関係面からも、歴史・具体的に検討し、またそれに即した会計年度制定の経緯をも検討する<sup>66)</sup>ことによって、近代イギリス予算制度成立に至る歴史的経緯とその歴史的意義を解明することを課題としたい。

---

<sup>65)</sup> 「会計年度」制定に関する本格的な研究は、管見の限り、わが国は勿論、欧米においても欠落しているといえる。しかし、研究が欠落しているとしても、「会計年度」の制定の経緯を調べてみると、それは単に会計上の技術的問題ではなく、イギリスの「国制 constitution と「統治」 government に関わる問題である。つまり、一方では、名誉革命後の「立憲君主制」による統治、他方では、それに対するその後の選挙法改正等による議会制民主主義の進展、この両者の結果として制定されてくる。

従って、「会計年度」の制定過程は、すぐれて「財政民主主義」の進展過程を表示するものであり、このような基礎的視角からの本格的な研究が必要であるといえよう。

<sup>66)</sup> 予算制度の成立過程に即して、会計年度制定に関する経緯を検討していく場合、カレンダーに関する予備知識が必要になるので、予め、技術的事項として簡単に確認しておきたい。

#### 1、地球の公転

暦の出発点は天体の観測、つまり地球、太陽、月のそれぞれの位置と運動の観測であるが、太陽暦に限定していえば、まず地球の太陽との関係を確認すると、地球の公転は365.24219878日である。これを簡単に365.25日として暦を作成すると、その後、実際の季節と一定のズレが生じてくることに留意しておきたい。

次に地球の運動を観察して、昼と夜の同一な春分と秋分、そして昼の最も長い夏至と逆の冬至として、具体的には冬至が12月21日頃、春分が3月21日頃、夏至が6月21日頃、秋分が9月23日頃という4分割の考えがでてくる。これは予算との関連では四半期毎のいわゆる四季支払日 quarter day の背景になるのである。

#### 2、エジプト暦

さて、このような観察に基づいて作成された太陽暦の最初であるといわれるのが、エジプト暦である。まず紀元前2900年頃、全天で最も明るい恒星シリウス Sirius が夏至頃の7月19日に日出前に東から出てくることを目安に、1年が約365.25日であることを知る。この7月19日はちょうどナイル河の洪水が始まる時でもあり、当時この日から1年が開始していた。その後、プトレマイオス朝期になって、紀元前239年に4年に1度の閏日(366日)が設定される。

#### 3、ユリウス暦 Julian Calendar

ユリウス・カエサル Julius Caesar がこのエジプト暦を採用してユリウス暦を作成する。紀元前46年に開始して、翌紀元前45年から1年を365日とし、月名にローマ月名を使用し、4年に1回潤年を設定する(2月24日を2度数える)。その後、西暦325年、ニケーヤの宗教会議 Council of Nicaea で、復活祭日 Easter day を決定するのに必要な春分の日を3月21日に定めた。

#### 4、グレゴリウス暦 Gregorian Calendar

ところがその後、1582年頃になると、春分点が3月21日より10日ほど遅れて3月11日と暦日が季節より遅れ、復活祭の設定に困ったので、ローマ教皇グレゴリウス13世 Gregorius XIII がグレゴリウス暦を作成する。具体的には、400年に97回潤を設定し、1582年10月4日の翌日を10月15日、閏日を2月末日とし、春分を3月21日頃に戻した。これが今日の暦である。

なお、カレンダーについては、簡単には『ブリタニカ国際大百科事典』の各関係項目を参照。また数学的研究としては、石川栄助「暦のはじまり」『数理科学』No. 235, January 1983、文化史的研究としては、岡田芳朗『グレゴリー暦の文化史的研究—現行暦の起源と普及および改良問題—』日本史研究会、1959年などを参照。

## 《 研究の総括：近代イギリス予算制度の成立とその歴史的意義 》

以上の考察を踏まえて、近代イギリス予算制度の成立過程を概括しつつ、その歴史的意義を指摘していきたい（必要により、本編末尾に掲載した「近代イギリス財政政策史関係略年表」を参照されたい）。

### (序) 前史：イングランド「封建王政」、「絶対王政」における財政的＝国制的統治体制

予め、前史として議会、とりわけ庶民院の歴史的位置の把握に必要な限りで、イングランド「封建王政」、「絶対王政」の完成過程とその形態について概括しておきたい。

#### 1) イングランド「封建王政」について。

- ①まず宗教面で、イギリスにおける叙任権闘争の決着を示す、1107年「ロンドン協約」により、当時の国王と教皇による俗権と教権の「二元的支配体制」が成立する。
- ②この二元的支配体制の下で、経済面では、周知のように、13世紀後半にイギリス「封建制」が確立する。
- ③それを基礎として、王政の物的基礎をなす財政＝国制面では、1337年までには聖職者の譲与金が「聖職者会議」でなされる慣行が確立する、また1339年以降、議会における貴族院と庶民院の分化＝成立が永続的なものになる。
- ④こうして、イングランド「封建王政」は、物的基礎をなす財政機構の面からいえば、14世紀中葉に、「聖職者」身分の場合には譲与金を譲与する会議であるカンタベリーとヨークの「聖職者会議」が成立すること、また俗人の場合には「庶民」身分と「貴族」身分がそれぞれ譲与金を譲与する会議である「庶民院」と「貴族院」が分化して成立することにより、聖俗二元的に、また身分として「聖職者」、「貴族」、「庶民」という3つの身分別に譲与する形態をもって、「完成」したといえる。

#### 2) イングランド「絶対王政」について。

- ①まず、宗教面で、イギリス宗教改革は、権限の面では1534年「国王至上法」の成立、また財源の面では同じ1534年の「国王への初収入税譲与法」の成立によって基本的に実現したといえるのであるが、これにより、国王による権限と財源の両面での「聖俗一元的支配体制」が成立する。
- ②この一元的支配体制の下で、経済面では1530年代にイギリス「絶対王制」が「確立」する。
- ③それを基礎として、王政の物的基礎をなす財政＝国制面では、1540年「聖職者臨時税確認法」成立以来、常に「聖職者会議」で譲与された臨時税が議会制定法によって確認されるようになる。
- ④こうして、イングランド「絶対王政」は、物的基礎をなす財政機構の面からいえば、16世紀中葉に、「聖職者」身分の「聖職者会議」を俗人の「議会」に従属化させることにより、今や聖俗一元的に、身分的には（聖職者身分を従属化させつつも）なお3身分別に譲与する形態をもって、「完成」したといえる<sup>67)</sup>。

<sup>67)</sup> 以上の把握を踏まえて、イングランド封建王政及び絶対王政に関していえば、周知のように、わが国に歴大な研究史が存在するにもかかわらず、管見の限りでは諸身分、とりわけ「聖職者」身分とその会議である「聖職者会議」に関する本格的研究が殆ど欠落していること、そのため、諸身分から成る「封建王政」及び「絶対王政」について「完

このように「封建王政」, 「絶対王政」の場合, 国王の金銭要求に対して, 3身分が金銭譲与=課税賦課するのみに留まっていたことに留意しておきたい。

### (1) 市民革命(前後)期: 予算制度における「立憲体制」の基本的成立

さて, 市民革命(前後)期(1641年~1714年)には, 初期重商主義的な対オランダ及びフランス戦争等により, 「軍事費及び国債費膨脹型=間接税及び国債依存型財政」としてのイギリス重商主義財政の「原型」が形成され, それを背景として, その形成を促進し確実にするところの初期重商主義政策として, 議会, とりわけ庶民院による財政統制が展開された。

予算制度面では, まず, (1)対オランダ戦争下の1665年「援助金法」成立により, 封建王政以来の「聖職者」身分の「聖職者会議」での独自の自己課税権を剥奪し, 続いて対フランス戦争下の1693年「地租法」成立により, 「貴族」身分の「貴族院」での独自の自己課税権を剥奪して「庶民院」の下に包摂=一元化した。そして(2)従来の金銭譲与=課税賦課に留まらずに, 「借入及び割当条項」導入, 続いて「軍事歳出予算」の提出とそれに対する「1年間, 援助金譲与法」制定という年度毎の予算審議を開始した。また(3)貴族院との関係では, 1671年と1678年の「決議」により, 歳出入関係法案を「先議する, あるいは修正する権能」から排除した。更に(4)国王との関係では, 1706年「決議」と1713年「議事規則」化により, 歳出入に関する「発議権」を国王に委ねた。こうして, 財政=予算制度での「立憲体制」を基本的に成立させるに至った。

### (2) 重商主義期: 重商主義的予算制度の進展

重商主義期(1714年~1815年)には, 本格的な重商主義戦争等により, 「軍事費及び国債費膨脹型=間接税及び国債依存型財政」としてのイギリス重商主義財政が本格的に展開され, それを背景として, このような展開を促進し確実にするところの, まさに「重商主義」的財政政策として, 庶民院による財政統制が展開された。

予め, 財政統制の前提としての1751年「暦(新暦)法」についていえば, 同法により, 財政的四季支払日の変更とともに, 財務会計年度も(従来の9月29日から)10月10日に終わる年度に変更された。

予算制度面では, とりわけ, (1)支出面における国債費を四季支払日毎に着実に支払いうる体制の構築が必要になり, 1787年に「[大ブリテン]統合国庫資金」が設立された。(2)続いて, 増大する国債費支払い等のために収入面では間接税の収入を把握しうる体制の構築が必要となり, 1802年に関税収入の会計に合わせて, 「1月5日に終わる[会計]年度」とそれに基づく「公的会計」[=国庫決算書]の毎年議会提出が制定されるに至った。こうして, 重商主義的予算制度を進展させた。

---

成形態」が十分には把握されるに至っていないという問題点を指摘しうるのではあるまいか。

従って, 王政の物的基礎をなす財政=国制史的観点からいえば, 封建王政, 絶対王政, さらに続く立憲王政それぞれの「完成形態」を把握し, その上でその完成過程を究明するという方法的視角が必要であるように思われるのである。

### (3) 古典的自由主義期：近代イギリス予算制度の成立(庶民院による財政統制の「循環」の完成)

古典期自由主義期（1815年～1870年）には、対フランス・ナポレオン戦争の終結とイギリス産業資本の確立等により、「巨額国債残高」下での「緊縮財政型＝間接税依存（所得税補充）型財政」としてイギリス古典的自由主義財政が形成されて展開され、それを背景として、このような展開を促進し確実にするところの、まさに「古典的自由主義」財政政策として、庶民院による財政統制が展開された<sup>68)</sup>。

予算制度面では、(1)歳出入、予算審議面、及び(2)国債、国庫、決算審議面での庶民院による財政統制の「循環」が漸次的に進展し、1866年「国庫及び会計検査院法」により法的に完成し、続いて、1870年における決算委員会報告書提出により実際の＝最終的にも完成した。

この間、会計年度については、まず1832年、庶民院の「支出に対する真の統制を確保する」ため、3月31日に終わる「議定費年度」が導入された後、1854年「公的収入及び統合国庫資金負担法」により、「総収入と支出を議会のより直接的な審議と統制下におく」ため、「1月5日に終わる1年」という旧財務会計年度に代わり）3月31日に終わる1年という新たな財務会計年度が規定されたのである。

加えて、(3)庶民院の貴族院との関係では、1861年以後、貴族院の金銭法案に対する否決権の行使を制約化した。また(4)国王との関係では、1866年、「財政的発議権」を国王へ限定する「議事規則」を修正（＝拡大）して完成させた。

更に、以上の考察に続いて、1860年代末における近代イギリス予算制度成立後の最初の本格的な予算と看做しうる1871-72年度予算の審議過程において、庶民院による財政統制の「循環」過程が実際にも完成していたことを確認しえた。

従って、近代イギリス予算制度が、1860年代末に、庶民院による財政統制の「循環」過程の完成として、成立するに至ったといえる<sup>69)</sup>。

以上のことを、イングランド「封建王政」、「絶対王政」の完成形態との対比でいえば、市民革命(前後)期に「成立」したイングランド「立憲王政」の場合に、

- ①宗教面では（1689年「非国教徒寛容法」Act of Toleration<sup>70)</sup>で除外されていたカトリック教徒が1829年「ローマ・カトリック教徒救済法」により「解放」される。
- ②また経済面では1820-30年代に産業資本が確立する。
- ③その上で、王政の物的基礎をなす財政＝国制面では、1860年代末に、「財政的発議権」の国王限定の完成の下で庶民院による財政統制の「循環」過程が完成する。
- ④こうして1860年代末に至って、（1707年「スコットランド連合法」、1800年「アイルランド連合法」下に成立した）「大ブリテン及びアイルランド連合王国」の「立憲王政」が「完成」した。

<sup>68)</sup> Cf. H. Roseveare, *op. cit.*, 1969, p. 142.

<sup>69)</sup> このような近代イギリス予算制度のもとでは、1854年法による「3月31日に終わる1年」という財務会計年度の成立は、まさにイギリスにおける「財政民主主義」の成立を表示しているといえるのである。

<sup>70)</sup> 正式には、「イングランド教会に同意しない陛下のプロテスタント臣民を一定法律の刑罰から免除するための法律」An Act for Exempting their Majestyes Protestant Subjects, dissenting from the Church of England, from the Penalties of certaine Lawes (1 Will. & Mar., c. 18). 本法は1689年5月7日の「対フランス戦争宣言」直後の5月24日に、対フランス戦争遂行策として成立したのであるが、その第XIV条は「ローマ・カトリック教徒等は本法の利益から除外される」ことを規定していた。

このことを、メイSir Thomas Erskine Mayの言葉で表現すると、「国王は金銭を要求し、庶民院はそれを譲与し、また貴族院はその譲与に同意する」The Crown demands money, the Commons grant it, and the Lords assent to the grant.<sup>71)</sup> という、基本的には市民革命(前後)期に「成立」していたいわば予算=統治原則が、1860年代末に至って「完成」したといえよう。

#### (4) 近代イギリス予算制度成立の歴史的意義

以上の考察から明らかなように、近代イギリス予算制度は、市民革命(前後)期を起点とし、重商主義期を経て、古典的自由主義期に、イギリス産業資本の確立とそれに基づく古典的自由主義財政政策として、「立憲君主制」のもとで議会、とりわけ(納税者を代表する)「庶民院」による予算審議から決算審議に至る財政統制の「循環」過程の「完成」により成立したのであるが、それは、財政史的=国制史的観点から一言でいえば、古典的自由主義期における「巨額国債残高」下での「緊縮財政型=間接税依存(所得税補充)型財政」としてのイギリス古典的自由主義財政の、予算制度面からの促進策たる意義をもつといえよう。このような独自の形態と意義をもって、イギリスにおける「財政民主主義」が完成したのである。

#### (5) 近代イギリス予算制度成立の客観的效果

最後に、1860年代末における近代イギリス予算制度成立が、古典的自由主義期における「巨額国債残高」下での「緊縮財政型=間接税依存(所得税補充)型財政」としてイギリス古典的自由主義財政に対してもつ、客観的效果について検討しておきたい。

(本編末尾の追加資料)「1802年～1873年の粗歳出額(対国民所得額比率、%)、歳入額、及び国債残高の推移(連合王国、£m.)」が示すように、(1)その歳出総額は絶対額では、1830年代半葉以降、1854年の会計年度変更に伴う統計上の影響の他に1854年から56年のクリミア戦争による一時的増加があるとしても、1860年代においても抑制されていたこと。また(2)さらに相対的に、国民所得額との対比でいえば、1851年時点では、財政支出の国民総所得比率は10.5%であったが、これが、予算制度が成立した直後の1871年時点では実に7.4%へと、顕著に減少していたこと、を確認しうる。

従って、近代イギリス予算制度成立は、まさに「緊縮財政型」の古典的自由主義財政構造を背景としつつも、更にそれを促進する客観的效果をもったといえるのである。

---

<sup>71)</sup> メイはさらに続けて言う、「しかし、庶民院は、金銭を議決しない、もしもそれが国王によって必要とされないならば;また庶民院は、諸税を賦課もしくは増加しない、もしもこのような課税が、国王によってその国制上の助言者達 [=大臣達] を通して明言されたような、国務のために必要でないならば」と。Sir T.E. May, *op. cit.*, p. 545.

なお、「補論」について、

(1)：「イギリスにおける「地方会計年度」制定の経緯とその意味」については、  
本編末尾の付表《イギリス会計年度の地方政府会計への拡大＝「地方会計年度」制定史関係略年表》  
を参照されたい。

(2)：「日本における「会計年度」制定の経緯とその意味」については、  
本編末尾の付表《日本における「会計年度」制定史関係略年表》を参照されたい。

## 付表

《近代イギリス予算制度成立史関係略年表》

(序) 前史：イングランド「封建王政」, 「絶定王政」期

(1) 市民革命（前後）期：1640年代～1714年

(2) 重商主義期：1714年～1815年

(3) 古典的自由主義期：1815年～1873年

《イギリス会計年度の地方政府会計への拡大＝「地方会計年度」制定史関係略年表》

《日本における「会計年度」制定史関係略年表》

《近代イギリス予算制度成立史関係略年表》

(序) 前史: イングランド「封建王政」, 「絶対王政」期

経済的 基礎過程	政治過程	歳出入, 予算審議関係 国王関係	国債, 財務府 [国庫], 決算審議関係	貴族院関係
			イングランド古来の財務府: ノルマン期に財政を取扱う 2 部門 1, 保蔵室 (Treasury: 王のために金銭を取扱う) 2 部門 2, 財務府 Exchequer 「上級財務府」 Upper Exchequer (会計裁判所) Court of Account: 王の会計を規制することに関連する法廷) 「下級財務府」 Lower Exchequer (受領裁判所) Court of Receipt: 金銭を受領した保蔵室と関連する) 1110年頃から chequered table使用→財務府は年 2 回開催→イースター会期とミカエルマス会期	
13c. 後半,	1107, ロンドン政教協約 ⇒ 教皇と国王による「聖俗二元的支配体制」へ 1215, 「マグナ・カルタ」 1295, 模範議会 (Edward I召集) 1297, 「承認されざるタリジ」[特別賦課金]]			
1337	イングランド封建制確立 1337までに, 「聖職者講与金」が, 「聖職者会議」のみでなされる慣行が確立された」 1339以降, 議会における貴族院と庶民院の分化 = 成立 ⇒ 14c. 中葉, イングランド「封建王政」の完成 1337~1453, 百年戦争 14世紀末, 両院の簡単な議決 voteから, 「法案」 billによって			
	1534, 「聖職者服従・上訴禁止法」[25 Hen. VIII, c. 19] 1534, 「ローマ司教 [教皇] への初収入税支払禁止法」[25 Hen. VIII, c. 20] 1534, 「ピーター祭税・教皇特免禁止法」[25 Hen. VIII, c. 21] 1534, 「国王至上法」[26 Hen. VIII, c. 1] 1534, 「国王への初収入税・毎年年金 [10分の1税] 譲与法」[26 Hen. VIII, c. 3] 1540, 「聖職者臨時税確認法」[32 Hen. VIII, c. 23] 1540, 「初収入税及び10分の1税裁判所」設置 [32 Hen. VIII, c. 45] ⇒ 国王による権限と財源の両面での「聖俗一元的支配体制」の成立 1530年代, イングランド絶対王制確立 ⇒ 16c. 中葉, イングランド「絶対王政」の完成			
	1536, 1543, ウェールズのイングランドへの包含 1541, アイルランド制定法 (Henry VIII = 「アイルランド国王」 規定) 1571, 法定利子10% (→1623, 8% →引下げ)			



1714, 法定利子5%へ引下げ 1714.8/1, Anne死亡	1706, 「審議権」の国王への限定の「決議」(→1713, 「議事規則」化) ⇒ 18c. 初頭, イングランド「立憲王政」の成立 1707, スコットランド連合法 1712, (割当法での)陸軍(・兵站部)費の「特定割当」の開始
--------------------------------------	---

(2) 重商主義期：1714年～1815年

経済的基礎過程	政治過程	歳出入, 予算審議関係 国王関係	国債, 財務府「国庫」, 決算審議関係	貴族院関係
		*重商主義財政の本格的展開：「軍事費及び国債費膨張型＝間接税及び国債依存型」財政		
	1714, George I 即位	1714, シビル・リスト法	1717, 集合基金法 1717, 南海基金法 1717, 一般基金法 (→Walpoleの最初の「減債資金」設立)	
	1727, George II 即位	1727, シビル・リスト法		
	1740-48, オーストリア継承戦争・ジョージ王戦争	1730年代, 「割当法」制定の定着		
	1751, 「暦(新型)法」 (→予算乃至予算審議期間の「従来の3月25日から」實際上, 新財務四季支払日である1月5日に終わる年度へ変更) (→財務会計年度の「従来の9月29日から」10月10日に終わる年度へ変更)			
1756-63, 7年戦争				
1760年代後半, 産業革命開始		1760, シビル・リスト法 (→イングリランド世襲的収入の放棄)		
1775-83, アメリカ独立戦争		1782, シビル・リスト支出への議会の直接的干渉の開始	1786, 「財務委員会」(=庶民院特別委員会)の『報告書』 1786, 減債基金法 1787, 統合国庫資金法 (→「[大ブリテン]統合国庫資金」設立)	
1793-1802, フランス革命戦争				
1797, 兌換停止		1798, (割当法での)海軍費の「特定割当」の開始	1797-8, 「財務委員会」の『報告書』勸告	
		1800, アイルランド連合法		
		1802, 3/25, アミアン条約		
		1803, 5/18～1815, 11/20, ナポレオン戦争		
			1802, 6/22, 「1月5日に終わる」財務会計年度規定及び公的会計[=「国庫決算書」]の毎年議会提出規定 1808, 2/27, 「財務府証券の発行と支払を規制するための法律」[48 Geo. III, c. 1] (→「議定費」財務府証券」発行へ)	



1847年恐慌	<p>1848, 2/22, 「種々雑多費支出調査特別委員会」設置=統合『報告書』) 1848, 8/14, 支払総監法 (→国庫支払行政の「支払総監」への統合=簡素化)</p> <p>1849, 「民事」歳出予算の提出開始 1852, 11/28, 庶民院「自由貿易推進決議」(468対53票) 1853, グラッドストーン首相, グラッドストーン蔵相 1854, 3/28~56, 3/30, クリミア戦争</p> <p>1854, 収入諸部局歳出予算」提出の開始 1854, 「収入諸部局歳出予算」への「当該会計年度内になされる支払」適用 1854, 「収入諸部局歳出予算」への「当該会計年度内になされる支払」適用 1854, 「公的収入及び統合国庫資金負担法」(→3月31日に終わる財務会計年度規定等)</p> <p>1857, 所得税の「毎年度」化 1856~57, 「公金調査特別委員会」設置(→1857, 『報告書』)</p>	<p>1860, 紙稅撤廃法案否決 1860, 紙稅撤廃法案否決 1861, 収入諸部局の「割当決算書」作成, 会計検査, 議院提出規定 1861, 「決算委員会」設置(→1862, 「議事規則」化) 1861, 関稅及び内國稅收入法 (→貴族院の金銭法案に対する否決權行使の制約化)</p>
1857年恐慌	<p>1860, 英仏通商条約 1860, グラッドストーンの第 2 回閣議=財政改革</p>	<p>1861, 収入諸部局の「割当決算書」作成, 会計検査, 議院提出規定 1861, 「決算委員会」設置(→1862, 「議事規則」化) 1861, 関稅及び内國稅收入法 (→貴族院の金銭法案に対する否決權行使の制約化)</p>
1866年恐慌	<p>1867, 8/15, 国民代表法</p> <p>1868, 12, グラッドストーン首相, ローエ蔵相</p> <p>⇒ 連合王国「立憲王政」の完成 1871-2年度予算</p>	<p>1861, インドで陛下の軍隊のため1人当たり£3.10s. の頭割費用の支払開始 1861, 諸部局の「歳出予算」の大蔵省による事前承認規定 1862, 「民事費歳入金」への「当該会計年度内になされる支払」適用 1862, 6/3, 庶民院「財政緊縮決議」(367対65票) 1863, 茶稅の「毎年度」化 1863, 「民事費(内金歳定費)予算」提出の開始 1863, 「民事費」を国王へ限定する議事規則の修正=完成 1866, 「議事規則」を国王へ限定する議事規則の修正=完成 1866, 国庫及び会計検査院法 1867, インド会計年度の4月30日から「3月31日に終わる年度」への変更 1868, インド政府国内決算書の庶民院「決算委員会」提出開始 (→直轄植民地インドに対する財政統制の完成)</p> <p>1870, 2/16, (1868-69年度)『民事・収入部割当決算書：院長報告書付き』提出 1870, 6/22, 決算委員会の(民事及び収入部局に関する)『第1次報告書』提出 1870, 7/18, 決算委員会の(軍事費に関する)『第2次報告書』提出 (→1868年度予算に対する庶民院の財政統制「循環」の完成)</p> <p>1873, 3/20, (1871-72年度予算に関する)『決算委員会報告書』提出 (→1871年度予算に対する庶民院の財政統制「循環」完了)</p>

《イギリス会計年度の地方府会計への拡大＝「地方会計年度」制定史関係略年表》

経済的基礎過程	政治過程	地方財政
1873年恐慌 →19世紀末「大不況」	開始 1880, グラッドストーン自由党政権 1884, 国民代表法＝第3次選挙法改正 1885, 議席再配分法→「1. 議員選挙区」制	ドストローン自由党政権 1880, グラッドストーン自由党政権 1884, 国民代表法＝第3次選挙法改正 1885, 議席再配分法→「1. 議員選挙区」制 1888, 8/13, 「地方府（インダランド及びウエールズ）法」成立 1 条, カウンティ議会の設立 20-30条：. 国庫とカウンティ間での財政関係（補助金関係）の諸規定（→「一般的補助金」） 73条, 地方会計年 local financial year について, 「本法成立後3年内の指定日以後, 地方会計年度は, 3月31日に終わる12カ月間である, またすべてのカウンティ議会の収入と支出の会計は, その年度について作成される, 3月25日に終わる12カ月間であり, 前述の会計はその年度について作成される。」
		1896, 「大不況」脱却

《日本における「会計年度」制定史関係略年表》詳細版

政治過程	経済過程	国家財政関係 歳入関係 歳出関係	会計年度関係 歳入関係 歳出関係 会計検査等
1867, 王政復古, 京都に新政府誕生 1868, 9, 年号を「明治」と改元, 「一世一元の制」			① 1869, 9, 始めて「 <b>会計年度</b> 」制定 [10月より翌年9月に至るまでを1年度とせし] (『明治財政史』1巻587頁) 「明治2年9月会計年度を定むるを以て 府県及藩審審託地に令達して 一年以て該本年9月に至るまでの貢納及諸費を精算し 其12月を期して之を進致せしめ共10日巳降は帳簿を新製し翌年9月を限り決算し爾後毎年12月を期して之を繰上せしむ」
1872, 11/9, 大政官達第337号, <b>憲法の制定</b> : 旧暦(太陽太陰暦)の12/3=太陽暦の73.1/1, 4年毎に閏年置く(ユリウス暦!)。			② 1872, 11/29, <b>会計年度</b> : 改めて1月乃至12月を1会計年度となし (687頁) 「此[=11]月歴法を改定し、従来の会計年度を以て 繰て1月より12月に至るまでを以て1周年度と為し、・・・」 1873, 7/28, 大政官布告272号「 <b>地租改正</b> 」
			③ 1874, 10/13, [大政官達審外並無号] <b>会計年度の制定</b> (1876年7月1日より施行) 連「金税出納の儀毎歳1月より12月迄、更に其年7月1日より翌年6月30日迄を以て 分界を立てて会計上の1周年と相定候」と、 「会計年度を改正し 甲年7月より乙年6月に至る間を以て会計の1周年度となし 其年度に属する一切の収入支出を完結するものとす 而して各庁経費の申請並に勘定帳の進達期限を改正し 1875年7月1日より之を施行す」 蓋し、従来の会計年度は1872年11月29日の改正により 暦年によりたり 暦年によりたりと雖も 元来租税納入の時期多くは甲乙2年に跨り、乙年の夏秋に至りて始めて甲年の取組を納入し終るを得るの状態なるを以て 暦年によりて其取支を決算するときは 自ら交互錯綜の憂あるを以てなり」 (621頁)
1877, 西南戦争		1877, 西南戦争→戦費調達のため不換紙幣増発→激しいインフレ	1877, 7/14, 布告53号, 1876年「 <b>地租徴収期限</b> 」を改正 (「田畑及市街地の3種に区分し」)
	1880, 2/28, 横浜正金銀行設立	1880, 9/27, 布告40号, 酒造税則 (4条) : 「免許は其年10月1日より翌年9月30日迄」 1881, 2/17, 布告14号, 1877年「 <b>地租徴収期限</b> 」改定 (「市街地租の儀は従前の通」) 1881, 11, 松方大藏卿 : 不換紙幣の徹底的整理政策 (紙幣整理→従来田方納税翌年1月1日より同日2月28日限とあるを改め翌年2月1日より同日3月31日限と改定せり)	
	1883, 10, 正金, 外国人為替取扱手続を開始→荷為替業務の拡張→		
			④ 1884, 10/28, [松方大藏卿の]「 <b>会計年度改正ノ議</b> 」「 <b>会計年度更正ノ議</b> 」「 <b>会計年度更正ノ奏議</b> 」 <b>1884, 10/28, [大政官達第89号] : 「会計年度改正」</b> 「 <b>会計年度を改め1886年度以降4月1日より翌年3月31日までをもつて1周年度と制定</b> 「 <b>会計年度の分界を改正し 毎年4月1日より翌年3月31日に至る1周年を以て1年度と為し 1886年度より之を實施せり</b> 其結果 1885年度は1885年7月1日より1886年3月31日に至る9箇月を以て1年度と為したり 蓋し 会計年度は従来7月より翌年6月に至る1周年と定められたるか、爾來數多 <b>租税法</b> の改正せらるるに及び 漸く年度の所屬に 混淆を來たすに至れり 例せば 酒造税の加蓋は其納期後年度に在るに拘はらず 前年度の所屬として執行せしが如き是なり 今若し年度の所屬を正さんか 一時歳入に巨額の不足を生ずべし 依りて政府は年度の分界を改め歳入の所屬を正するの策を 用ひ 4月より翌年3月に至るを以て会計年度となし、以て <b>租税納期との關和を計れり</b> 、・・・」 (1巻767頁)
1885, <b>日本銀行</b> 設立→紙幣消却・正貨蓄積、兌換銀行券発行により統一貨幣制度の樹立 1885, 12/22, 大政官制降上, <b>内閣制度</b> 制定→伊藤博文 : 初代内閣総理大臣, 松方正義 : 初代大藏大臣 1886, 1/1, 空機動施行			
1889, 2/11, <b>大日本帝国憲法</b> , 付屬法令=徴兵令改正, 議院法, 衆議院議員選挙法の公布 →資本主義化, 帝國主義化 1894, 8-95, 4 : 日清戦争 (賠償金 : 2億3000万円) 1897, 金本位制採用 1898, 5/10, 勅令第90号, <b>西年の改正</b> : (グレゴリー暦)			1886, 4/21, <b>勅令</b> 第22号「 <b>明治19年</b> 」 [=1886] <b>歳計予算</b> 」 : 1886年度歳計予算 (歳入 / 歳出)の公布→予算制度成立 1889, 2/11法律第4号「 <b>会計法</b> 」 (1条) : 「政府の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る」) 1889, 3/5, <b>勅令</b> 第23号「 <b>明治22[=1889]年度歳入歳出修正予算</b> 」公布

## 追加資料

《1688～1873 年歳出, 歳入, 債務額の推移関係諸表》

《1871-72 年度予算関連諸表》

- ・表 2-1 予算審議表
- ・表 2-2 割当法の付表
- ・表 2-3 国庫決算書
- ・表 2-4 既定費決算書
- ・表 2-5 割当決算書：海軍

◀1688～1873年歳出、歳入、債務額の推移関係諸表▶

◀1688年～1714年の純歳出、歳入額(大ブリテン)、及び国債残高(連合王国)の推移(£m.)▶

年次	純歳出総額			純歳入総額							年次	国債残高		
	国債費	民事費	軍事費	関税	消費税	印紙税	郵便局	地租・査定税	有基債	無基債				
1688-91(a)	11.5	0.2	1.8	9	8.6	1.9	2.4			0.2	3.2	1691年(c)	3.1	3.1
1692(b)	4.3	0.2	0.7	3.4	4.1	0.9	1.2			0.1	1.6	1692年	3.3	3.3
1693	5.6	0.2	0.7	4.6	3.8	0.7	0.9			0.1	1.7	1693年	5.6	5.9
1694	5.6	0.4	0.7	4.5	4	0.9	0.9			0.1	1.9	1694年	6.1	0.6 5.5
1695	6.2	0.6	0.9	4.9	4.1	0.9	0.9			0.1	1.8	1695年	8.4	1.2 7.2
1696	8	0.7	0.7	3.9	4.8	1	0.9	0.1		0.1	2.5	1696年	10.6	1.2 10.4
1697	8	1	0.9	5.9	3.3	0.7	1.1			0.1	1	1697年	16.7	3.4 13.3
1698	4.1	1.5	0.4	2.2	4.6	1.1	1.4	0.1		0.1	1.5	1697年	17.3	5.1 12.2
1699	4.7	1.5	0.9	2.2	5.2	1.5	1.4	0.1		0.1	1.6	1699年	15.4	4.8 10.6
1700	3.2	1.3	0.7	1.3	4.3	1.5	1	0.1		0.1	1.5	1700年	14.2	4.7 9.4
1701	3.4	1.2	0.7	1.5	3.8	1.6	1	0.1		0.1	1	1701年	14.1	4.7 9.4
1702	5	1.2	0.5	3.2	4.9	1.5	1.4	0.1		0.1	1.8	1702年	14.1	4.6 9.6
1703	5.3	1	0.6	3.7	5.6	1.6	1.8	0.1		0.1	2	1703年	13.6	4.4 9.1
1704	5.5	1	0.7	3.9	5.4	1.6	1.7	0.1		0.1	1.9	1704年	13.4	4.3 9.2
1705	5.9	1	0.7	4	5.3	1.1	1.8	0.1		0.1	2.1	1705年	13	4.1 8.9
1706	6.7	1.1	0.7	4.9	5.3	1.3	1.7	0.1		0.1	2.1	1706年	13	4.5 8.5
1707	8.7	1.8	1.1	5.8	5.5	1.4	1.7	0.1		0.1	2	1707年	14.5	4.3 10.2
1708	7.7	1.6	0.8	5.3	5.2	1.2	1.7	0.1		0.1	2	1708年	15.2	4.8 10.5
1709	9.2	2	0.8	6.4	5.2	1.3	1.6	0.1		0.1	2.1	1709年	19.1	7.4 11.7
1710	9.8	1.8	0.9	7.2	5.2	1.3	1.5	0.1		0.1	2.1	1710年	21.4	7.3 14.1
1711	(d)15.1	1.8	0.7	(d)12.7	5.2	1.1	1.7	0.1		0.1	2.1	1711年	22.4	11.8 10.6
1712	7.9	2.4	0.7	4.8	5.7	1.5	1.8	0.2		0.1	2.2	1712年	34.9	25.6 9.4
1713	6.4	2.9	0.7	2.9	5.8	1.4	2.1	0.1		0.1	1.9	1712年	34.7	26.1 8.6
1714	6.2	3	1.2	2	5.4	1.6	2.1	0.1		0.1	1.3	1714年	36.2	27.8 8.4

[B. R. Mitchell, *Abstract of British Historical Statistics*, 1971, pp. 386, 389, 401. より作成。]

(a) 1688年11月5日から1691年9月29日。

(b) 以後1714年まで、9月29日に終わる年度。

(c) 会計年度は次の期日で終わった: Great Britainの1691-1714は9月29日; Irelandの1691-1714は12月25日。

(d) 有基債の一部(約£7.6m.)を含む。

<1714年～1801年の純歳出、歳入額(大ブリテン), 及び1714年～1815年の国債残高(連合王国)の推移(£m.)>

年次	純歳出総額				純歳入総額						年次	国債残高		
	国債費	民事費	軍事費		関税	消費税	印紙税	郵便局	地租・査定税	有基債		無基債		
1714(a)	6.2	3	1.2	2	5.4	1.6	2.1	0.1	0.1	1.3	1714(c)	36.2	27.8	8.4
1715	6.2	3.3	0.7	2.2	5.5	1.7	2.3	0.1	0.1	1.1	1715	37.4	29.6	7.8
1716	7.1	3	0.9	3.2	5.6	1.5	2.4	0.1	0.1	1.4	1716	37.9	29.5	8.4
1717	5.9	3.4	1	1.4	6.5	1.8	2.4	0.1	0.1	2	1717	39.3	31.7	7.6
1718	6.4	2.8	0.8	2.7	6.1	1.7	2.4	0.1	0.1	1.6	1718	39.7	34.1	5.6
1719	6.2	2.7	0.8	2.7	6	1.6	1.5	0.1	0.1	1.6	1719	41.6	37.2	4.4
1720	6	2.8	1	2.3	6.3	1.7	2.5	0.2	0.1	1.5	1720	54	49.8	4.1
1721	5.9	3.3	1	1.6	6	1.4	2.5	0.1	0.1	1.6	1721	54.9	50.3	4.6
1722	7	3	1.2	2.8	6.2	1.5	2.7	0.1	0.1	1.6	1722	52.7	48.4	4.3
1723	5.7	2.9	0.9	1.8	6	1.6	2.8	0.1	0.1	1.2	1723	53.6	49.1	4.4
1724	5.4	2.9	1	1.6	5.8	1.6	2.6	0.2	0.1	1.2	1724	53.8	48.6	5.2
1725	5.5	2.8	1.3	1.5	6	1.7	2.7	0.2	0.1	1.1	1725	52.7	48.6	4.1
1726	5.5	2.7	1.1	1.8	5.5	1.4	2.7	0.2	0.1	1.1	1726	52.9	49.1	3.8
1727	5.9	2.8	0.9	2.1	6.1	1.6	2.9	0.2	0.1	1.3	1727	53	48.4	4.5
1728	6.5	2.3	1.1	3.1	6.7	1.8	2.6	0.2	0.1	2	1728	52.7	48.5	4.2
1729	5.7	2.3	1	2.4	6.3	1.7	2.6	0.2	0.1	1.6	1729	52.1	48.4	3.7
1730	5.6	2.3	0.9	2.3	6.3	1.6	2.8	0.2	0.1	1.6	1730	51.4	47.4	4
1731	5.3	2.1	0.9	2.3	6.1	1.5	2.8	0.2	0.1	1.2	1731	51.7	47.9	3.7
1732	5	2.2	0.9	1.8	5.8	1.7	2.7	0.1	0.1	1.1	1732	50.1	46.4	3.7
1733	4.6	2.1	1	1.5	5.5	1.5	3	0.1	0.1	0.7	1733	50	46.4	3.6
1734	6.4	2.1	1.1	3.3	5.4	1.6	2.9	0.1	0.1	0.7	1734	49.1	45.4	3.7
1735	5.9	2.2	0.9	2.7	5.7	1.5	2.8	0.1	0.1	1.1	1735	49.3	45.4	3.9
1736	5.8	2.1	0.9	2.7	5.8	1.5	2.8	0.1	0.1	1.1	1736	49.7	46	3.7
1737	5.1	2.1	0.9	2	6.1	1.7	3	0.1	0.1	1.1	1737	48.5	45	3.6
1738	4.7	2.1	0.9	1.7	5.7	1.4	2.9	0.1	0.1	1.1	1738	47.5	44	3.5
1739	5.2	2	1	2.3	5.8	1.4	3	0.1	0.1	1.1	1739	46.9	43.3	3.7
1740	6.2	2.1	0.8	3.2	5.7	1.4	2.8	0.1	0.1	1.3	1740	47.4	43.3	4.2
1741	7.4	2	0.8	4.5	6.2	1.4	2.6	0.1	0.1	2	1741	48.8	43.3	5.4
1742	8.5	2	0.8	5.6	6.4	1.3	2.8	0.1	0.1	2.1	1742	51.3	45	6.4
1743	9	2.1	0.9	6	6.6	1.3	2.9	0.1	0.1	2.1	1743	53.5	47.6	5.9
1744	9.4	2.2	0.9	6.3	6.6	1.1	3.1	0.1	0.1	2.1	1744	57.1	50.4	6.7
1745	8.9	2.3	0.8	5.8	6.5	1.2	2.9	0.1	0.1	2.1	1745	60.1	52.4	7.7
1746	9.8	2.3	0.8	6.7	6.2	1	3	0.1	0.1	2.1	1746	64.9	56.3	8.5
1747	11.5	2.7	1.4	7.4	7	1.3	3.2	0.1	0.1	2.2	1747	69.4	61.8	7.6
1748	11.9	2.8	1	8.2	7.2	1.4	3.4	0.1	0.1	2.2	1748	76.1	68.7	7.4
1749	(d)12.5	3	1.1	(d)8.4	7.5	1.6	3.4	0.1	0.1	2.2	1749	77.8	71.8	6
1750	7.2	3.2	1	2.9	7.5	1.5	3.5	0.1	0.1	2.2	1750	78	72.8	5.2
1751	6.4	3	1.1	2.4	7.1	1.6	3.5	0.1	0.1	1.8	1751	78.1	72.4	5.7
1752(b)	7	3	1.1	3.1	7	1.6	3.4	0.1	0.1	1.7	1752	76.9	71.5	5.5
1753	6	2.8	1.1	2	7.3	1.8	3.6	0.1	0.1	1.7	1753	75	71	4.1
1754	6	2.8	1	2.2	6.8	1.6	3.7	0.1	0.1	1.3	1754	72.2	70.9	1.3
1755	7.1	2.7	1	3.4	6.9	1.8	3.7	0.1	0.1	1.2	1755	72.5	71.8	0.7
1756	9.6	2.8	1.3	5.5	7	1.7	3.6	0.2	0.1	1.4	1756	74.6	73.8	0.8
1757	11.2	2.8	1.1	7.3	8	1.9	3.3	0.2	0.1	2	1757	77.8	76.8	1
1758	13.2	2.9	1.3	9	7.9	1.9	3.5	0.3	0.1	2.1	1758	82.1	81.8	1.4
1759	15.4	2.9	1	11.4	8.2	1.8	3.6	0.3	0.1	2.2	1759	91.3	89.3	1.9
1760	18	3.4	1.2	13.4	9.2	2.1	4.2	0.3	0.1	2.4	1760	101.7	97.6	4.2
1761	21.1	3.9	1.3	16.1	9.6	2.2	4.7	0.3	0.1	2.3	1761	114.2	109.9	4.4
1762	20	4.4	1.2	14.6	9.5	1.8	4.8	0.3	0.1	2.4	1762	126.6	121.9	4.7
1763	(d)17.7	4.7	1.1	(d)12.1	9.8	2.3	4.8	0.3	0.1	2.3	1763	132.6	129.1	3.6
1764	10.7	4.9	1.1	4.7	10.2	2.3	5	0.3	0.1	2.3	1764	134.2	129.2	5
1765	(d)12	4.8	1.1	(d)6.2	10.9	2.3	4.9	0.3	0.2	2.2	1765	133.6	130.6	3
1766	10.3	4.7	1.1	4.6	10.3	2.5	4.9	0.3	0.2	2.2	1766	133.3	131.2	2.1
1767	9.6	5	1	3.6	9.9	2.5	4.5	0.3	0.2	2.2	1767	133.9	131.9	1.9
1768	9.1	4.9	1	3.2	10.1	2.5	4.7	0.3	0.2	1.9	1768	132.6	130.3	2.3
1769	9.6	4.8	1.5	3.2	11.1	2.7	5	0.3	0.2	1.8	1769	130.3	128.6	1.7
1770	10.5	4.8	1.2	3.8	11.4	2.8	5.1	0.3	0.2	1.8	1770	130.6	128.6	2.1
1771	10.1	4.6	1.1	4	11	2.7	4.8	0.3	0.2	1.8	1771	128.9	127.1	1.8
1772	10.7	4.7	1	4.5	11	2.5	5	0.3	0.2	2.1	1772	128.7	126.4	2.2
1773	10	4.6	1	3.7	10.5	2.7	5.1	0.3	0.2	1.8	1773	128.9	125.8	3.1
1774	9.6	4.6	1.1	3.8	10.6	2.6	4.9	0.3	0.2	1.8	1774	127.7	125.3	2.4
1775	10.4	4.7	1.2	3.9	11.1	2.8	5.1	0.4	0.2	1.8	1775	127.3	124.3	3.1
1776	14	4.6	1.3	7.4	10.6	2.7	5.4	0.4	0.2	1.9	1776	131.2	125.9	5.3
1777	15.3	4.7	1.8	8.8	11.1	2.4	5.3	0.4	0.2	2.3	1777	136.6	130.9	5.7
1778	17.9	5	1.4	11.1	11.4	2.3	5.4	0.4	0.1	2.5	1778	143.1	137.1	6
1779	19.7	5.6	1.2	12.5	11.9	2.5	5.6	0.5	0.1	2.5	1779	153.4	144.1	9.4
1780	22.6	6	1.3	14.8	12.5	2.8	6.1	0.5	0.1	2.5	1780	167.2	156.1	11.2
1781	25.8	6.9	1.4	17	13.3	3	6.1	0.6	0.1	2.6	1781	190.4	177.4	11.9
1782	29.2	7.4	1.3	20.2	13.8	2.9	6.4	0.7	0.1	2.7	1782	214.3	197.5	16.8
1783	23.5	8.1	1.4	13.6	12.7	2.9	5.5	0.9	0.2	2.6	1783	231.8	212.8	19
1784	(d)24.2	8.7	1.3	(d)13.7	13.2	3	6.1	1	0.2	2.5	1784	242.9	228.7	14.2
1785	(d)25.8	9.2	1.5	(d)14.9	15.5	4.5	6.1	1.2	0.3	2.7	1785	245.5	239.6	5.8
1786	17	9.5	1.5	5.5	15.2	3.8	6.4	1.3	0.3	2.8	1786	246.2	239.7	6.4
1787	15.5	9.3	1.5	4.2	16.5	4.1	7	1.2	0.3	2.9	1787	245.8	239.2	6.6
1788	16.3	9.4	1.5	4.9	16.8	4	7.3	1.3	0.3	3	1788	245.1	237.7	7.4
1789	16	9.4	1.7	4.5	16.7	3.7	7.3	1.3	0.3	3	1789	244.3	236.2	8.1
1790	16.8	9.4	1.7	5.2	17	3.5	7.7	1.3	0.4	3	1790	244	234.6	9.4
1791	18	9.4	1.9	6.2	18.5	4	8.4	1.4	0.3	2.9	1791	243.2	233	10.1
1792	17	9.3	1.6	5.5	18.6	4.1	8.7	1.5	0.4	3	1792	241.6	231.5	10
1793	19.6	9.1	1.8	8.1	18.1	3.6	8.6	1.5	0.4	3	1793	242.9	229.6	13.3
1794	(d)28.7	9.8	1.6	(d)16.8	18.7	4.3	8.4	1.5	0.5	3	1794	249.6	234	15.6
1795	(d)40	10.5	1.8	(d)26.3	19.1	3.4	9.9	1.5	0.4	2.9	1795	267.4	247.9	19.6
1796	(d)42.4	11.6	2	(d)28.2	19.4	3.6	9.1	1.8	0.5	3	1796	310.4	301.9	8.5
1797	(d)57.6	13.6	2.5	(d)41	21.4	3.9	10.3	2	0.6	3.4	1797	359.2	351.5	7.7
1798	47.4	16	2.2	28.7	26.9	4.7	11.6	2.3	0.7	4.6	1798	391.2	378.6	12.6
1799	47.4	16.9	2.2	27.9	31.8	7.1	11.9	2.4	0.7	6.4	1799	426.6	408.1	18.5
1800(e)	12.4	3.4	0.5	8.5	9.7	2.4	3.2	0.8		1.6	1800		411.4	
1801(f)	51	16.7	2.1	31.7	31.6	6.8	10.6	2.6		5.1	1801	456.1	432.3	23.7
											1802	498.6	478.1	20.5

1803	516.4	501	15.4
1804	523.8	504.3	19.5
1805	539.6	514.2	25.3
1806	564.4	538	26.3
1807	583.1	556	27.1
1808	591.3	559.2	32.1
1809	599	559.8	39.3
1810	607.4	567.7	39.7
1811	609.6	570.8	37.9
1812	626	583.4	42.6
1813	652.3	607.5	44.8
1814	725.5	677.5	48.1
1815	744.9	684.6	60.3

[B. R. Mitchell. *Abstract of British Historical Statistics*, 1971, pp. 386, 389, 401. より作成。]

(a) 以後1751年まで、9月29日に終わる年度。

(b) 以後1799年まで、10月10日に終わる年度。

(c) 会計年度は次の期日で終わった：Great Britain(有基債)の1714-51は9月29日、1752-86は10月10日、1787-1815は2月1日、

Great Britain(有基債以外)の1714-51は9月29日、1752-99は10月10日、1801-15は1月5日；

Irelandの1714-1726は12月25日、1727-1800は3月25日、1801-15は1月5日。

(d) 有基債の要素を含む。

(e) 1月5日に終わる四半期。

(f) 1月5日に終わる年度。

<1802年～1873年の粗歳出額(対国民所得額比率, %), 歳入額, 及び国債残高の推移(連合王国, £m.)>

年次	粗歳出総額				国民所得額 /歳出総額	粗歳入総額						取支	国債残高	
	国債費	民事費	軍事費	歳入総額		関税	消費税	印紙税	地租 ・査定税	所得税	相続税			
1802(a)	65.5	19.9	8	37.4		39.1	8.8	11.6	3.2	4.6	5.8	-26.4	498.6	
1803	54.8	20.4	9.1	25.3		41.2	7.7	15.5	3.4	5.3	3.3	-13.6	516.4	
1804	53	20.7	7.5	23.6		42.4	8.2	18.8	3.6	5.8	0.4	-10.6	523.8	
1805	62.8	20.7	7.8	34.1		50.2	9.4	21.5	3.9	6	3.7	-12.6	539.6	
1806	71.4	22.3	7.9	40.1		55	10.1	23.2	4.6	6.3	4.6	-16.4	564.4	
1807	72.9	23.2	7.5	41.1		60.1	10.8	24.1	4.9	6.4	6.2	-12.8	583.1	
1808	73.3	23.8	8.5	40.9		64.8	12.6	26.7	5	7	10.2	-8.5	591.3	
1809	78	23.1	8.2	44.8		68.2	12.6	27.6	5.4	7.6	11.4	-9.8	599	
1810	81.5	24.2	8.8	48.3		69.2	14.6	24.8	6	8.4	12.4	-12.3	607.4	
1811	81.6	24.4	9	48	35.20%	73	14.4	27.4	6.2	7.7	13.5	-8.6	609.6	
1812	87.3	24.6	9.1	53.4		71	13	27.9	6	7.4	13.2	-16.3	626	
1813	94.8	26.4	9.5	57.3		70.3	14	25.9	6	7.5	13.1	-24.5	652.3	
1814	111.1	27.3	9.7	72.1		74.7	14.4	27.5	6.3	7.9	14.3	-36.4	725.5	
1815	112.9	30	10.4	72.4		77.9	14.8	29.5	6.5	8	14.5	-35	744.9	
1816	99.5	32.2	10.8	56.4		79.1	14.3	29.5	6.7	9.5	14.6	-20.4	778.3	
1817	71.3	32.9	10.3	28.2		69.2	11.9	26.9	6.8	7.3	11.8	-2.1	766.1	
1818	58.7	31.5	9.5	17.7		57.6	13.4	23.2	7.2	8.2	2.3	-1.1	843.3	
1819	57.6	31.3	10.5	15.7		59.5	13.9	26.4	7.2	8.2	0.6	1.9	844.3	
1820	57.5	31.1	9.8	16.7		58.1	13	26.5	7	8.2	0.2	0.6	840.1	
1821	58.4	32	9.7	16.7	19.40%	59.9	11.9	29.6	6.9	8.2		1.5	838.3	
1822	58.4	31.9	9.9	16.7		61.6	12.7	29.9	6.8	8.3		3.2	831.1	
1823	56.5	31.4	9.9	13.9		59.9	13	29.1	6.9	7.7		3.4	836.1	
1824	54.3	30	9.9	14.3		58.5	13.9	27.2	7.1	6.7		4.2	828.6	
1825	55.5	30.2	10.1	15.2		59.7	13.5	28.5	7.6	5.3		4.2	820.2	
1826	54.1	29.2	9.8	15		57.7	18.7	22.6	7.7	5.4		3.6	811	
1827	56.1	29.2	10.1	16.7		55.2	19.5	20.8	7	5.1		-0.9	810	
1828	55.9	29.4	10.3	16.2		54.7	20.1	20	7.1	5.1		-1.2	806.4	
1829	53.5	29.3	9	15.2		56.5	19.3	22.2	7.4	5.2		3	801.3	
1830	53.7	29.1	9.4	15.2		55.3	19.2	21	7.4	5.3		1.6	798.2	
1831	51.9	29.2	8.8	13.9	15.30%	54.5	19.4	20	7.3	5.4		2.6	786.2	
1832	51.5	28.3	8.7	14.4		50.6	18.2	17.5	7.2	5.2		-0.9	784.2	
1833	50.6	28.3	8.5	13.8		51.1	18.5	17.9	7.2	5.2		0.5	783	
1834	48.8	28.5	8	12.3		50.2	17.8	17.7	7.1	5.2		1.4	781.3	
1835	48.9	28.5	8.3	12.1		50.4	20	16.1	7.2	4.8		1.5	774.9	
1836	(d)65.2	28.6	8.2	11.7		50	22	14.4	7.2	3.9		-15	790.4	
1837	(d)54	29.4	8.3	12.1		52.6	23.1	15.7	7.4	3.9		-1.6	790.9	
1838	51.1	29.6	8.7	12.8		50.4	22.1	14.6	7.1	3.9		-0.7	788.9	
1839	51.7	29.4	9.2	12.6		51.3	22.4	14.8	7.2	3.9		-0.4	788.2	
1840	53.4	29.6	9.4	13.8		51.8	23.2	14.6	7.2	3.9		-1.6	788.7	
1841	53.2	29.5	9.2	13.9	11.80%	51.6	23.4	14.9	7.4	4.2		-1.6	790.2	
1842	54.3	29.7	9.6	14.4		52.2	23.5	14.8	7.3	4.7		-2.1	793.9	
1843	55.1	29.6	9.7	14.4		51.1	22.6	13.6	7.2	4.5	0.6	-4	793.5	
1844	55.4	29.4	10.2	14.1		56.7	22.6	14	7.1	4.4	5.3	1.3	794.5	
1845	54.8	30.6	10.2	13.5		58.2	24.1	14.4	7.3	4.4	5.3	3.4	789.9	
1846	53.7	28.6	10	15.2		57.5	21.8	14.6	7.9	4.4	5.2	3.8	787.2	
1847	55.4	28.3	10.9	16.4		58.2	22.2	15	7.7	4.5	5.5	2.8	785.2	
1848	59.1	28.4	12.8	18		56.1	21.7	13.9	7.7	4.6	5.6	-3	792.7	
1849	59	28.7	12.1	17		57.8	22.6	15.2	6.8	4.5	5.5	-1.2	794.3	
1850	55.5	28.5	11.9	15.1		57.1	22.3	15	7	4.5	5.6	1.6	793.5	
1851	54.7	28.3	11.8	14.7	10.50%	57.1	22	15.3	6.7	4.6	5.5	2.4	789.7	
1852	54	28.2	11.8	13.7		56.3	22.2	15.4	6.5	3.8	5.4	2.3	785.7	
1853	55.3	28.1	11.5	15.3		57.3	22.1	15.7	6.9	3.6	5.7	2	782.3	
1854	55.8	28.1	13.4	17.2		58.5	22.5	16.3	7.1	3.3	5.7	2.7	774.4	
1854(b)	14	6.6	2.1	2.2		13.5	5.1	2.6	1.8	0.2	2.7	-0.5	779.7	
1855(c)	69.1	28	11.8	27.5		62.4	21.6	16.9	7.1	3.2	10.6	-6.7	806.5	
1856	93.1	28.2	14	46.7		69.7	23.2	17.5	7.1	3.1	15.1	-23.4	812	
1857	76.1	28.8	13.8	33.5		72.2	23.5	18.3	7.4	3.1	16.1	-3.9	808.9	
1858	68.2	28.7	15.4	22.5		66.9	23.1	17.8	7.4	3.2	11.6	-1.3	808.8	
1859	64.8	28.7	14.6	20.7		64.3	24.1	17.9	8	3.2	6.7	-0.5	806	
1860	69.6	28.7	15.1	24.9		70.1	24.5	20.4	8	3.2	9.6	0.5	805.7	
1861	72.9	26.3	16.3	28.3	10.90%	69.7	23.3	19.4	8.3	3.1	10.9	-3.2	804.7	
1862	72.3	26.3	16.4	29.1		69	23.7	18.3	8.6	3.2	10.4	-3.3	803.9	
1863	70.3	26.2	16.4	28.7		68.8	24	17.2	9	3.2	10.6	-1.5	794.8	
1864	67.8	26.2	16.2	26.2		68.4	23.2	18.2	9.3	3.2	9.1	0.6	790.9	
1865	67.1	26.4	15.7	25.9		68.7	22.6	19.6	9.5	3.3	8	1.6	782.1	
1866	66.5	26.2	15.7	24.7		66.1	21.3	19.8	9.6	3.4	6.4	-0.4	778.1	
1867	67.2	26.1	16.1	25.8		67.8	22.3	20.7	9.4	3.5	5.7	0.6	749.8	
1868	71.8	26.6	16.9	27.1		67.8	22.7	20.2	9.5	3.5	6.2	-4	751	
1869	75.5	26.6	18.1	26.9		70.8	22.4	20.5	9.2	3.5	8.6	-4.7	748.3	
1870	67.1	27.1	17.2	21.5		73.7	21.5	21.8	(e) 4	4.5	10	(e) 4.7	6.6	738.1
1871	67.8	26.8	18.5	21.1	7.40%	68.2	20.2	22.8	3.6	2.7	6.4	4.8	0.4	736.9
1872	69.9	26.8	18.8	24.2		73.1	20.3	23.3	3.9	2.3	9.1	5.2	3.2	732.2
1873	68.8	26.8	19	23.1		74.7	21	25.8	4.1	2.3	7.5	5.1	5.9	728

[B. R. Mitchell, *Abstract of British Historical Statistics*, 1971, pp. 392-393, 396-397, 402-403より作成。国民所得額は、P. Deane and W. A. Cole, *British Economic Growth 1688-1959*, 1969, p. 166に依拠し、それから比率を算出した。]

(a) 以後1854年まで、1月5日に終わる年度

(b) 4月5日に終わる四半期

(c) 以後3月31日に終わる年度

(d) 植民地奴隷所有者への補償支払を含む。1836年に16.7, 1837年に4.1。

(e) 相続税は1870年まで印紙税に含まれていた。

《1688～1873年歳出、歳入、債務額の推移関係表》

図2-1 歳出額の主要費目別推移

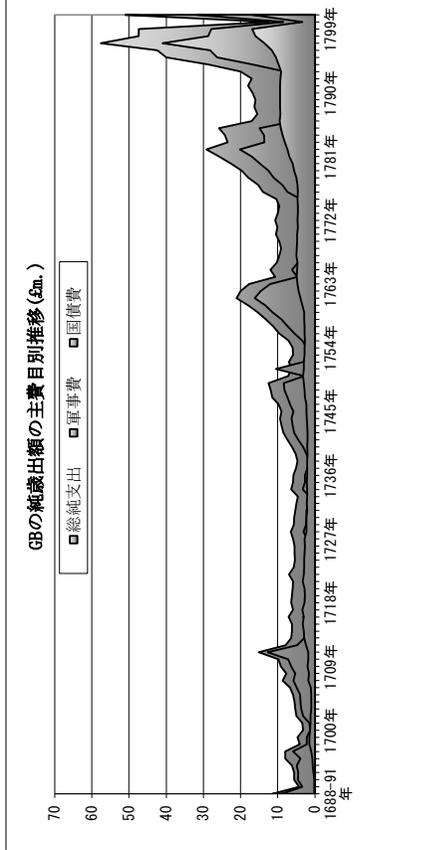
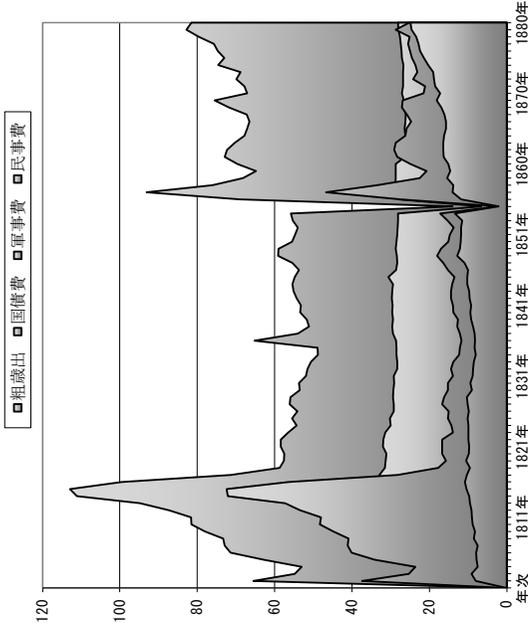


図2-2 歳入額の主税目別推移



UKの歳出額の主要費目別推移 (£m.)



UKの歳入額の主税目別推移 (£m.)

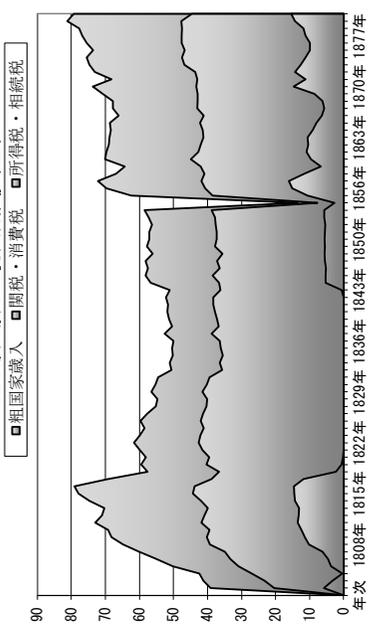
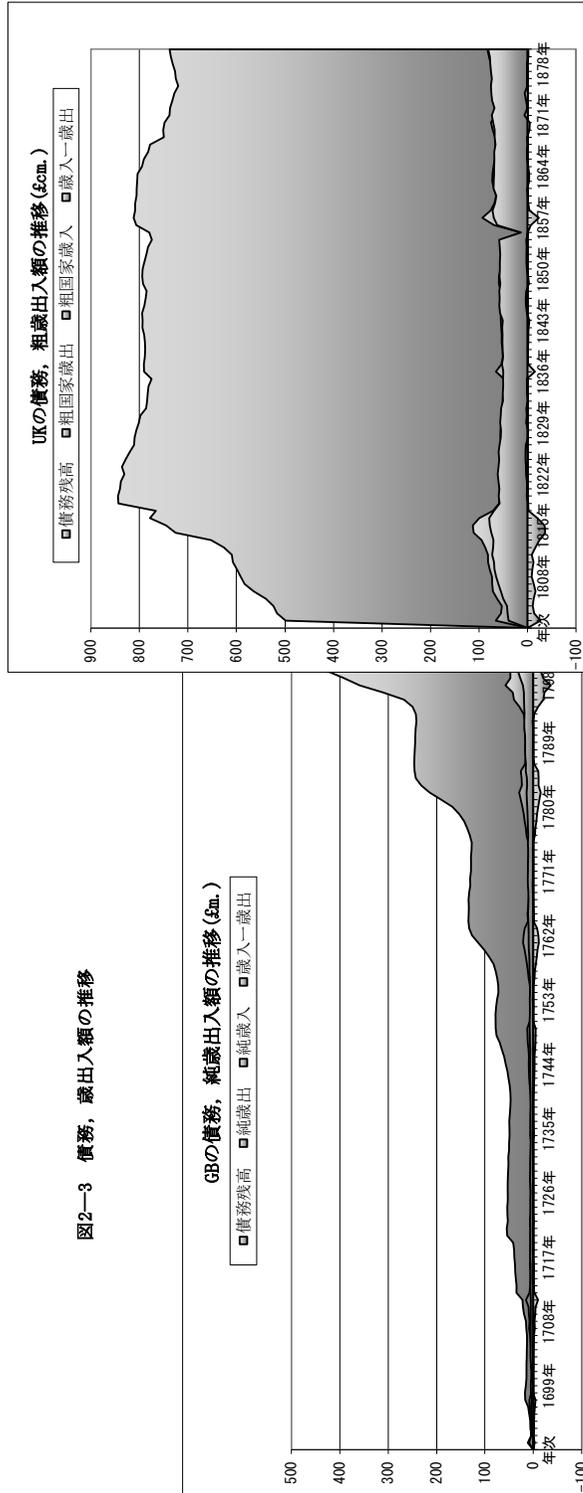


図2—3 債務，歳出入額の推移



[B. R. Mitchell, *Abstract of British Historical Statistics*, 1971, pp. 386-397. より作成。]

《1871-72年度予算関係諸表》  
表2-1 「1871-72年予算の審議過程」

月・日 (曜日)	審議事項 審議場所		支出関係予算 議定委員会		財源委員会		歳入関係予算 庶民院 貴族院	
	審議事項 審議場所	議定委員会 (項番号)	支出関係予算 議定委員会 (項番号)	財源委員会 (款別項番号)	庶民院 本会議	貴族院 本会議	庶民院 本会議	貴族院 本会議
2・9 (木)								
2・10 (金)								
2・13 (月)								
2・16 (木)								
3・13 (月)								
3・16 (木)								
3・20 (月)								
3・21 (火)								
3・22 (水)								
3・23 (木)								
3・24 (金)								
3・25 (土)								
3・27 (月)								
3・28 (火)								
3・29 (水)								
3・30 (木)								
3・31 (金)								
4・17 (月)								
4・20 (木)								
4・21 (金)								
4・26 (水)								
4・27 (木)								
5・1 (月)								
5・4 (木)								
5・8 (月)								
5・11 (木)								
5・12 (金)								

5・15 (月)						統合資金 (£7,000,000) 法案上程 同上, 第2 議会通過 同上, 第3 議会通過	同上, 全院委員會通過 同上, 第3 議会通過	同上, 第3 議会通過 閣税・所得税法案上程 同上, 第2, 第3 議会通過
5・17 (水)						統合資金 (£7,000,000) 法案上程 同上, 第2 議会通過 同上, 第3 議会通過	同上, 第3 議会通過	同上, 第3 議会通過
5・18 (木)						統合資金 (£7,000,000) 法案上程 同上, 第2, 第3 議会通過	同上, 第3 議会通過	同上, 第2, 第3 議会通過
5・19 (金)						統合資金 (£7,000,000) 法案上程 同上, 第2, 第3 議会通過	同上, 第3 議会通過	同上, 第2, 第3 議会通過
5・22 (月)						統合資金 (£7,000,000) 法案上程 同上, 第2, 第3 議会通過	同上, 第3 議会通過	同上, 第2, 第3 議会通過
5・25 (木)						統合資金 (£7,000,000) 法案上程 同上, 第2, 第3 議会通過	同上, 第3 議会通過	同上, 第2, 第3 議会通過
5・26 (金)						更に内金決議, 民事 843, 850 決議, 民事, II-(1)~(29)		1871年閣税・所得税法成立
6・1 (木)						決議, 民事, II-(30)~(41), III-(1)~(3)		
6・7 (水)						決議, 民事, III-(4)~(13), III-(15)~(36), 収入部局, I~V		
6・16 (金)						決議, 民事, I-(1)~(6)		
6・19 (月)						決議, 民事, I-(7)~(22), (26)~(30), VI-(1)~(6), VII-(1)~(4)		
6・20 (火)						決議		
6・21 (水)						統合資金 (£10,000,000) 法案上程 同上, 第2 議会通過	同上, 第2 議会通過	閣税・内国税収入法案上程
6・23 (金)						同上, 第3 議会通過	同上, 第3 議会通過	
6・26 (月)						統合資金 (£10,000,000) 法案上程 同上, 第2 議会通過	同上, 第2 議会通過	
6・27 (火)						同上, 第3 議会通過	同上, 第3 議会通過	
6・30 (金)						統合資金 (£10,000,000) 法案上程 同上, 第2 議会通過	同上, 第2 議会通過	
7・10 (月)						同上, 第3 議会通過	同上, 第3 議会通過	
7・11 (火)						統合資金 (£10,000,000) 法案上程 同上, 第2 議会通過	同上, 第2 議会通過	
7・12 (水)						同上, 第3 議会通過	同上, 第3 議会通過	
7・13 (木)						統合資金 (£10,000,000) 法案上程 同上, 第2 議会通過	同上, 第2 議会通過	
7・14 (金)						同上, 第3 議会通過	同上, 第3 議会通過	
7・17 (月)						決議, 民事, IV-(1)~(2), IV-(4)~(10), (12)~(16), V-(1)		
7・18 (火)						決議		
7・20 (木)						統合資金 (£10,000,000) 法案上程 同上, 第2 議会通過	同上, 第2 議会通過	
7・24 (月)						同上, 第3 議会通過	同上, 第3 議会通過	
7・28 (金)						統合資金 (£10,000,000) 法案上程 同上, 第2 議会通過	同上, 第2 議会通過	
7・31 (月)						統合資金 (£10,000,000) 法案上程 同上, 第2 議会通過	同上, 第2 議会通過	
8・7 (月)						統合資金 (£10,000,000) 法案上程 同上, 第2 議会通過	同上, 第2 議会通過	
8・8 (火)						統合資金 (£10,000,000) 法案上程 同上, 第2 議会通過	同上, 第2 議会通過	
8・9 (水)						統合資金 (£10,000,000) 法案上程 同上, 第2 議会通過	同上, 第2 議会通過	
8・11 (金)						統合資金 (£10,000,000) 法案上程 同上, 第2 議会通過	同上, 第2 議会通過	
8・12 (土)						統合資金 (£10,000,000) 法案上程 同上, 第2 議会通過	同上, 第2 議会通過	
8・14 (月)						統合資金 (£10,000,000) 法案上程 同上, 第2 議会通過	同上, 第2 議会通過	
8・15 (火)						統合資金 (£22,132,036) 決議, 民事, I-(23)~(24), IV-(3), V-(2)~(5), 追加, 決議, 民事, V-(6)~(9) [追加]	同上, 第3 議会通過	閣税・内国税収入法案上程 同上, 第2 議会通過
8・16 (水)						統合資金 (£22,132,036) 決議, 民事, V-(6)~(9) [追加]	同上, 第3 議会通過	同上, 第3 議会通過
8・17 (木)						統合資金 (£22,132,036) 決議, 民事, V-(6)~(9) [追加]	同上, 第3 議会通過	同上, 第3 議会通過
8・18 (金)						統合資金 (£22,132,036) 決議, 民事, V-(6)~(9) [追加]	同上, 第3 議会通過	同上, 第3 議会通過
8・19 (土)						統合資金 (£22,132,036) 決議, 民事, V-(6)~(9) [追加]	同上, 第3 議会通過	同上, 第3 議会通過
8・21 (月)						統合資金 (£22,132,036) 決議, 民事, V-(6)~(9) [追加]	同上, 第3 議会通過	同上, 第3 議会通過

[ Hansard' s Parliamentary Debates. の関係箇所より作成。]

表2-2 「1871年割当法」の「別表」

表2-2 (1) 本法が言及する別表(A.) (B.) の概要

別表 (A.) - 統合国庫資金からの譲与金 (£)	別表 (B.) - 譲与金の割当 (£)	45,006,516
I 部 不足, 1869-70年		63,973
II 部 追加, 1870-71年		398,607
III 部 1871-72年		
IV 部 海軍		9,789,956
V 部 陸軍		16,454,700
VI 部 民事	I 部 1,486,874	
VII 部	II 部 1,852,536	
VIII 部	III 部 4,026,660	
IX 部	IV 部 2,285,027	
X 部	V 部 592,764	
XI 部	VI 部 500,413	
	VII 部 69,884	
XII 部 総民事		10,814,158
XIII 部 収入部局等		6,644,255
XIV 部 国庫債券		700,000
[ 総計 ]	Greenwich病院・学校のための貸付	140,867
		45,006,516

表2-2 (2) 別表 (B.) - I 部。

不足 (£) 1870年3月31日に終わる年度について、ここで特に言及され幾つかの譲与金における不足を補うために譲与された金額の表、すなわち：  
総民事 63,973

表2-2 (3) 別表 (B.) - II 部。

ルイーズ王女の結婚持参金 (£) 追加 (£) 1871年3月31日に終わる年度について、ここで特に言及され幾つかの国務のための費用を支払うために譲与された追加金額の表、すなわち：  
30,000  
368,607  
398,607  
計

表2-2 (4) 別表 (B.) 一III 部。

海軍。

1872年3月31日に終わる年度の間に支払うであろうところの、ここで特に言及される海軍の費用を支払うために譲与された金額の表、すなわち：

No.		起えない金額 (千)
1	61,000人の水兵・海兵隊員への給与等のため	2,693,336
2	水兵・海兵隊員のための食糧・衣類のため	1,038,202
3	海軍本部の費用のため	163,499
4	沿岸警備隊、海軍沿岸義勇兵、海軍予備役の費用、及び水兵・海兵隊員年金準備金のため	187,830
5	幾つかの海軍技術部局の費用のため	67,103
6	国内・海外の海軍工廠・海軍磨場の費用のため	967,418
7	国内・海外の軍需部倉庫の費用のため	68,334
8	国内・海外の海軍医療施設の費用のため	57,906
9	海兵隊分艦隊の費用のため	18,021
10	艦隊・沿岸警備隊を建設、修理、機装するための海軍備品のため	837,965
11	蒸気機関類のため、及び契約による造船に対してなされる支払いのため	751,716
12	海軍施設での新工事、建設、機械類及び修理のため	780,994
13	薬剤、医療備品等のため	67,600
14	軍法及び法律的費用のため	16,005
15	種々の雑務の費用のため	125,617
16	海軍将校及び海兵隊員への休職給、予備・退職給のため	829,238
17	軍人年金・手当のため	633,785
18	文官年金・手当のため	312,237
19	陸軍部局のため食糧供給と軍隊運搬用船舶の運賃のため、海軍総額	173,150
		9,789,956

表 2-2 (5) 別表 (B.) 一 IV 部。

No.	陸軍。	起えない金額 (千)
1	国内・海外 (インド除く) での地上軍の参謀本部及び連隊の給与、手当て及び費用のため	5,411,900
2	典礼のため	46,400
3	軍法のため	28,900
4	医療施設及び医務のため	248,300
5	民兵給与・手当のため	957,300
6	義勇騎兵団のため	81,700
7	義勇兵団のため	485,700
8	陸軍予備役軍 (兵籍年金受給者含む) のため	129,200
9	統制の施設、給与等のため	374,300
10	軍隊の糧食、馬糧、燃料と照明、展開等のため	1,735,600
11	衣類の施設、業務及び支給のため	878,300
12	地上・海上軍務のための軍事その他備品の支給、製造及び修理 (製造部局施設含む) のため	1,815,800
13	国内・海外での工事、建設、修理の監督施設及び支出のため	983,800
14	軍事教育のため	139,700
15	雑務のため	43,300
16	陸軍の行政のため	194,000
17	卓越した軍務に対する報酬のため	27,400
18	将官の給与のため	72,800
19	降定・退職将官の満額給、半給、及び満額・半給将校任命辞令の購入のため	543,600
20	寡婦年金及び特別手当のため	155,200
21	負傷将官の年金及び手当のため	19,900
22	Chelsea 及び Kilmainham 病院、及び同院内年金受給者のため	33,900
23	Chelsea 病院の院外年金受給者等のため	1,262,900
24	老齡退職手当等のため	162,900
25	民兵、義勇騎兵団及び義勇兵団の非実効的軍務のため	18,900
26	陸軍将校職購買委員会の施設、及びそれによる支出のため	603,000
	陸軍総額	16,454,700

表2-2 (6) 別表 (B.) 一 V 部。  
**民事-I 款 (公事業と建築)**

No.	1872年3月31日に終わる年度に支払うであろうところの、ここで特に言及される民事の費用を支払うために譲与された金額の表、すなわち： 起えない金額 (千)	
1	王宮の維持と修繕のため	42, 072
2	王立公園及び悦楽花園のため	101, 451
3	グレートブリテンの公的建築物・記念碑の維持と修繕、給水、公的部局の一時的設備用家賃及び附属費用のため	132, 017
4	グレートブリテンの公的部局での家具の供給と修繕のため	14, 000
5	ウエストミンスターでの新宮殿用地の購入のため	79, 650
6	ダウニング街での内務・植民地大臣、救貧法委員会等の執務室建築のため	30, 578
7	ウエストミンスターの参事会議場の修理と修復のため	80, 000
8	9 スコットランドの裁判所の裁判所又は執務室を建設、改善、維持する費用の半分のため	1, 500
9	国立絵画館の拡大事業のため	14, 583
10	グラスゴー大学の建築物の補助金のため	27, 000
11	エディンバラの産業博物館の拡大のため	20, 000
12	種々の学識団体の占有のため、パースティックハウスの両翼面の敷地と中庭の一部に新建築物の建築のため	12, 000
13	郵政庁と内閣蔵入庁で一定の事業と建築物を建築し維持するため、また両庁に関連する他の事業のため	40, 000
14	大英博物館の維持、家具敷賃料、家具支給及び附属費用のため	150, 995
15	州裁判所の新建築物、裁判所の維持、家具・燃料等の支給及び附属費用のため	5, 170
16	科学芸術部局の新建築物のため	48, 460
17	連合王国の測量、アイルランドの測量改訂、アイルランド土地裁判所用地図、地図公表、及び地理的測量の印刷のため	56, 047
18	商務省下の一定の港の建設のため	128, 700
19	ボートランド港での事業と費用のため	67, 993
20	首都消防隊の設立と維持への拠出のため	600
21	救済及びその他一定政府財産関連目的のための地方査定補助拠出のため、及び政府財産への地方税請求の調査と関連する給与と費用、又は地方税の代わりの拠出のため	10, 000
22	ウエストミントン記念碑のため	36, 223
23	自然史博物館の建設のため	4, 000
24	アイルランドの公共事業委員会の幾つかの公的建築物の建築、修繕と維持のため	40, 000
25	アルスター運河事業の復旧のため	155, 465
26	海外の一定の灯台の維持と修繕のため	5, 226
27	海外大使館の維持と修繕のため	18, 310
28	コンスタンチノーブル、中国、日本、ペーレンでのイギリス大使館邸、礼拝堂、領事館邸等のため	2, 800
29	コンスタンチノーブル、中国、日本、ペーレンでのイギリス大使館邸、建築物建築及び他の費用のため	54, 415
30	新裁判所と執務室の敷地購入、建築物建築及び他の費用のため	2, 320
31	Anstruther港の完成のため	98, 299
32	民事、I 款の合計	7, 000
		1, 486, 874

表2-2-2(7)別表(B.)—VI部。

民事-II款(民事諸部局の給与と費用)

1872年3月31日に終わる年度の間に支払うであろうところの、ここで特に言及される民事の費用を支払うために譲与された金額の表、すなわち：

No.		起えない金額(£)
1	皇族院事務室の給与と費用のため	45,054
2	庶民院事務室の給与と費用のため	50,082
3	大蔵省部局の給与と費用のため	54,964
4	内務大臣部局及び附属事務室の給与と費用のため	88,430
5	外務大臣部局の給与と費用のため	64,674
6	樞密院大臣部局の給与と費用のため	31,249
7	樞密院部局及び附属部局の給与と費用のため	55,885
8	樞密院閣務委員会及び附属部局の給与と費用のため	97,390
9	王冠尚書執務室の給与と費用のため	2,739
10	イングリッシュ及びウエールズの慈善事業監督委員会の給与と費用のため	17,956
11	公務員人事委員会の給与と費用のため	16,882
12	鹽本保有・囲い込み・10分の1税委員会の給与と費用のため	18,848
13	囲い込み・排水諸法下の前払費用のため	10,750
14	国庫及び会計検査院の給与と費用のため	37,533
15	イングリッシュ精神異常者委員会の給与と費用のため	135,250
16	イングリッシュ精神異常者委員会の給与と費用のため	15,432
17	鑄造費用を含め、造幣局の給与と費用のため	37,375
18	国債事務所の給与と費用のため	21,306
19	特許法修正法関連の給与と費用のため	32,539
20	ロンドン及びダブリンの支払表官部局の給与と費用のため	22,166
21	イングリッシュ救貧関連諸法の行政関連の費用のため	226,648
22	公共事業貸付委員会及び西インド諸島救済委員会下の施設の給与と費用のため	22,823
23	イングリッシュ公文書館の給与と費用のため	4,503
24	イングリッシュ印刷局の給与と費用を含め、幾つかの公的部局のための文房具、印刷、製本、印刷書籍のため、また2議院のための文房具、印刷、製本、用紙のため	2,369
25	政府印刷局の給与と費用を含め、幾つかの公的部局のための文房具、印刷、製本、印刷書籍のため、また2議院のための文房具、印刷、製本、用紙のため	370,531
26	木材、森林及び土地収入所及び土地収入記録所の給与と費用のため	25,961
27	事業及び公的建築物委員会の給与と費用のため	38,741
28	外務その他機密調査部のため	25,000
29	スコットランド財務府王室収入徴収官事務所の給与と費用、及び以前に世襲収入から支払われた他の費用のため	5,926
30	スコットランド出生等登記所の給与と費用のため	12,817
31	スコットランド出生等登記所の給与と費用のため	31,300
32	スコットランド精神異常者委員会の給与と費用のため	6,003
33	スコットランド救貧諸法の行政関連の給与と費用のため	17,786
34	アイリッシュ総督世帯の職員と付添い人の給与及びその他費用のため	6,231
35	アイリッシュ担当大臣のダブリンとロンドンの執務室及び附属部局の給与と費用のため	26,935
36	アイリッシュ境界測量関連費用のため	400
37	アイリッシュ総督世帯・連贈委員会の給与と費用のため	2,293
38	アイリッシュ出生等登記所の給与と費用のため、及び農業と移民統計、人口調査の費用のため	36,168
39	アイリッシュ救貧関連諸法の行政のため	102,211
40	アイリッシュ公文書館及び政府関係文書保管官の給与と費用のため	4,564
41	アイリッシュ公共事業所の給与と費用のため	26,822
	民事,II款の合計	1,852,536

表 2-2 (8) 別表 (B.) 一 VII 部。

民事-III 款 (法と司法)

No.	1872年3月31日に終わる年度の間を支払うであろうところの、ここで特に言及される民事の費用を支払うために譲与された金額の表、すなわち： 起えない金額 (£)	
1	費用のため、及び大蔵省事項事務弁護士部局での硬貨関連訴訟を含む給与、手当て及び附随費用のため	44, 310
2	刑事裁判・少年犯罪者諸法下の判決を含め、以前にカウンティ税から支払われたイングランドの巡回・四季裁判所訴訟、州長官費用、巡回裁判所書記等の給与、及び刑事裁判諸法下の治安書記補償その他費用のため	201, 173 176, 202
3	イングランド大法官裁判所の既定費負担でないような給与と費用のため	60, 788
4	イングランド普通法高等法院の既定費負担でないような給与と費用のため	63, 777
5	イングランド破産裁判所の既定費負担でないような給与と費用のため	414, 706
6	州裁判所の給与と費用のため	91, 977
7	イングランド承認・離婚・婚姻原因裁判所の給与と費用のため	13, 160
8	イングランド海事高等法院の補助裁判官・執行官室の給与と費用のため	5, 310
9	土地登記所の給与と附随費用のため	19, 726
10	ロンドンとシアネスの警察裁判所の給与と費用のため	222, 470
11	首都警察の給与と費用及び旧騎馬・徒歩巡査の退職年金のため	312, 500
12	イングランド・ウエールズのバラとカウンティ警察及びスコットランド警察のため	497, 332
13	イングランドと植民地の既決囚施設の監督のため、及び既決囚維持のため	326, 980
14	カウンティ・バラ刑務所の囚人、矯正院・授産学校の少年犯罪者及びグラートブリテンの民間精神病院の刑事精神異常者の維持のため	33, 710
15	イングランドのアロームア刑事精神病院の刑事精神異常者の維持のため	20, 350
16	イングランドの種々の法費用のため	73, 675
17	スコットランドの刑事手続き関連の給与と附随費用のため	56, 267
18	スコットランド裁判所職員のため	30, 240
19	エディンバラの一般登記所の給与と費用のため	24, 987
20	スコットランド刑務所維持のため、バースとエア-の刑務所囚人の維持のため、及び司法統計部局のため	77, 903
21	アイルランド刑務所費用その他費用のため	44, 503
22	アイルランド大法官裁判所の既定費負担でないような給与と費用のため	29, 377
23	アイルランド普通法高等法院の既定費負担でないような給与と費用のため	8, 570
24	アイルランド破産・債務超過裁判所の給与と附随費用のため	12, 721
25	アイルランド土地所領裁判所の給与と費用のため	11, 426
26	アイルランド海事裁判所及び地区登記所の給与と費用のため	2, 090
27	アイルランド証書登記所の給与と費用のため	15, 408
28	アイルランド判決登記所の給与と費用のため	3, 066
29	アイルランド警察委員会の給与、及び警察裁判所と市警察の費用のため	98, 173
30	ダブリンの警察隊のため	918, 260
31	アイルランドの政府刑務所の監督・査察、常習記録所、及び政府刑務所の囚人維持のため	46, 500
32	アイルランドのカウンティ・バラ刑務所の囚人維持、及び矯正院・授産学校の費用のため	52, 223
33	アイルランドのDundrum刑事精神病院での刑事精神異常者の給与と費用のため	5, 550
34	ダブリンのアイランド最高法院王座部監獄の給与と費用のため	2, 480
35	アイルランドの種々の法費用のため	8, 770
36	民事, III 款の合計	4, 026, 660

表2-2 (9) 別表 (B.) 一 VIII 部。

**民事-V 款 (教育, 科学及び芸術)**

1872年3月31日に終わる年度間に支払うであろうところの, ここで特に言及される民事の費用を支払うために譲与された金額の表, すなわち:

No.		超えない金額 (£)
1	グレートブリテンの公的教育的のため	1,458,402
2	科学芸術部局及び関連施設の給与と費用のため	233,179
3	大英博物館の給与と費用のため	97,969
4	ロンドンの国立絵画館の給与と費用のため	6,148
5	国立肖像画館の設立に関連する給与と費用のため	2,000
6	グレートブリテンの学識諸団体の費用への補助金のため	12,450
7	ロンドン大学のため	9,642
8	寄付学校委員会の給与と費用のため	14,747
9	スコットランド諸大学への補助金のため	18,880
10	連合条約下の相当物履行上, スコットランド製造業委員会への年金, 及びTorrie コレクション 展示その他のため	2,100
11	アイルランドの国民教育委員会下の公的教育的のため	416,825
12	アイルランドの教育委員会の費用のため	695
13	アイルランド国立絵画館の給与と費用, 及び絵画購入のため	2,340
14	アイルランド・アカデミーのため	1,684
15	アイルランドのクイーンズ大学のため	3,703
16	アイルランドのクイーンズカレッジのため	4,263
	民事, IV 款の合計	2,285,027

表2-2 (10) 別表 (B.) 一 IX 部。

**民事-V 款 (植民地, 領事館その他外交)**

1872年3月31日に終わる年度間に支払うであろうところの, ここで特に言及される民事の費用を支払うために譲与された金額の表, すなわち:

No.		超えない金額 (£)
1	海外大使館及び公館の費用のため	215,876
2	海外領事館施設, 及び領事館議定費負担のその他費用のため	268,179
3	総督等の給与と手当て, 及び一定植民地のその他の費用のため	63,564
4	オレンジ川条約 (喜望峯) の負担及びセントヘレナ島のため	3,968
5	奴隷取引禁止のため諸外国との条約下に設立した混成委員会の給与と費用のため	1,780
6	船籍取引禁止のため諸外国との条約下に設立した混成委員会の費用のため	18,702
7	王国の異なる港での移民委員会と移民職員, 及びその他の移民関連費用のため	9,745
8	インドからフランス植民地へのクルーアの移民関連費用のため	100,000
9	大蔵省金庫のため	592,764
	民事, V 款の合計	

表2-2 (11) 別表 (B.) 一 X 部。

**民事-VI 款 (退職年金・退職手当, 及び慈善その他の目的のための賜金)**

1872年3月31日に終わる年度間に支払うであろうところの, ここで特に言及される民事の費用を支払うために譲与された金額の表, すなわち:

No.		超えない金額 (£)
1	以前の国務雇用者への退職年金と退職手当のため	387,972
2	商船隊員基金法下の商船の雇用者と船員, その寡婦・子供への年金, 及び旧商船隊員基金受託団職員への補償のため	45,410
3	海外遭難イギリス船員の救済のため	35,400
4	アイルランドの一定病院・診療所の援助のため	19,033
5	グレートブリテンの種々の慈善その他手当のため	6,363
6	アイルランドの種々の慈善その他手当のため	6,235
	民事, VI 款の合計	500,413

表2-2 (12) 別表 (B.) — XI 部。

民事-VII 款 (雑)	
1872年3月31日に終わる年度の間を支払うであろうところの、ここで特に言及される民事の費用を支払うために譲与された金額の表、すなわち :	
No.	超えない金額 (£)
1 一時的委員会の給与と附随費用のため	18, 442
2 互恵条約下にイギリスと海外の船舶のため	46, 147
3 アイルランドの亜麻栽培奨励のため	1, 000
4 種々の費用のため	4, 295
民事, VII 款の合計	69, 884

表2-2 (13) 別表 (B.) — XII 部。

収入諸部局	
1872年3月31日に終わる年度の間を支払うであろうところの、ここで特に言及される民事の費用を支払うために譲与された金額の表、すなわち :	
No.	超えない金額 (£)
1 開税部局の給与と費用のために	979, 888
2 内国収入部局の給与と費用のために	1, 625, 625
3 郵便業務の給与と費用、及び郵便貯蓄銀行、政府年金・保険、郵便収入徴収の費用のため	2, 470, 355
4 郵便小包業務のため	1, 148, 387
5 郵便電信業務の給与と費用のため	420, 000
収入諸部局、合計	6, 644, 255

表2-2 (14) 別表 (B.) — XIII 部。

国庫債券	
1872年3月31日に終わる年度の間に満期となるであろう国庫債券を償還するため	
	700, 000

表2-2 (15) 別表 (B.) — XIV 部。

Greenwich 病院と学校	
Greenwich 病院と学校の費用を支払うため、1872年3月31日に終わる年度の間の前払	
	140, 867

表2-3 『1872年3月31日に終わる1871-72会計年度について、大ブリテン及びアイルランド連合王国の国庫決算書』

表2-3 (1) 『1871-72会計年度について、大ブリテン及びアイルランド連合王国の国庫決算書』の目次』

- I. 国庫受取と支出全体の決算書、年度の始めと終りの国庫残高とともに
- II. 国庫受取の詳細な明細書、種々の収入項目下に
- III. 国庫支出の詳細な明細書、種々の支出項目下に
- IV. その他の明細書；  
有基債と無基債の元本と費用、及び年度起債あるいは償還額  
国庫支出金の貸付による前払の詳細

表2-3 (2) 『1871-72年度における公的収入と支出、及びその他の国庫受取と支払；  
1872年3月31日に終る年度に国庫受取と支払の全体、及び年度開始と終了時の国庫残高を示す現金勘定』

公的収入とその他受取の項目	金額 (£)	公的支出とその他支払の項目	金額 (£)
[ I ] 1871年4月1日の国庫残高		[ I ] 既定費のための支払	
イングランド銀行	5,678,914	有基債利子	21,947,385
アイルランド銀行	1,344,520	国債管理費	209,566
		有期年金	4,512,706
		無基債利子	169,943
		王室費	406,238
		年金	304,879
		給与及び手当	103,320
		裁判所	649,200
		雑費 (通常)	282,966
		電信減債基金	50,869
			26,839,601
[ I I ] 国庫受取の収入		[ I I ] 議定費のための支払	1,797,475
関税	20,326,000	陸軍費	15,861,580
消費税	23,326,000	海軍費	9,900,486
印紙税	9,772,000	信用議定費 (欧州での戦争)	101,096
地租及び家屋税	2,330,000		25,863,162
所得税	9,084,000	種々民事費	10,362,818
郵便局	4,680,000	税関及び内国税収入部局	2,578,093
電信事業	755,000	郵便局	2,455,691
王領地 (純収入)	375,000	電信事業	454,477
雑収入	4,060,314	郵便小包事業	1,138,700
			42,852,943
		総通常支出	71,490,020
[ I I I ] その他の国庫受取		[ I I I I ] 防衛工事業 (有期年金)	
事業債起債による調達金		調達金からの支払)	370,000
防衛工事業のための年金創設による調達金	370,000	総支出 (防衛工事業含む)	71,860,020

統合国庫資金貸付の返済 地金購入のため 公共事業・改善等のため サルデーニヤ貸付利子・減債基金 議定費前払の返済 Greenwich病院のため 国庫証券（無基債）発行 一時的貸付の受取 財源援助貸付（1871年割当法[2条]）[受 統合国庫資金不足貸付（1866年法[12条]） 以下のようを受取： 1871年9月30日に終わる四半期 1871年12月31日に終わる四半期 1872年3月31日に終わる四半期	900,000 1,407,079 80,000 2,387,079 138,991 5,123,200 1,000,000 1,800,000 1,300,000 1,700,000 5,800,000 95,551,020	[IV] その他の国庫支払 統合国庫資金負担貸付 硬貨用地金購入のため 公共事業・改善等のため 議定費前払 Greenwich病院のため 有基債の償却 （1866年法[16条]による）余剰収入 から有基債償却への適用金額 無基債の償却 （反対側のように）国庫証券の新証券との？ 国庫証券の金銭での償却 国庫債券の償却 一時的貸付の返済 財源援助貸付の増大収入から返済 統合国庫資金不足貸付の返済 増大収入から 余剰収入（減債基金）から [V] 1872年3月31日の国庫残高 イングラランド銀行 アイルランド銀行	900,000 703,443 1,603,443 138,991 746,812 5,123,200 235,900 700,000 6,059,100 1,000,000 4,740,000 60,000 5,800,000 7,706,923 1,635,728 9,342,652 95,551,020
---	--	--	---

[Finance Accounts of the United Kingdom of Great Britain and Ireland, for the Financial Year 1871-72, ended 31st March 1872, 1872, pp. 8-9. より作成。]

表2-4 『既定費支出決算書』の「概要決算書」

項目	金額 (£)	
有基債利子	21,947,385	
国債管理費	209,566	
有期年金 (減債基金年金を含む)	4,512,706	
無基債利子	169,943	
		26,839,601
王室費	406,238	
年金	304,879	
給与及び手当	103,320	
裁判所	649,200	
雑費 (通常)	282,966	
電信減債基金	50,869	
		1,797,475
統合国庫資金直接負担の通常支出の総支出		71,490,020
防御工事費		370,000
地金購入と種々公共事業のための[統合国庫資金負担]貸付		1,603,443
国庫証券(無基債)の金銭での償却		235,900
財源援助貸付の増大収入から返済		1,000,000
統合国庫資金不足貸付の返済		4,740,000
減債基金(余剰収入)適用		
有基債の償却	746,812	
不足貸付の返済	60,000	
		806,812
統合国庫資金直接負担国務のため、1871-72年度の総支出		37,393,232
<p>大蔵省 1872年9月7日 <span style="float:right">R. R. W. Lingen</span></p> <p>私はこれによって確かに、法律29 &amp; 30 Vict., c. 39 [=1866年「国庫及び会計検査院法」]の21条に従い、前記決算書が、その権威の下で支出がされたところのそれぞれの議会制定法に照合して検査されたこと；またそれに対する私の所見が庶民院の情報のために作成された添付の報告書に見出されることを証明する。</p> <p>国庫及び会計検査院 1873年2月8日 <span style="float:right">国庫及び会計検査院長 Wm. Dunbar</span></p>		

表 2 - 5 「1872年 3月31日に終わる年度に海軍のため、譲与された金額と比較して、支出された金額の概要決算書;法律29&30 Vict., c. 39, s. 22. に従って提出される」

項	サービス	譲与 (追加予算 を含む)	A 総支出		A欄に含まれる Abyssinia 遠征の支出		B 純支出		余剰		不足	
			£	£	£	£	£	£	£	£	£	£
1	水兵・海兵隊員への給与	2,693,336	2,696,702	85	2,696,616		26,719		26,633			
2	追加予算	30,000	1,052,911		1,052,911			14,709				14,709
3	同上のための食糧・衣類	1,038,202	161,440		161,440		2,058		2,058			
4	海軍本部	187,830	162,633		162,633		25,196		25,196			
5	沿岸警備隊 海軍沿岸義勇兵, 海軍予備役	67,103	60,292		60,292		6,810		6,810			
6	海軍技術部局	967,418	964,870		964,870		2,548		2,548			
7	国内・海外の海軍工廠・海軍置場	68,334	67,221		67,221		1,112		1,112			
8	国内・海外の海軍医薬施設	57,906	57,428		57,428		477		477			
9	海兵隊分艦隊	18,021	16,961		16,961		1,059		1,059			
10	艦隊・沿岸警備隊の建設, 修理, 機装するための海軍備品	837,965	915,320		915,320		79,355		79,355			79,355
11	部Section 蒸気機関類及び契約による造船 新工事, 建設, 機械類及び修理	751,716	665,675		665,675		86,040		86,040			
12	追加予算	763,394	824,751		824,751		25,242		25,242			25,242
13	薬剤, 医薬備品	67,600	68,318		68,318		718		718			718
14	軍法及び法律的費用	16,005	15,303		15,303		701		701			701
	雑務	109,617	159,012		159,012		31,395		31,395			31,395
	追加予算	18,000	7,889,843		7,889,843		177,966		177,966			177,966
	実効的サービスの合計	7,943,546	7,889,843		7,889,843		124,178		124,178			124,178
15	海軍非実効的サービス	829,238	793,463		793,463		35,774		35,774			35,774
16	海軍将校及び海兵隊員への休職給, 予備・退職給	633,785	622,692		622,692		12,092		12,092			12,092
	部Section 軍人年金・手当	312,237	308,413		308,413		3,823		3,823			3,823
	部Section 文官年金・手当	9,718,806	9,614,413		9,614,413		228,656		228,656			228,656
	他の政府部局の業務のため	173,150	256,557		256,557		33,970		33,970			33,970
17	陸軍部局(軍隊運搬)	9,891,956	9,870,971		9,870,971		158,148		158,148			158,148
	回収不能として償却願	9,875,891	9,875,891		9,875,891		5,009		5,009			5,009
	戻される純余剰	15,974	15,974		15,974		163,158		163,158			163,158
							65,497		65,497			65,497
							Abyssinia遠征を除く 通常譲与金での純余剰		Abyssinia遠征を含む 通常譲与金での純余剰			
							228,656		228,656			228,656
							15,974		15,974			15,974
							47,000		47,000			47,000
							319,099		319,099			319,099
							1871-72年度に実現され, 国庫に支払われる超過受取		1871-72年度に実現され, 国庫に支払われる超過受取			
							海軍省, 1872年12月31日		海軍省, 1872年12月31日			

H. Walter, 海軍会計長官  
Wm. Dunby, 国庫及び会計検査院長

私はこれによって確かに, この決算書が法律29&30 Vict. c. 39のs. 29 に従い, またにそれに規定された程度にまで私の指図の下に購置達により検査されたこと; 及び, 添付の報告書に含まれる所見を条件として, 上記が1872年 3月31日に終わる年度について海軍のための受取と支出の割当決算書として正しい明細書であることを証明する。

